

# 風水害等対策計画編

## 1. 総則

### 第1節 既往災害状況

#### 第1 風水害の発生状況

##### 1 本市における主要な河川と風水被害

本市における主要な河川及び過去の主な風水被害は、次のとおりである。

※（資料2-2）本市における主要な河川・水位等指定河川

※（資料2-3）本市の主な風水被害

### 第2節 被害想定

#### 第1 被害想定

災害の種類は、台風、大雨等を原因とする風水害と、大規模な火事災害とし、本市の地理的条件、過去において発生した災害の態様等から予想される災害を概ね次のように想定する。

##### 1 台風による災害

- (1) 台風に伴う大雨による河川の氾濫、浸水等
- (2) 台風に伴う暴風による家屋の倒壊、破損等

##### 2 大雨による災害

- (1) 河川等の氾濫による水害等
- (2) 低地帯等の内水排除不良による浸水等
- (3) 土砂崩れによる建造物の損壊等

##### 3 大規模な火事による災害

大規模な火事による多数の死傷者等の発生等

##### 4 その他の災害

- (1) 暴風、竜巻、突風などによる風害
- (2) 春また、秋に気温が急降下することによる凍霜害
- (3) 降ひょうによるひょう害
- (4) 夏期の異常な低温による冷害
- (5) 雨が降らず晴天が続くことによる干害

※（資料2-4）洪水土砂災害ハザードマップ 参照一覧

### 第3節 防災責任者等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係ある各関係機関の所掌事務は、下記のとおりである。□:住所電話等

#### 第1 常陸太田市

##### 常陸太田市

茨城県常陸太田市金井町 3690 Tel 0294-72-3111 (内線 351) Fax 0294-72-3002

- 1 常陸太田市防災会議及び常陸太田市災害対策本部に関する事務
- 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- 3 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報
- 4 災害の防除と拡大防止
- 5 救助、防疫等罹災者の救助、保護
- 6 災害復旧資材の確保
- 7 被災産業に対する融資等の対策
- 8 被災市施設の応急対策
- 9 災害時における文教対策
- 10 災害対策要員の動員、雇上
- 11 災害時における交通、輸送の確保
- 12 被災施設の復旧
- 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- 14 災害対策に関する隣接市町村の相互応援協力

##### 常陸太田市消防本部（消防団、水防団）

常陸太田市山下町 1693 Tel 0294-73-0119 Fax 0294-72-3713

- 1 消防、水防、防災活動
- 2 災害の予防警戒及び防御
- 3 人命の救出、救助及び応急救護
- 4 災害時の救助、救急、情報の伝達
- 5 危険物施設等の安全確保のための指導

##### 常陸太田市福祉事務所

常陸太田市金井町 3690 Tel 0294 (72) 3111 Fax 0294-72-3083

- 1 災害救助法の適用
- 2 生活救援物資の供給

##### 常陸太田市社会福祉協議会

常陸太田市稲木町 33 総合福祉会館内 Tel 0294-73-1717 Fax 0294-72-5449

- 1 災害時におけるボランティアの受け入れ
- 2 生活福祉資金の貸付け

#### 第2 茨城県

##### 茨城県

水戸市笠原町 978-6 Tel 029-301-1111 Fax 029-301-2898

- 1 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- 3 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
- 4 災害の防御と拡大の防止

## 風水害等対策計画編 1. 総則

- 5 救助，防疫等罹災者の救助保護
- 6 災害復旧資材の確保と物価の安定
- 7 被災産業に対する融資等の対策
- 8 被災県営施設の応急対策
- 9 災害時における文教対策
- 10 災害時における社会秩序の維持
- 11 災害対策要員の動員，雇上
- 12 災害時における交通，輸送の確保
- 13 被災施設の復旧
- 14 市町村が処理する事務事業の指導，指示，斡旋等
- 15 災害対策に関する隣接都県間の相互応援協力
- 16 災害救助法の適用

### 県北県民センター(県民福祉課)

常陸太田市山下町 4119 常陸太田合同庁舎内 Tel 0294-80-3322 Fax 0294-80-3323

- 1 市の区域における災害予防，災害応急対策及び災害復旧の連絡調整
- 2 生活救援物資の供給

### ひたちなか保健所

ひたちなか市新光町 95 Tel 029-265-5515 Fax 029-265-5040

- 1 医療救護活動
- 2 医療施設の保全
- 3 防疫その他保健衛生
- 4 毒物，劇物に関すること

### 常陸太田工事事務所

常陸太田市山下町 4119 常陸太田合同庁舎内 Tel 0294-80-3360 Fax 0294-80-3368

- 1 県の所管する河川，道路及び橋梁の保全及び災害復旧工事に関すること
- 2 水防活動の指導

### 県警察本部(太田警察署)

常陸太田市木崎二町 1727-7 Tel 0294-73-0110

- 1 災害警備及び交通対策の企画，調整
- 2 防災関係機関等からの情報
- 3 罹災者の救出及び避難誘導
- 4 行方不明者の捜索及び遺体の検視
- 5 交通規制等交通秩序の保持
- 6 緊急通行車輛の確保
- 7 災害にかかる各種犯罪の取締り
- 8 犯罪の予防その他社会秩序の維持

### 県北農林事務所

常陸太田市山下町 4119 常陸太田合同庁舎内 Tel 0294-80-3300 Fax 0294-80-3304

- 1 農業用施設の整備，管理，災害復旧及び指導

**常陸太田工事事務所 竜神ダム管理事務所**

常陸太田市下高倉町 2153 Tel 0294-87-0653 Fax 0294-87-0659

- 1 施設の操作，維持，修繕その他の管理及び災害復旧工事に関する事
- 2 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事

**第3 指定地方行政機関**

**警察庁 関東管区警察局 茨城県情報通信部**

水戸市笠原町 978-6 Tel 029-301-0110 Fax 029-224-3032

- 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事
- 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事
- 3 管区内防災関係機関との連携に関する事
- 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事
- 5 警察通信の確保及び統制に関する事
- 6 津波警報，火山警報の伝達に関する事

**総務省 関東総合通信局**

東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎 Tel 03-6238-1600 Fax 03-6238-1629

- 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事
- 2 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出に関する事
- 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため，無線局の開局，周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事
- 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事

**財務省 関東財務局 水戸財務事務所**

水戸市北見町 1-4 Tel 029-221-3188 Fax 029-231-6454

- 1 災害復旧事業費の査定立ち合いに関する事
- 2 災害つなぎ資金の融資（短期）に関する事
- 3 災害復旧事業の融資（長期）に関する事
- 4 国有財産の無償貸付け業務に関する事
- 5 金融上の措置に関する事

**厚生労働省 関東信越厚生局 茨城事務所**

水戸市北見町 1-11 水戸地方合同庁舎 Tel 029-277-1316 Fax 029-277-1336

- 1 管内の被害情報の収集及び伝達に関する事
- 2 関係機関との連絡調整に関する事

**厚生労働省 茨城労働局 水戸労働基準監督署**

水戸市宮町 1-8-31 Tel 029-226-2237 Fax 029-226-2239

- 1 工場，事業場における震災後の労働災害防止に関する事
- 2 災害時における賃金の支払の確保に関する事
- 3 災害時における労働時間の延長，休日労働に関する事
- 4 労働保険給付に関する事
- 5 職業の斡旋や雇用保険の失業給付などの雇用対策に関する事

## 風水害等対策計画編 1. 総則

### 農林水産省 関東農政局 茨城県拠点

水戸市北見町 1-9 Tel 029-221-2184 Fax 029-225-6253

- 1 ダム，堤防，樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施また，指導に関する事
- 2 防災ダム，ため池，湖岸，堤防，土砂崩壊防止，農業用河川工作物，たん水防除，農地浸食防止等の施設の整備に関する事
- 3 災害時における種もみ，その他営農資材の確保に関する事
- 4 災害時における災害救助用米穀の供給に関する事
- 5 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事
- 6 災害時における農作物，蚕，家畜等にかかる管理指導及び病虫害の防除に関する事
- 7 土地改良器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関する事
- 8 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する事

### 農林水産省 関東森林管理局 茨城森林管理署

水戸市笠原町 978-7 Tel 029-243-7211 Fax 029-243-7125

- 1 国有林野の保安林，保安施設（治山施設）等の維持，造成に関する事
- 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事

### 経済産業省 関東経済産業局

さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館

Tel 048-600-0213（総務課） Fax 048-601-1310

- 1 生活必需品，復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- 2 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
- 3 被災中小企業の振興に関する事

### 経済産業省 関東東北産業保安監督部

さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館

Tel 048-600-0433（管理課） Fax 048-601-1279

- 1 火薬類，高圧ガス，液化石油ガス，電気，ガス等危険物等の保全に関する事
- 2 鉦山における災害の防止及び災害時の応急対策に関する事

### 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所

水戸市千波町 1962-2 Tel 029-240-4061 Fax 029-240-4081

- 1 防災上必要な教育及び訓練に関する事
- 2 公共施設等の整備に関する事
- 3 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
- 4 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事
- 5 水防活動，土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事
- 6 災害時における復旧資材の確保に関する事
- 7 災害時における応急工事等に関する事
- 8 災害復旧工事の施工に関する事
- 9 大規模災害発生時の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣に関する事
- 10 大規模災害発生時のリエゾン（情報連絡員）の派遣に関する事
- 11 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

**国土交通省 関東運輸局**

横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎 Tel 045-211-7269 Fax 045-212-2017

- 1 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること
- 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関すること
- 3 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること

**国土交通省 東京航空局 常陸太田航空衛星センター**

常陸太田市白羽町 1715 Tel 0294-72-9101 Fax 0294-72-9104

- 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること
- 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- 3 指定地域上空の飛行規則とその周知徹底に関すること

**国土交通省 気象庁 東京管区气象台 水戸地方气象台**

水戸市金町 1-4-6 Tel 029-224-1106 Fax 029-227-5230

1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。
2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。
3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。
4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。
5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。

**第4 自衛隊**

**防衛省 陸上自衛隊 勝田駐屯地 施設教導隊**

ひたちなか市勝倉 3433 Tel 029-274-3211 (432) 時間外 (438) Fax 029-274-3211

- 1 防災関係資料の基礎調査に関すること
- 2 災害派遣計画の作成に関すること
- 3 茨城県地域防災計画にあわせた防災に関する訓練の実施に関すること
- 4 人命または財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は、応急復旧に関すること
- 5 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付け及び譲与に関すること

**第5 指定公共機関**

**日本郵便株式会社 常陸太田郵便局**

常陸太田市宮本町 2352 Tel 0294-72-0300 Fax 0294-72-0536

- 1 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
- 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
- 3 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
- 4 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること

**日本銀行 水戸事務所**

水戸市南町 2-5-5 Tel 029-224-2734 Fax 029-222-1036

- 1 通貨の円滑な供給の確保に関すること
- 2 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関すること
- 3 金融機関の業務運営の確保に関すること
- 4 金融機関による金融上の措置の実施に関すること
- 5 上記各業務にかかる広報に関すること

## 風水害等対策計画編 1. 総則

### 日本赤十字社 茨城県支部

水戸市小吹町 2551 Tel 029-241-4516 Fax 029-241-4714

- 1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること
- 2 災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること
- 3 災害救助の協力, 奉仕団の連絡調整に関すること
- 4 義援金品の募集配布に関すること

### 日本放送協会 NHK水戸放送局

水戸市大町 3-4-4 Tel 029-232-9885 Fax 029-232-9883

- 1 気象予報, 警報等の周知徹底に関すること
- 2 災害状況及び災害対策室の設置に関すること
- 3 社会事業等による義援金品の募集, 配布に関すること

### 東日本高速道路株式会社 関東支社 水戸管理事務所

水戸市加倉井町 2206 Tel 029-252-6151 Fax 029-252-6155

- 1 会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路にかかる道路の保全及び応急復旧工事の施工に関すること

### 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

東海村白方 2-4 Tel 029-282-5100 Fax 029-282-6111

原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力

- 1 国, 県, 所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力 (緊急時モニタリング, 緊急被ばく医療活動, 広報活動等)
- 2 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援 (事故拡大防止, 汚染拡大防止等)

### 日本原子力発電株式会社 東海発電所

東海村白方 1-1 Tel 029-282-1211 Fax 029-287-1298

- 1 放射線災害の防止及び応急対策等に関すること

### 東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社

水戸市三の丸 1-4-47 Tel 029-225-3140 Fax 029-221-5850

- 1 鉄道施設等の整備, 保全に関すること
- 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

### 日本貨物鉄道株式会社 水戸営業支店

水戸市三の丸 1-4-47 Tel 029-227-2113 Fax 029-227-2147

- 1 鉄道施設等の整備, 保全に関すること
- 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

### 東京電力パワーグリッド株式会社 茨城総支社

水戸市南町 2-6-2 Tel 029-387-3600 Fax 029-221-5850

- 1 災害時における電力供給に関すること
- 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

### 東日本電信電話株式会社 茨城支店

水戸市北見町 8-8 Tel 029-232-4825 Fax 029-232-4950

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- 2 災害時における緊急通話の取扱に関すること

## 風水害等対策計画編 1. 総則

- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

### 日本通運株式会社 茨城支店

つくば市谷田部 3357-1 Tel 029-886-5113

- 1 救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

### KDDI株式会社 水戸支店

水戸市大工町 1-2-3 Tel 029-228-6671

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

### 株式会社NTTドコモ 茨城支店

水戸市宮町 1-1-83 Tel 029-300-0160

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

### ソフトバンク株式会社

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

## 第6 指定地方公共機関

### 社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

水戸市千波町 1918 Tel 029-241-1133 Fax 029-241-1434

- 1 災害時におけるボランティアの受け入れに関すること
- 2 生活福祉資金の貸付けに関すること

### 一般社団法人 茨城県医師会

水戸市笠原町 489 Tel 029-241-8446 Fax 029-243-5071

- 1 災害時における応急医療活動に関すること

### 公益社団法人 茨城県歯科医師会

水戸市見和 2-292 Tel 029-252-2561 Fax 029-253-1075

- 1 災害時における応急医療活動に関すること

### 公益社団法人 茨城県看護協会

水戸市緑町 3-5-35 茨城県保健衛生会館内 Tel 029-221-6900 Fax 029-226-0493

- 1 災害時における応急医療活動に関すること

### 公益社団法人 茨城県薬剤師会

水戸市笠原町 978-47 Tel 029-306-8934 Fax 029-306-8040

- 1 災害時における応急医療活動に関すること

### 一般社団法人 茨城県高圧ガス保安協会

水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 Tel 029-225-3261 Fax 029-225-3257

- 1 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること
- 2 高圧ガス施設の自主点検, 調査, 巡視に関すること
- 3 高圧ガスの供給に関すること
- 4 行政機関, 公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること

## 風水害等対策計画編 1. 総則

### 茨城県土地改良事業団体連合会

水戸市宮内町 3193-3 Tel 029-225-5651 Fax 029-225-5239

- 1 土地改良区の水門，水路及びため池等の施設の整備，防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関する事

### 株式会社 茨城新聞社

茨城新聞本社 水戸市笠原町 978-25 茨城県開発公社ビル Tel 029-239-3001 Fax 029-301-0360

常陸太田支局 常陸太田市山下町 946-3 パリー舎ビル 105 Tel 0294-72-0201 Fax 0294-72-0440

- 1 住民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する事
- 2 住民に対する災害応急対策等の周知に関する事
- 3 行政機関，公共機関等が行う災害広報活動への協力に関する事

### 株式会社 茨城放送（IBS）

水戸市千波町 2084-2 Tel 029-244-2160 Fax 029-244-4100

- 1 住民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する事
- 2 住民に対する災害応急対策等の周知に関する事
- 3 行政機関，公共機関等が行う災害広報活動への協力に関する事

### 茨城交通 株式会社

水戸市袴塚 3-5-36 Tel 029-251-2331 Fax 029-253-1613

- 1 災害時における避難者，救助物資その他の輸送の協力に関する事

### ジェイアールバス関東 株式会社 水戸支店

水戸市城東 1-15-65 Tel 029-221-2836 Fax 029-232-0542

- 1 災害時における避難者，救助物資その他の輸送の協力に関する事

### 一般社団法人 茨城県バス協会

水戸市見川町 2440-1 茨城県トラック総合会館 1階 Tel 029-306-8700 Fax 029-303-8701

- 1 災害時における避難者，救助物資その他の輸送の協力に関する事

### 一般社団法人 茨城県トラック協会

水戸市見川町 2440-1 Tel 029-303-6363 Fax 029-243-5936

水郡線支部（奥久慈運輸）久慈郡大子町大子 819-1 Tel 0295-72-0256 Fax 0295-72-2483

- 1 災害時における避難者，救助物資その他の輸送の協力に関する事

## 第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

### 常陸太田市商工会

常陸太田市中城町 3210 Tel 0294-72-5533 Fax 0294-72-5546

- 1 災害時における災害用資機材及び食糧，生活必需品等の確保並びに調達の協力に関する事

### 常陸農業協同組合

常陸太田市山下町 3889 Tel 0294-72-9111 Fax 0294-72-9922

- 1 被害調査に関する事
- 2 物資，資材等の供給確保及び物価安定に関する事
- 3 融資希望者の取りまとめ，斡旋等に関する事

### 常陸太田市森林組合

常陸太田市小中町 82-1 Tel 0294-82-2131 Fax 0294-82-2132

- 1 被害調査に関する事
- 2 物資，資材等の供給確保及び物価安定に関する事

### 常陸太田市医師会

常陸太田市中城町 3210 商工会館内 Tel 0294-73-0760 Fax 0294-73-0768

- 1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること
- 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること

### 一般診療所・病院

- 1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること
- 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること

### 茨城県建設業協会太田支部

常陸太田市山下町 1252-3 Tel 0294-72-2964 Fax 0294-72-6499

- 1 災害時の建設，復旧活動の協力に関すること

### 常陸太田市土地改良区

常陸太田市山下町 1252-7 Tel 0294-72-1180 Fax 0294-72-1180

辰ノ口堰土地改良区，里川堰土地改良区，久米土地改良区，金砂郷中部土地改良区

- 1 土地改良区の水門，水路及びため池等の施設の整備，防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関すること

### 一般運輸事業者

- 1 災害時における緊急輸送の確保に関すること

### 危険物関係施設の管理者

- 1 災害時における危険物の保安措置に関すること

## 第8 自主防災組織・住民・事業者の役割

### 自主防災組織

- 1 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること
- 2 地域の集会所等における自主的な避難所の開設，運営に関すること
- 3 被災者に対する炊き出し，救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること
- 4 被害状況調査，広報活動等災害対策業務全般の協力に関すること
- 5 自主防災活動の実施に関すること

### 住民

- 1 自主防災組織の活動等への参加・協力
- 2 市等が行う防災活動等への参加・協力
- 3 災害時における被害の未然防止や被害を最小限にとどめるための住民相互の協力

### 事業者

- 1 市等が実施する防災活動及び物資等の供給等への参加・協力
- 2 災害時における従業員等の安全確保及び被害の未然防止や最小限にとどめるための努力

## 2. 風水害対策計画

### 第1章 災害予防

#### 第1節 水政計画

##### 第1 河川の概況等

本市を流れる国の直轄河川は、久慈川、里川、山田川の3本の河川であり、特に久慈川は、水源が他県にあり流路延長が長く、その水量は、本市における降水量はもとより上流の降水量の影響を大きく受ける。

河川の整備状況は、ほぼ整備済みであるが、一部堤体から漏水のおそれがあるところがあり、河川整備を促進する必要がある。

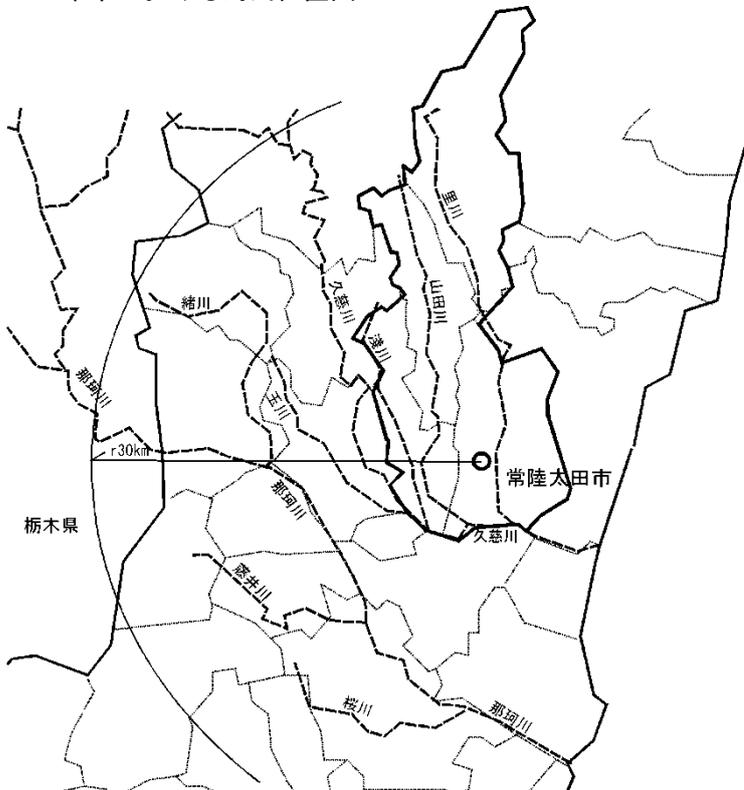
本市には、数多くの中小河川が流れているが整備が遅れている河川が多く、降水量の多いときは、河川が氾濫するおそれがある。

災害予防において河川の氾濫を防止することは非常に重要なことであり、河川整備の促進を図る必要がある。

このため、国、県及び関係団体と協力し、治水対策事業等の予防対策を講じるとともに、气象台等との連携等を密に図る。

※(資料2-2)本市における主要な河川・水位等指定河川

本市における河川位置図



#### 第2 竜神ダムの概況

竜神ダムは、大雨時に洪水調節を行い、水害を減らし、また、飲料水・工業用水・農業用水等の確保を行っている。

このダムの最も重要な役割は、台風や集中豪雨等の大雨時に洪水調節を行い、人命、家及び田畑等の財産を守ることである。このため、常陸太田工事事務所竜神ダム管理事務所では、出水時の対応として洪水警戒体制をとり、洪水調節に備えている。

「洪水調節」とは、下流河川地域を水害から守るため、ダムに流入した水をある程度貯めながら流量を調節して放流することであり、「洪水警戒体制」とは、水戸地方气象台から各ダム管理事務所管内に大雨注意報や警報が出たとき及び大雨でダムの流量を調節する必要があるときにとる体制である。

##### 1 ダムの諸元

- (1) 位置 左岸 常陸太田市下高倉町 右岸 常陸太田市天下野町
- (2) 型式 重力式コンクリート (3) 堤高 45m (4) 堤頂長 90m
- (5) 堤体積 47,000 m<sup>3</sup> (6) 非越流部標高 E.L. 161m

## 2 貯水池

- (1) 集水面積 13.5 km<sup>2</sup> (2) 湛水面積 0.21 km<sup>2</sup> (3) 総貯水容量 3,000,000 m<sup>3</sup>  
(4) 常時満水位 E L. 152.5m (5) 洪水時満水量 E L. 159m

## 3 放流設備

- (1) クレストゲート 幅 6.6×高 7.216×2門 (2) 主放流管 1,700mm  
(3) 利水放水管 750mm (4) 計画高水流量 110 m<sup>3</sup>/S (5) 設計洪水流量 470 m<sup>3</sup>/S

## 4 貯水池使用計画

### (1) 洪水調節

洪水調節は、洪水期間（6月21日～10月10日）において、標高159.00mから標高146.50mの間の容量1,850,000 m<sup>3</sup>を使用してダムサイトにおける計画高水のピーク流量110 m<sup>3</sup>/Sのうち92 m<sup>3</sup>/Sを調節する。

## 第3 浸水想定区域図

浸水想定区域図は、平成17年に改正された水防法第14条第1項の規定並びに同条第3項の規定に基づくもので、洪水予報指定河川及び水位情報周知河川に指定された河川において、洪水が発生し、その洪水により万が一破堤した場合の浸水想定区域及び浸水深を概ね知ることができるものである。市は、これらの資料を活用し、久慈川等の洪水ハザードマップを作成した。

※（資料2-4）洪水土砂災害ハザードマップ 参照一覧

## 第4 洪水氾濫シミュレーション

洪水氾濫シミュレーションとは、河川改修の長期的な目標としている規模の洪水により、堤防が破堤した場合の洪水氾濫状況をシミュレーションした結果を表示したものである。これにより、浸水深が高い場合の洪水の氾濫の状況を概ね知ることができるものである。

## 第5 水害予防対策

河川改修の進捗にあわせ、本市は次の水害予防対策に努める。

定期的に排水不良箇所を点検し、溢水危険箇所については堤防の補強等その管理団体に防止策を要請する。久慈川の未改修地域については、久慈川改修期成同盟会を中心として国、県関係機関に働きかけ改修促進を要請する。

被害を未然に防止するため樋管等の点検管理を行うとともに逐次排水施設等の点検を行う。

## 第6 洪水予報河川対策

洪水予報河川については、浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報の伝達方法、円滑な避難の確保を図るとともに、洪水ハザードマップ等により、住民に周知する。

また、要配慮者に配慮した情報伝達、避難支援体制についても整備する。

## 第7 避難体制等の整備

- 1 市は、浸水想定区域（洪水浸水想定区域）の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域（洪水浸水想定区域）ごとに、次に掲げる事項について定める。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 洪水又は雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域（洪水浸水想定区域）内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものがある場合は、これらの施設の名称及び所在地。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法。
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市は、市域に浸水想定区域を含む場合、上記1の事項について、住民、滞在者その他の者に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

## 第8 下水道（雨水）の整備

市は、再度災害防止に加え、事前防災・減災等の観点から、都市における浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を推進する。

## 第2節 土砂災害予防計画

### 第1 崖崩れ・地すべり等対策

本市には、崖崩れ・地すべり等災害が予想される危険な区域が資料5・6・7・8に示すように相当数ある。

これらの被害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため概ね次のような対策を実施する。

また、地形、地質、森林等の状況からみて、豪雨等により山地災害が発生すれば学校等の公共施設、道路、人家等に直接被害を与えるおそれがあり、その崩壊危険度が一定基準以上となっている山地災害危険地区も資料9・10・11に示すように相当数ある。

山地災害危険地区は、荒廃の形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分される。

山腹崩壊危険地区・・・山腹崩壊によって公共施設又は人家に直接被害を与える恐れのある地区。

崩壊土砂流出危険地区・・・山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流となって流出し、公共施設又は人家に被害を与える恐れがある地区。

地すべり危険地区・・・地すべりが発生している、あるいは、地すべりが発生する恐れがある区域のうち、公共施設に被害を与える恐れのある地区

#### 1 警戒避難体制の確立

崖崩れの発生の恐れがある場合、あるいは危険が切迫した場合に、迅速かつ適切な勧告又は指示及び伝達ができるよう昭和44年8月20日付消防防第328号「急傾斜地崩壊危険区域における災害防止に関し市町村地域防災計画に定める事項について」の通知に準拠して危険地域の指定のないものについても警戒避難体制、パトロール、地域住民への連絡等の体制整備に努める。

参考に溪流周辺の崩壊等土石流災害について、次に掲げるような場合には住民が自発的に警戒避難を行うべき例を挙げる。

- (1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合
- (2) 溪流の流末が急激に濁りだした場合や、立木がまざりはじめた場合
- (3) 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある）
- (4) 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- (5) 溪流の付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

#### 2 避難体制等の整備

(1) 市は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として県が指定する土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある

場合は、これらの施設の名称及び所在地。名称及び所在地を定めた施設については、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項。

- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ その他土砂警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(2) 市は、市域に土砂災害警戒区域を含む場合、上記(1)の事項について、住民、滞在者その他の者に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。

### 3 危険予想箇所の把握

土砂災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるために、事前措置として日頃から危険予想箇所の把握と、この危険予想箇所に対する防災パトロールを実施する。

### 4 土砂災害危険箇所の調査

#### (1) 実施時期

最も警戒を要する梅雨期及び台風期はもとより、豪雨が予想される時期などの前に、適切な措置がとれるよう随時、実施する。

#### (2) 実施内容

すでに把握した危険予想箇所については、地質、地層、地下水、危険度等を重点的に調査し、内容を再確認するとともに、必要に応じ、適正な措置をとる。

新たな危険予想箇所についても把握に努め、必要な措置をとる。

### 5 所有者等に対する防災措置の指導

防災パトロールの結果、必要に応じ、危険予想箇所について、その所有者、管理者及び占有者に対し、十分な擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すよう防災措置の指導を行う。

### 6 土砂災害ハザードマップの作成

本市の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は下記のとおりであり、県による調査、指定告示された区域を受け、順次、土砂災害ハザードマップを作成し、地域住民へ配布する。

[土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の箇所数]

#### 金砂郷地区【H18 レベル1(※1), H25 レベル2(※2)】

土砂災害の区分	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	59 箇所	59 箇所
土石流	24 箇所	19 箇所
地すべり	16 箇所	—

#### 水府地区【(H19 レベル1(※1), H28 レベル2(※2)】

土砂災害の区分	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	155 箇所	153 箇所
土石流	119 箇所	102 箇所
地すべり	9 箇所	—

## 風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第1章 災害予防

### 常陸太田地区【H21 レベル1(※1) , H27 レベル2 (※2)・レベル3 (※3)】

土砂災害の区分	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	120 箇所	116 箇所
土石流	82 箇所	69 箇所
地すべり	2 箇所	—

### 里美地区【(H22 レベル1(※1) , H28 レベル2 (※2)】

土砂災害の区分	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	41 箇所	41 箇所
土石流	97 箇所	89 箇所
地すべり	4 箇所	—

※1 被害想定区域又は溪流に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場所を含む)ある危険箇所

※2 被害想定区域又は溪流に人家が1~4戸ある危険箇所

※3 人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる危険箇所

※(資料2-5) 急傾斜地の崩壊危険箇所一覧表

※(資料2-6) 土石流危険箇所一覧表

※(資料2-7) 地すべり危険箇所一覧表

※(資料2-8) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所 14 箇所

※(資料2-9) 地すべり等防止区域指定箇所 8 箇所

急傾斜地危険箇所 387 箇所

地すべり危険箇所 30 箇所

土石流危険箇所 322 箇所

## 7 治山計画

市は、県の森林整備保全事業計画に基づき、山地災害危険地区を重点に緊急性の高い箇所から計画的に治山施設の整備を推進する。

## 8 保安林整備計画

市は、県の地域森林計画に基づき、保安林のきめ細やかな配備とともに、保安機能の向上を図るための治山事業等による森林整備を推進する。特に、保安林の指定については、重要水源地、山地災害危険地区及び都市近郊にある良好な森林の保安林指定を推進する。

※(資料2-10) 山地災害危険地区

※(資料2-11) 山腹崩壊危険地区

※(資料2-12) 崩壊土砂流出危険地区

## 第2 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と水戸地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)及び土砂災害警戒判定メッシュ情報(以下、「土砂災害に関するメッシュ情報」という。)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

## 1 発表及び解除

### 【発表】

大雨警報発表中に、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね二時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）に達したとき。

### 【解除】

実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予測される時。

## 2 伝達体制

土砂災害警戒情報の発表・解除があったときは、県からFAXにより市へ伝達されるとともに、防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報と同じく市へ伝達される。

市は、県から伝達を受けた場合は、防災行政無線等により住民等に伝達する。

## 3 土砂災害警戒情報の活用

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、国（国土交通省）及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

### 第3節 交通・都市計画

水害に備えての道路及び橋りょうの災害予防並びに維持補修等，その対策を常に講ずる。また，無秩序な開発を抑制し，秩序ある都市の形成を図るため，都市計画法に基づく土地利用規制，街路，公園等の都市施設の整備を行い，安心できる防災機能を持つ都市づくりを推進する。

#### 第1 道路

- 1 平面線形：できるだけ河川との接近や湿地，沼等を避ける。
- 2 縦断線形：平坦地における切土法面はなるべく取らず，水田等を通過する場合，洪水による水位の増に対し安全な高さとする。
- 3 横断勾配：路面水を速やかに側溝に流下させるに必要な勾配を確保する。
- 4 路側，横断構造物，切土部において法長が大きく崩土のおそれのある個所，盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用），水田を通る部分等にはコンクリート擁壁，間知石積を施し法面の保護を図る。
- 5 横断排水構造物は，洪水時に十分な排出のできる通水断面とする。
- 6 排水側溝，路面水を処理し，速やかに排水路に導き，地下水が高く路面排水困難なところは地下排水等を施す。

※（資料 2-13）市の道路状況

※（資料 2-14）市道の整備状況

※（資料 2-15）橋りょう等の状況

#### 第2 都市計画街路・避難路

都市計画道路等の幹線道路は，大規模災害時の避難路や救援物資の輸送路等として機能するため，建物倒壊等による道路閉鎖への対応が必要である。そのため十分な道路幅員の確保や歩道の設置を図るとともに，建物が密集した地区については，沿道建物の耐震化や沿道への高木の植樹等の対策を検討する。

また，一部，防災拠点と幹線道路が離れている場合は，大型車両が通行可能な進入路の整備を進める。

※（資料 2-16）都市計画街路の整備状況

#### 第3 防災拠点

学校，公民館や道の駅ひたちおおた等の公共施設は，災害時には避難場所，救援物資の集積地，避難生活の場，救急救援・ボランティア活動の拠点等として，多様な活動を支える防災拠点となる。これらの防災拠点は，防災備蓄倉庫及び資機材倉庫，耐震性貯水槽，通信機材等の防災施設の整備を行い，災害時に対応できるよう備える。また，これらのほかに防災拠点として機能する近隣公園や地区公園等の都市公園の整備を進める。

また，市は，河川防災の拠点として，国土交通省常陸河川国道事務所と連携し，河川防災ステーションの整備を推進するとともに水防センター等の整備を進める。

※（資料 2-17）都市公園の整備状況

※（資料 2-17-2）道の駅ひたちおおたの整備状況

## 第4節 文教計画

### 第1 防災上必要な教育及び訓練の実施

#### 1 防災上必要な教育の実施

(1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災計画を作成し、発達段階や地理的要件など地域の実情に応じた防災教育が適切に行われるよう努める。

また、災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等と地域における避難訓練など「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行うよう努める。

実施にあたっては、登下校時など学校外も含めた様々な場面を想定し、授業等での指導や避難訓練等の体験学習の充実に努める。

(2) 教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び避難・救助等に関する研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の充実及び技能の向上に努める。

(3) 教育委員会は、公民館等生涯学習施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

#### 2 防災上必要な訓練の実施

(1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的実施する。

(2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的実施する。

(3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するほか、市と連携し避難所運営など実践的な訓練を行うよう努める。

#### 3 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

(1) 学校施設については、火災や台風等の災害から守るため、耐震化にも配慮した鉄筋コンクリート造又は鉄骨造等により建設する。

(2) 校地等の選定及び造成をする場合には、がけ崩れ及び台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備及びその他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

※（資料 2-18）文教厚生関係施設

### 第2 文化財の災害予防対策

#### 1 災害予防対策の対象

本市には、国、県及び市指定の建物、史跡等があり、これら及びこれらに準ずるものを対象とする。

## 2 災害予防対策

文化財の火気防災対策は、施設の充実というまでもなく、所有者・管理者などの防火管理体制を図るとともに、その周辺での喫煙、たき火等の火気使用の制限を図る。

文化財保護制度制定後、国では毎年1月26日を文化財防火デーとしており、本市においてもこの日を期して消火訓練を実施するなどして防火思想の高揚に努める。

※（資料 2-19）指定文化財

## 第3 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する資料を収集、保存するよう努めるものとする。

## 第5節 農地農業計画

### 第1 防災営農体制の整備

#### 1 防災営農体制の整備

(1) 降水による水田等の被害を、最小限度にとどめる対策として、下記のとおり営農体制を確立する。

- ① 井掘り等の改修工事の促進をはかるとともに、気象情報等に充分注意をはらい、上流よりの降水の流入防止策を講ずる。
- ② 長期冠水が予想される収穫時は、降水量、気象情報等に充分注意し、一朝有事の際、防災行政無線等により、早期刈取等、適切な指導を行う。
- ③ 干害発生のおそれがある常習干ばつ地帯等に対しては、さく井等により用水の確保を図る。

(2) 災害の発生に備え、農業協同組合等関係機関と緊密な連絡をとり、広く一般農家まで災害対策を啓蒙して災害の未然防止体制を整えておく。

※（資料2-20）農作物対策

#### 2 ため池等整備事業

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修また、当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附属施設の新設また、改修に努める。

#### 3 湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずる恐れのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設また、改修に努める。

#### 4 水質障害対策事業

農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するために、用排水路の新設、改修また、水質浄化施設の整備に努める。

### 第2 資材の確保

#### 1 防除器具の整備

病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用ができるようにすること。

#### 2 薬剤等

災害発生が予測される場合には、薬剤等が迅速に確保されるよう経済連等を通じ必要量の備蓄を行う。

### 第3 家畜対策

- 1 低湿地畜舎は、周囲の土盛り、排水路の整備を行うこと。
- 2 倒壊の懸念のある畜舎の補修を行うこと。
- 3 増浸水の場合を想定して、避難移動場所の確保を図ること。
- 4 災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄すること。

## 第6節 情報連絡体制等の整備運用計画

災害時の通信連絡体制，多様な通信メディアの活用及び民間無線施設の利用の強化などを図り，併せて消防関係建築物の耐震耐火性の強化を図る。

また，災害時の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努め効率的運用を図るとともに，停電等に備えバックアップ化，及び非常用電源確保を図る。

なお，被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため，最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

### 第1 災害通信設備の運用

- 1 茨城県防災情報ネットワークシステムにより，県防災・危機管理課，災害関係機関，県北県民センター，近隣市町村等と緊密な連絡を図る。
- 2 市防災行政無線の効率的な運用を図る。
- 3 消防本部設置無線の効率的な運用を図る。
- 4 衛星電話など災害時の通信障害に強い設備の効率的な運用を図る。
- 5 インターネット等多様な通信メディアの効率的な運用を図る。
- 6 市内アマチュア無線局利用者の協力を要請する。
- 7 Lアラートを活用する。

### 第2 茨城県防災情報ネットワークシステムとその活用

#### 1 防災情報ネットワークシステムの概要

県が整備した防災情報ネットワークシステムは，気象情報，被害情報，映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し，県災害対策本部や市町村災害対策本部，消防本部，救急医療機関，防災関係機関において，当該情報を共有することができるシステムである。

市町村災害対策本部や消防本部等は，被害情報を入力することができ，県災害対策本部等全ての構成機関はそれらの情報を閲覧することができる。

このシステムにより，気象情報を迅速・的確に市町村，消防本部など関係機関に伝達されるとともに，多様な情報を関係機関で共有できるようになり，より迅速・的確で円滑な防災対策を講じることができる。

#### 2 防災情報ネットワークシステムの機能

- (1) 気象情報（予・警報，地震情報等）の迅速な伝達
- (2) 各機関における被害情報（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）等の登録・共有
- (3) 防災情報ネットワークシステムを活用した携帯電話の通信事情に左右されない救急車から救急医療機関への無線を含む連絡網の構築
- (4) いばらき消防指令センターが取得した消防・救急情報の県，市町村等における共有
- (5) 国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映像情報の共有

#### 3 防災情報ネットワークシステムの平常時の活用

災害時に十分機能を発揮できるよう，防災情報ネットワークシステムの適正な維持管理を進めるとともに，端末操作研修や端末操作訓練を通して，担当者の習熟向上を図る。

### 第3 非常通信体制の整備強化

#### 1 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常用電源設備を活用しての市防災行政無線をはじめ、県防災情報ネットワークシステム、水防無線、災害時優先電話、衛星電話などの非常通信の伝送訓練及び試験等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

#### 2 非常通信の普及、啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

#### 3 その他通信網の整備

インターネット等多様な通信メディアの活用を図り、平常時からの防災知識の普及及び災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

※（資料 2-21）地域衛星通信ネットワーク衛星電話設置箇所等一覧表

### 第4 防災行政無線施設の効率的運用

市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ確実な情報伝達が行えるよう市防災行政無線の効率的な運用を図る。

※（資料 2-22）常陸太田市防災行政無線の状況

※（資料 2-23）常陸太田市消防無線の状況

## 第7節 応急給水計画

### 第1 防災体制の整備

災害による水道諸施設の被害の軽減を図って円滑に給水を行い、また甚大な被害を受けて一時的に送水不可能になった場合において非常給水が行えるよう平常において概ね次のことを実施する。

- 1 送配水管の路線及び水道施設の点検
- 2 給水車の確保
- 3 資器材の備蓄（給水用ポリタンク、ビニール製水容器等）
- 4 機材の確保

※（資料 2-24）上水道・簡易水道施設の現況

※（資料 2-25）工業用水道施設の現況

### 第2 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

水道事業者等は、災害により水道諸施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行う。

- 1 給水タンク車
- 2 給水タンク
- 3 浄水器
- 4 ポリ容器
- 5 ポリ袋等

### 第3 検査体制の整備

市は、井戸水等を引用しなければならない場合に備え、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検査体制を整備しておく。

## 第8節 食糧・生活必需品等の備蓄・調達計画

### 第1 食糧・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備

大規模な災害時においては、食糧の調達・供給は重要であり、災害時における迅速かつ確実な調達・供給が可能な備蓄並びに調達体制の整備を行う。

避難所生活等において必要不可欠な毛布や生活必需品の備蓄に努める。その際、避難所に指定されている施設及び市役所等を備蓄場所として整備に努める。この場合において、災害時のリスクを分散させる必要があるため、分散備蓄を考慮するものとする。

また、時間の経過とともに求められる物資が変化することを踏まえ、物資の調達に留意するとともに、季節などを考慮した物資の調達に努めるものとする。

市としては、想定される罹災人口の概ね3日分に相当する量を目標として、食料品、飲料水等の公的備蓄及び流通備蓄を行う。

備蓄の確保にあたっては、販売業者や製造業者等との物資調達に関する協定の締結に努めるほか、大規模な災害が発生した場合には、業者等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、公的備蓄の確保に努めるものとする。

また、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

なお、備蓄・物資調達においては、要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮することとする。

※（資料2-26）流通備蓄品目一覧表

### 第2 食糧・生活必需品の供給体制の整備

流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等についてあらかじめ計画しておく。

### 第3 住民、事業所等の備蓄

- 1 住民及び地域では、災害時におけるライフラインの寸断や食糧等の流通途絶、市庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、日常生活に必要となる食糧・生活必需品を最低3日間、推奨1週間分備蓄するとともに、非常持出ができるよう努めるものとする。
- 2 事業所等は、災害発生後、従業員等を一定期間事業所内に留めておく必要が生じた場合を想定し、食糧・生活必需品を概ね3日分備蓄するよう努めるものとする。

## 第8-2節 燃料の調達・供給計画

災害の発生に伴い、燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県石油業協同組合太田支部等と連携し、優先的に燃料を供給すべき施設及び車両を選定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、市民の救命及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

### 第1 燃料の調達、供給体制の整備

災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、協定を締結している県石油業協同組合太田支部に対し、重要施設及び災害応急対策に必要な車両への優先的な供給が受けられるよう要請し、燃料の調達を図る。

また、災害の状況及び給油所の燃料の供給状況等の情報交換が円滑に行えるよう情報連絡体制の整備を図る。

### 第2 重要施設・災害時応急対策車両等の選定

#### 1 重要施設の選定

災害発生時において、災害応急対策及び医療提供等のためその機能を維持する必要のある重要施設を予め選定しておく。

##### 【重要施設の定義】

- (1) 市において応急対策・応急復旧のために必要な庁舎及び施設
- (2) 停電により新たな災害が発生又は災害の防止が不可能となるため、継続して通電する必要のある施設
- (3) 病院並びに人口呼吸器等の生命維持装置及び透析装置を継続して稼働させる必要のある診療所等
- (4) その他応急対策・応急復旧のために市長が必要と認める施設等

#### 2 災害時応急対策車両の選定

災害応急対策及び医療提供等を行うための車両を予め選定しておく。

また、災害時応急対策車両には優先供給を受けるための専用ステッカーを配付するものとする。

##### 【災害時応急対策車両の定義】

- (1) 災害発生日から応急対策・応急復旧を行う必要のある車両で、市が配付するステッカーを貼付する車両
  - ① 赤色灯付の車両
  - ② 市の公用車（給水車、ごみ収集車等を含む。）
  - ③ 道路、河川、上下水道等の公共施設の応急復旧を実施する車両
  - ④ 医療機関の車両（医療機関の名称が表示されている車両）
  - ⑤ 支援物資等の運搬及び災害防止活動を行う車両（行政機関の依頼に基づくもの）
- (2) 災害発生から概ね4日以降から給油を可能とする車両で、市が配付するステッカーを貼付する車両
  - ① 訪問看護・訪問介護・訪問薬剤指導を実施するための車両
  - ② 薬剤を医療機関に運搬するための車両

### 3 重要施設・災害時応急対策車両管理者等の責務

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備等の整備や燃料の備蓄に努めるものとする。

災害時応急対策車両に選定された車両の所有者又は使用者は、災害に対応できるよう日頃から燃料の残量に注意を払うよう心がける。

### 4 平常時の備えと啓発

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心がけるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

住民及び事業所等は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心がけるなど、自助努力に努める。

## 第9節 災害用資機材等の点検整備計画

災害対策基本法及び災害救助法，その他により実施する災害応急対策を円滑にするため必要資材，機材を整備するとともに点検を励行し，非常時に備える。

### 1 実施機関

資材，機材等点検整備計画は，災害応急対策を実施する関係機関，団体等においてそれぞれ実施する。

### 2 災害応急対策に必要な資材，機材の現況

本市において災害応急対策に必要な資材，機材は，定期的に点検を実施するとともに必要資材，機材の整備を図っていく。また，本市建設防災協議会との連携を図り，協力体制の整備に努める。

### 3 救出機材の整備

家屋，建造物などの重量物の下敷きになった人々の救出を敏速に行うため，ジャッキ・動力付ノコ・手ノコ等の整備調達をする。

- ※（資料 2-27）常陸太田市協力建設業者名簿
- ※（資料 2-28）水防倉庫資機材等・自主防災資機材（目安）
- ※（資料 2-29）建設課資機材等
- ※（資料 2-30）水道部資機材等

### 第9-1節 罹災証明書の発行体制の整備計画

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努めるとともに、県被災者生活再建支援システムを活用する。

また市は、県による住家の被害調査の担当者のための研修機会等を活用し、災害時の住家の被害認定の迅速化を図るものとし、また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や市町村、民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

## 第10節 火災予防計画

都市化の進展に伴い、住宅密集地等が増加している今日、これらの住宅地から火災等の災害が発生した場合には、多くの人命が失われる危険性がある。このため、消防組織及び消防施設の整備、充実並びに消防職員及び消防団員の訓練等を強化し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、本計画により火災予防に努める。

### 第1 組織

火災等の災害による被害を最小限にとどめるには、災害の早期覚知と早期出動ができる体制を確保する必要がある。

これらのことを踏まえ、消防力の基準に適合した消防組織の拡充、強化を図り、常に消防業務が円滑、迅速かつ合理的に運用されるよう消防組織の整備に努める。

※（資料 2-31）消防組織

※（資料 2-32）消防職員数

※（資料 2-33）消防団員数

### 第2 施設の整備

迅速な消防活動が展開できるよう市街地の発展状況に応じて、消防署及び消防団における消防施設の整備、改善を図りながら、災害の多様化に対応した消防資機材の充実強化に努める。

特に、消防庁舎については、震災時においても防災の拠点となるよう耐震安全性を考慮し、情報化に対応できる施設とする。

※（資料 2-34）消防本部車両の現況

※（資料 2-35）消防団車両の現況

※（資料 2-36）消防団車両の現勢

※（資料 2-37）消防水利整備の状況

### 第3 火災予防対策

#### 1 防火管理者の育成、指導

消防本部は、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を選任するよう指導するとともに、当該防火管理者に対して、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう併せて指導する。

#### 2 予防査察の強化指導

消防本部は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察の実施にあたっては、消防対象物の用途に応じて、計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な措置の励行を強力に指導する。

### 3 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者についてこれらの者が危険物の取扱作業に関して施設の維持管理の徹底を図るよう指導し、また危険物取扱者等に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な指導を行う。

### 4 住宅用防災警報器等の設置推進

消防本部は、近年、住宅火災による死者が急激に増加していることから、火災を早期に発見し、逃げ遅れを防ぐことを目的として、これまで設置義務化のなかった全ての住宅に、住宅用防災警報器等の設置を義務付ける消防法第9条の2が公布施行されたことに伴い、常陸太田市火災予防条例で設置及び維持の基準を定めたので、住宅火災による犠牲者の低減に資するため、住宅用防災警報器等の積極的な設置促進に努める。

なお、適用時期は次のとおり。

- (1) 新築住宅 平成18年6月1日
- (2) 既存住宅 平成20年6月1日

(平成18年6月1日に現に存する住宅又は新築、増築、改築等の工事中の住宅)

### 5 火災警報の発令等

消防本部は、気象状況が悪化し、火災警報を発令する必要があると認めるときは、その発令に必要な情報を収集しなければならない。なお、火災警報の発令基準は次のとおりとし、平常の気象に復したときに解除する。

- (1) 実効湿度が60%以下であって、最低湿度が40%を下り、最大風速が7mを超える見込みのとき。
- (2) 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

## 第11節 避難収容活動計画

### 第1 避難所の指定

次の条件を目安として、指定緊急避難場所や指定避難所等避難所となる施設を指定するとともに、避難所運営マニュアルを整備する。

#### 1 公共施設等

避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、幼稚園、市民センター等の公共建築物とする。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用や民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な市営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう体制整備を図る。

※（資料2-38）避難所施設一覧

#### 2 野外収容施設の設置

災害の規模が大きく、既存施設の被害が甚大である場合又は被災者が多数で既存施設の収容力を超えた場合は、野外収容施設を仮設する。

#### 3 避難所リストの作成

以上をもとに、避難所指定リストを作成する。リストには避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者等をあらかじめ記載しておき、必要に応じ見直し、そのつど、住民への周知徹底を図る。

## 第2 安全な避難の環境づくり

### 1 避難所の環境整備

#### (1) 施設・設備等の充実

- ① 緊急時に有効と思われる設備、並びに備蓄品は、平常時から計画的に避難所等に備えつけ、災害時にも利用できるよう整備を推進する。
- ② 避難所として指定された建物については、必要に応じて換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ③ 災害時の通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等の整備に努める。
- ④ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

#### (2) 要配慮者への配慮

要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するために、要配慮者の個々の態様に配慮した避難所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図り、住民に周知徹底する。また、災害発生時に避難施設となる公共施設について、災害時の安全性の向上、段差解消やスロープの配置、更衣室や授乳室の配置など要配慮者に配慮した施設整備、必要な物資等の備蓄に努める。

### 2 避難路の確保と交通規制

市、警察、消防機関その他避難の処置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行確保に努める。

次の基準により、避難路を選定し確保しておく。

- (1) 避難路は、なるべく道路付近に延焼危険物施設がないこと。

- (2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難路は、相互に交差しない。
- (4) 浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。
- (6) 定められた避難所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難所（避難路）をあらかじめ定めておくこと。

### 3 標識等の整備

#### (1) 避難所誘導標識（多言語化標識）

避難所誘導標識は、外国人、観光客等の地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている住民に対しても「避難場所」の周知を図る役割を果たすものであり、適切な避難所誘導標識の整備を進める。

#### (2) 避難所等への非常用標識灯の整備

夜間に災害が襲った場合には、停電のため、避難所の存在も分からなくなるおそれがあるので、避難所等には、その場所を知らせるため、高所への独立電源型の非常用標識灯の整備を検討する。

### 4 避難所等収容施設の行う支援

#### (1) 避難所等収容施設の行う支援の主な内容

- ① 生活スペース、水・食糧・物資の提供
- ② 医療の提供、衛生的環境の確保（トイレ、入浴対策を含む。）
- ③ コミュニティの確保（気心の知れた人間関係のつながりを確保し、分断しないようにする。）
- ④ 生活情報及び再建情報の提供

#### (2) 状況の変化と時間経過に対応した支援

必要とされる支援の内容や優先度は、避難所の現況の変化と時間の経過によって異なる。例えば、緊急対策時は生命の確保と安全な避難場所の提供が先決であり、混乱が鎮静化した後は避難生活全般への支援が必要となる。

#### (3) 避難者対策の範囲

避難者対策には、一般の避難者以外にも要配慮者、被災家屋に残る在宅の被災者及び帰宅困難者への支援も含めて考慮する。

#### (4) 市、住民、自主防災組織、事業所等の役割

大災害では、行政自体の人的・物的被災等により、行政職員を中心とした防災活動には実効性に限界があることが明らかになった。大災害直後の人命救助や消火活動、避難所の開設、要配慮者の支援、ライフラインや物流の機能回復等に対しては、住民、自主防災組織、ボランティア、事業所等幅広い対応が不可欠である。また、避難者自身による様々な自主活動が必要とされる。このことから、住民や自主防災組織などの地域主導による避難所の開設などの自主活動の強化や行政との連携強化に努める。

### 5 避難に関する広報

住民が的確に行動をとることができるようにするため、避難所や災害危険地を明示したハザードマップ、広報誌・PR紙及びインターネット等を活用して広報活動を実施する。

(1) 避難所等の広報

次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努める。

- ① 避難所の名称
- ② 避難所の所在地
- ③ 避難地区分け
- ④ 避難所への経路
- ⑤ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

必要に応じて、住民に対して避難のための知識の普及のための処置をとる。

- ① 平常時における避難のための知識
- ② 避難時における知識
- ③ 避難受入れ後の心得

6 避難所の運営体制の整備

市は、住民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

なお、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

## 第12節 防災知識の普及・防災訓練計画

### 第1 防災知識の普及

災害時の混乱防止と被害を最小限にとどめるため、市民一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」と個々人の自覚に根ざした「自助」、地域等による「共助」が連携した減災のための活動が必要である。これらのことから、自らの身の安全を守る行動や地域における活動など防災に関する知識の普及を図り、住民の防災意識の向上に努める。

#### 1 防災知識の普及方法

- (1) ハザードマップによる普及
- (2) 広報ひたちおおた等による普及
- (3) 防災講習会等による普及
- (4) ポスター、チラシ、パンフレットの配布による普及
- (5) インターネットによる普及

#### 2 防災知識の普及内容

- (1) ハザードマップなどを用いた風水害時の危険性の周知
- (2) 家庭での食糧・飲料水等の備蓄、非常持出、家族間の連絡体制の確認などの予防・安全対策
- (3) 注意報・警報・特別警報発表時取るべき行動
- (4) 早期避難の重要性と避難場所及び避難経路
- (5) 避難場所での行動
- (6) 防災訓練への積極的な参加
- (7) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (8) そのた地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報

### 第2 防災訓練の実施

地域防災計画に定める災害応急対策を円滑に実施するための防災に関する訓練は、次に定めるところによる。

#### 1 通信訓練

市は、災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、茨城地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

#### 2 水防訓練

市の水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するため、次の方法により水防に関する訓練を実施する。

- (1) 実施時期は、災害が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。
- (2) 実施地域は、関係者合議のうえ洪水のおそれのある地域において実施する。
- (3) 実施方法は、関係機関と緊密な連絡を行い、水防工法など、他の関連する訓練と併せて実施する。

### 3 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、市消防本部が最も訓練効果のある時期を選んで行う。

実施にあたっては、関係機関と緊密な連絡をとり実施する。

#### (1) 消防職員の消防訓練

消防長は、所属職員に対し消防活動に必要な基本的な動作又は操作等について技術の習得を図るため計画的な訓練を実施させる。

#### (2) 訓練の種別

訓練は、6種とする。

#### ※(資料 2-39) 消防訓練の種別

### 4 緊急救援、避難等救助訓練

市とその他関係機関は、市地域防災計画に基づく緊急救援、避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防・消防等の災害活動とあわせ、また、単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、大商店等については、収容者等の人命保護のため、特に避難について施設を整備し訓練を実施する。

### 5 児童生徒の避難訓練

児童生徒については、その身体及び生命の安全を確保するため、あらかじめ各種災害の想定のもとに、全校児童生徒の避難訓練を行うとともに、非常災害に際し、臨機応変な処置がとれるよう絶えずその指導に努める。

### 6 非常参集訓練

市職員の災害時の迅速な参集のため、非常参集訓練を実施するとともに、災害対策本部運営訓練及び情報収集伝達訓練を併せて実施する。

### 7 自主防災組織による訓練

自主防災組織は、住民の防災訓練への積極的な参加を促進し、住民の防災活動の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導のもと、組織的な訓練を実施する。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、搬送訓練、避難訓練、地域避難所開設訓練等を行う。

### 8 事業所(防火管理者)における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施する。

また、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

## 9 防災訓練時の交通規制

警察署長は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者また、車両の道路における通行を禁止又は制限する。

## 第13節 商工計画

### 第1 工場等の防災計画

工場、商店その他多数の従業員を擁する事業所においては、火災、震災その他の災害が発生した場合を想定し、防災訓練を随時実施するとともに、火災については初期消火を最も必要とするので、消火器等を見やすい場所に設置し、避難階段等を設けるとともに人命救助に必要な器具、資材を備蓄する。

### 第2 設備の近代化

商工業の建築物に設ける消防用設備（警報設備、消火設備、避難設備）に関しては、消防法、消防法施行令、消防法施行規則及び常陸太田市火災予防条例の基準に適合しなければならない。

## 第14節 自主防災組織の活動体制整備計画

大規模な災害が発生した場合は、防災関係機関の防災活動が十分機能しない場合が考えられる。このような事態において、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主防災活動が必要となる。

このため、自主防災組織の育成の強化を図り、住民の防災意識の高揚に努め、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域防災体制の充実を図る。

また、研修の実施などによる地域防災リーダーの育成、多様な世代が訓練に参加できるような環境の整備などにより、平常時の活動や訓練の実施を促進する。その際、女性の参画の促進に努める。

### 第1 自主防災組織の育成

市は、町会等に対し自主防災活動の重要性やその役割を啓発し、その活動の促進を図る。

本市の自主防災会、民間防火及び防火協力団体は、次表のとおり。

※（資料2-40）常陸太田市幼少年婦人防火委員会一覧

※（資料2-41）常陸太田市の自主防災会一覧

### 第2 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、次の活動を行う。

#### 1 平常時

- (1) 要配慮者を含めた住民のコミュニティの醸成
- (2) 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や地域の危険箇所の点検・把握等
- (3) 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- (4) 消火用資機材、及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- (5) 災害発生時における行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの作成及び再確認

#### 2 災害時

- (1) 初期消火、延焼の防止や二次災害を防ぐための火災防止対策の実施
- (2) ラジオ、テレビなどによる正確な災害情報の収集及び住民への伝達、地域の被害状況や住民の避難状況等の収集及び市への報告、また、市からの情報収集及び住民への伝達
- (3) 負傷者等の救出、応急手当、病院への搬送支援など救出・救護の実施及び協力
- (4) 安全な避難経路の確認、集団避難（避難誘導）の実施
- (5) 市が開設した避難所への協力及び自主的な地域における避難所の開設・運営
- (6) 炊き出し、給水及び救助物資の分配に対する協力
- (7) 要配慮者の安否確認や避難誘導など安全確保等

#### 3 自主防災組織の活動支援

市は、自主防災組織の活動を支援するため、次の事業を行う。

- (1) 自主防災組織主催の防災訓練の支援、指導
- (2) 防災関係研修会の開催等による自主防災組織指導者の養成
- (3) 住民に対する災害及び防災知識の普及・啓発
- (4) 自主防災資機材整備の支援

※（資料 2-28）水防倉庫資機材等・自主防災資機材（目安）

### 第3 事業所防災体制の強化

防火管理者及び危険物施設等管理者に対して、出火の防止や初期消火体制の強化等を指導し、事業所防災体制の強化及び相互間の応援体制確立に努める。

### 第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができるものとする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

### 第5 ボランティア組織の育成

#### 1 防災ボランティアの定義

防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア（医療、語学、アマチュア無線）に区分する。

また、災害発生時を想定した一般ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会等の設置を図り、防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

#### 2 一般ボランティアの担当窓口の設置

市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの担当窓口を設置する。

市社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の受け入れ窓口となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災者ニーズの集約体制等についてあらかじめその機能を整備する。

市及び市社会福祉協議会は、ホームページ等にボランティアの受け入れ窓口を掲載するなど、周知を図る。

#### 3 受け入れ窓口の整備と応援体制の確立

ボランティアの受け入れを円滑に進めるため、市社会福祉協議会との災害時の協力体制の強化を図る。

#### 4 一般ボランティアの養成・登録

##### (1) ボランティアリーダーの養成

市社会福祉協議会は、災害時にボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーの養成・研修を県社会福祉協議会と協力し実施する。

(2) ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需給調整・行政との連携調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から市町村社会福祉協議会のボランティアコーディネーター等を対象に、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

(3) 一般ボランティアの登録

災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストは市社会福祉協議会を通じ県社会福祉協議会へ通知し、登録情報の共有化を図る。

**5 一般ボランティアの活動環境の整備**

(1) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

(2) 一般ボランティアの活動環境の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動環境として住民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行い、情報通信手段となる非常時用電話、ファクシミリ、パソコン等通信機器等の資機材の整備に努める。

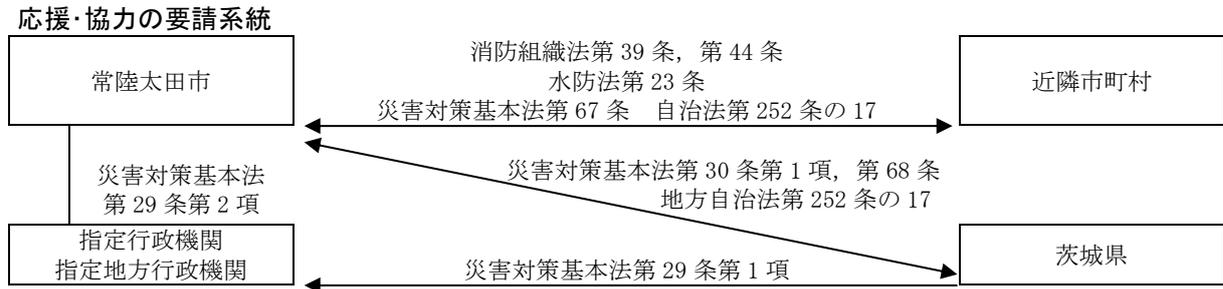
(3) ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図る。

## 第15節 相互応援協力計画

災害時において、市が他の地方公共団体と緊密な連絡をとり、職員の派遣要請、応援等にお互い協力して災害応急対策の迅速化かつ円滑化を図る。

### 第1 応援、協力の要請系統



### 第2 職員の派遣

#### 1 県への応援要請又は職員派遣の斡旋

知事に応援又は指定地方公共機関等の職員派遣の斡旋を求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

##### (1) 応援要請時に記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥ その他必要な事項

##### (2) 職員派遣斡旋時に記載する事項

- ① 派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

#### 2 国の機関に対する職員派遣の要請

市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他職員の派遣について必要な事項

### 3 公共的団体等に対する要請

市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

## 第3 相互応援協定締結団体

災害時には、各関係機関に対し相互に応援を求めることができる。

応援事務は、短期間の応急的なものを通例とするもので、相互間においてその手続き等についてあらかじめ協定を締結するように努める。

現在、応援協定をしている機関は、次のとおりである。

### 1 消防機関の相互応援協定（消防組織法第21条関係）

- (1) 茨城県広域消防相互応援協定（平成19年10月5日締結）

### 2 行政機関の相互応援協定（災害対策基本法第67条関係）

- (1) 県内全市町村（平成6年4月1日締結）  
「災害時等の相互応援に関する協定」
- (2) 国土交通省関東地方整備局（平成23年3月1日締結）  
「災害時の情報交換に関する協定」
- (3) 牛久市（平成24年7月28日締結）  
「災害時の相互応援に関する協定」
- (4) 秋田県秋田市・仙北市（平成24年9月8日締結）  
「災害時における相互応援に関する協定」
- (5) 大分県臼杵市（平成25年2月27日締結）  
「災害時の相互援助協定」
- (6) 東京都中野区（平成28年7月21日締結）  
「災害時における相互応援に関する協定」

### 3 その他の応援

- (1) いばらきコープ生活協同組合（平成14年4月3日締結）  
「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」
- (2) 常陸太田市建設防災協議会（平成18年7月21日締結）  
「災害応急復旧工事に関する協定」
- (3) 常陸太田市上下水道工事協同組合（平成19年10月1日締結）  
「災害発生時の復旧活動に関する協定」
- (4) 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社（平成24年4月26日締結）  
「地震等大規模災害に関する基本覚書」
- (5) 茨城県石油業協同組合太田支部（平成24年7月25日締結）  
「災害時燃料等優先供給等の支援協力に関する協定」
- (6) 市内特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設（平成24年11月1日締結）  
「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」
- (7) 常陸太田市社会福祉協議会（平成24年11月1日締結）  
「災害時における介助員派遣に関する協定」

## 風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第1章 災害予防

- (8) 東日本電信電話株式会社茨城支店（平成24年12月3日締結）  
「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」
- (9) 茨城県トラック協会水郡線支部（平成25年6月6日締結）  
「災害時緊急救援輸送の協力に関する協定」
- (10) 常陸太田市歯科医師会（平成25年7月8日締結）  
「災害時の歯科医療救護についての協定」
- (11) 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社上菅谷駅（平成25年8月29日締結）  
「地震等大規模災害に関する確認書」
- (12) 常陸太田市役所アマチュア無線クラブ（平成26年3月31日締結）  
「アマチュア無線による災害時の情報収集等の協力に関する協定」
- (13) 常陸太田薬剤師会（平成26年7月22日締結）  
「災害時の薬事に関する医療救護活動についての協定」
- (14) 茨城県行政書士会（平成26年10月23日締結）  
「災害時における支援協力に関する協定」
- (15) NPO法人コメリ災害対策センター（平成27年2月4日締結）  
「災害時における物資供給に関する協定」
- (16) 茨城県高圧ガス保安協会太田支部（平成27年2月4日締結）  
「災害時におけるLPガス等の供給に関する協定」
- (17) 株式会社茨城放送（令和元年7月1日締結）  
「災害時における放送要請に関する協定」
- (18) ヤフー株式会社（令和元年7月12日締結）  
「災害に係る情報発信等に関する協定」
- (19) 東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社（令和3年5月13日締結）  
「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」
- (20) 常陸太田ライオンズクラブ（令和3年9月30日締結）  
「災害時における支援協力に関する協定」

## 第16節 職員の非常参集体制の整備計画

### 第1 職員の初動体制計画

#### 1 災害の発生が予測されるとき

台風の接近、梅雨時等の集中豪雨、大雨警報等の発表など、市内に災害の発生が予測されるときは、職員各自が以下の行動により災害の発生に備えた体制を整える。

##### (1) 勤務時間内

庁内放送や庁内電話、又は庁内情報システム等で、情報や体制の指示及び内容が伝達されるので、次の事項に注意して冷静に行動するものとする。

###### ■自己分担の確認

配備体制が発せられたときは、自分の役割を再確認し、上司の指示に従って冷静に行動する。

###### ■情報及び指示に注意

常に災害に関する情報を積極的に収集するとともに、本部からの指示に注意する。

###### ■不急の行事等の中止

不急の行事、会議、外出等は中止する。

###### ■勝手に退庁しない

正規の勤務時間が終了した場合においても、上司の指示があるまで退庁しない。

###### ■所在の明確化

外出など勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、上司と連絡を取るよう努める。また、連絡がとれない場合は自主的に所属先に戻るよう努める。

##### (2) 勤務時間外

ラジオ、テレビやインターネット等で情報の収集に心がける。

災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき（第2章参照）は、配備基準に従い、総務班（防災対策課）から上司を通じ、電話（携帯電話）、携帯メール等により動員の伝達を行うが、自ら進んで上司と連絡を取るよう努める。

また、あらかじめ定められた防災関係職員は、速やかに参集する。

#### 2 災害が発生したとき

市内に風水害等により災害が発生した場合、災害応急対策を進めるための体制を整える。

##### (1) 勤務時間内

###### ■初動対応

災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合、庁内放送や庁内電話、又は庁内情報システム等で、情報や体制の指示及び内容の伝達が行われるので、指示に従い任務の遂行に万全を期す。

###### ■業務分担の確認

配備体制が発せられたときは、自分の役割について再確認を行い、必要な情報を得ながら冷静に任務を遂行する。

###### ■所在の明確化

外出など勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、上司と連絡を取るよう努める。また、連絡がとれない場合は自主的に所属先に戻るよう努める。

## (2) 勤務時間外

市内に風水害等により災害が発生したことを確認した場合、自主的に登庁するよう努める。災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき（第2章参照）は、配備基準に従い、総務班（防災対策課）から上司を通じ、電話（携帯電話）、携帯メール等により動員の伝達を行うが、自ら進んで上司と連絡を取るよう努める。

また、あらかじめ定められた防災関係職員は、速やかに参集する。

## 3 登庁時の留意事項

勤務時間外や外出時において、参集指示や自主登庁により登庁を行う際は、住民の生命・財産を守るという市職員としての責務のもとに的確な対応を心がける。

### ■安全の確保

大規模な災害等が発生した場合、職員も一被災者である。まず、自分自身や家族の安全確保を最優先に行動する。

### ■状況に応じた参集手段の判断

周辺や登庁経路の被害（浸水等）の状況に応じ、参集の手段（自動車・オートバイ・自転車・徒歩など）を判断し、速やかに登庁する。

### ■人命の救出・応急措置

災害時は、職員は住民の先頭に立ち活動を行わなければならない。住居付近で著しい被害が発生した場合、人命の救出、応急措置などの活動を行い、その応急措置が終了次第速やかに登庁する。また、周辺が浸水などのおそれがある場合は、周囲の人たちに避難の呼びかけを行う。

### ■被害状況の把握・報告

登庁にあたっては、登庁途上における建物、道路、川、橋などの被災状況や、負傷者の有無などを把握し、災害対策本部（事務局）に報告を行う。

ただし、被災状況の把握は、あくまでも登庁に付随するものであり、これにより著しく時間を費やしたり、職員自身に危険が及ばないよう十分注意する。

### ■活動的な服装と携行品の持参

活動しやすい服装で参集し、災害応急対策の活動が長期にわたることを想定した物品（食糧・着替え・日用品・その他必要な物品）を努めて持参する。

### ■所定の場所に参集できない場合

交通等が途絶又は利用できないため登庁が不能となった場合は、登庁が可能な最寄りの出先機関・市施設等へ参集し、上司にその旨を伝えるとともに指示を受ける。

## 第2 動員体制の種別

### 1 情報連絡会議の設置基準

総務部長は、気象警報が発表され、必要と認めた場合、又は数日内に大規模な災害が発生するおそれがあると予測される場合には、情報連絡会議（レベル1）を設置する。

設置にあたっては、防災対策課長が総務部長と協議し、その結果を総務部長が市長・副市長に連絡し、設置を決定する。

### 2 災害警戒本部の設置基準

副市長は、気象警報等が発表され災害の発生が予測される場合や局部的な小規模災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれが高いと認められた場合には、災害警戒本部（レベル2

配備)を設置する。

設置にあたっては、防災対策課長が総務部長と協議し、その結果を総務部長が市長・副市長に報告し、設置を決定する。

### 3 災害対策本部の設置基準

市長は、市域に風水害、事故災害等が発生し、災害警戒本部体制では対処できない場合、災害対策本部を設置し、降雨や洪水の程度、被害の状況等に応じてレベル3また、レベル4の配備を行う。

設置にあたっては、防災対策課長が、総務部長と連絡を取り合い、災害対策本部の設置について検討を行うとともに、その結果を総務部長が市長に報告し、設置の是非の決定を行う。

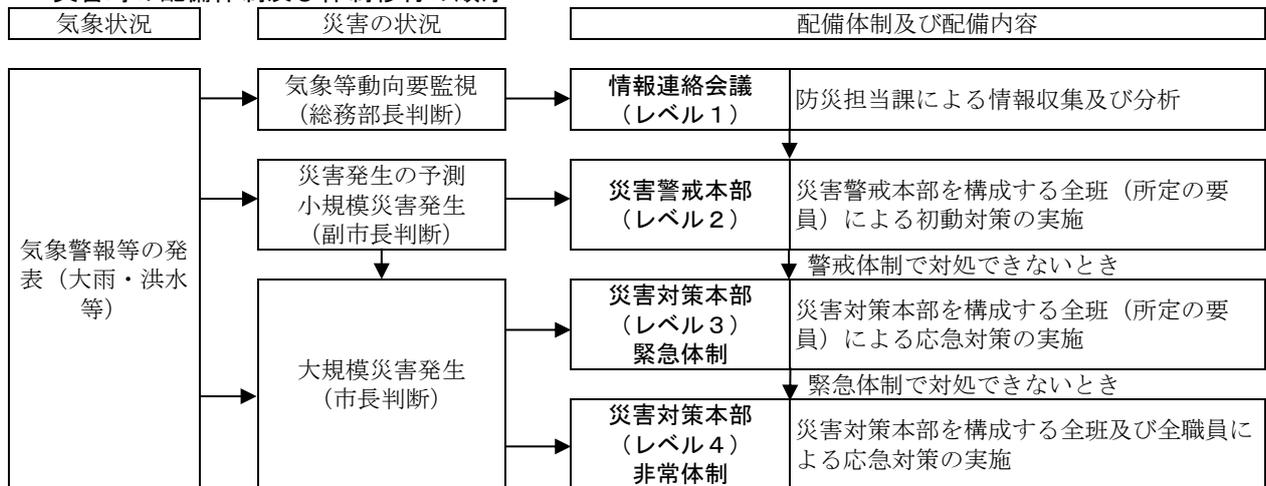
なお、レベル3からレベル4への移行についても同様の手順とする。

#### 動員基準

体制	設置基準	配備要員
情報連絡会議 (レベル1)	①大雨、洪水警報等が発表され、総務部長が必要と認めたとき ②その他状況により総務部長が必要と認めたとき	配備要員(担当課・人員)は情報連絡会議において決定する
災害警戒本部 (レベル2)	①大雨、洪水、暴風等の気象警報が発表され、災害の発生が予想される場合 ②市域に小規模な浸水や災害が発生したとき ③その他状況により副市長が必要と認めたとき	・災害警戒本部員 ・各部連絡員 ・災害警戒本部事務局員 ・各部各班の所定の要員(原則1名、必要に応じ増員)
災害対策本部 (レベル3) 緊急体制	①市域で大規模な浸水や災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき ②その他状況により市長が必要と認めたとき	・災害対策本部員 ・各部連絡員 ・災害対策本部事務局員 ・各部各班の所定の要員
災害対策本部 (レベル4) 非常体制	①大規模な災害が発生し、緊急体制(レベル3)で対処できないとき ②その他状況により市長が必要と認めたとき	全職員

※(資料2-39)市災害対策(警戒)本部の事務分掌

#### 災害時の配備体制及び体制移行の順序



### 第3 動員から除外される職員

次に掲げる職員は、動員の対象から除外する。

- 1 平常時における病弱者、身体不自由等で応急活動を実施するのが困難であると本部長が認めた者又は災害発生時において急病、負傷等で参集が不能となった者。
- 2 その他本部長が認める者。

## 第17節 要配慮者対策計画

近年の災害では、自分で避難することが困難な高齢者、幼児、身体障害者や日本語での災害情報が理解しにくい外国人などいわゆる要配慮者の被災が多くなってきている。

高齢化、国際化社会を迎え、要配慮者の占める割合も増加し、今後要配慮者対策の重要性は増していくと思われる。

このため、市、県及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていく。

### 第1 避難行動要支援者の救護体制の確保

災害発生時には、高齢者、障害者等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する避難行動要支援者が被害を受ける場合が多い。

このことから、避難行動要支援者の安全を確保するため、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、消防団、自主防災組織等関係機関や団体との連携を図り、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

#### 1 避難行動要支援者名簿の整備

避難行動要支援者を災害から保護するため、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）が、避難行動要支援者に関する情報を共有し必要な措置を実施するため、基礎的な情報となる避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、避難支援を要する者のうち、生活の基盤が自宅にあり同居する家族等のみでは円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが困難な者とする。

##### (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ア 在宅で要介護3以上の認定を受けている者
  - イ 在宅で身体障害者手帳1級、2級を所持する身体障害者（人工ペースメーカーを装着した者又は人工弁移植、弁置換を行った者は除く。）
  - ウ 在宅で療育手帳(A)，Aを所持する知的障害者
  - エ 在宅で精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
  - オ 自主防災組織及び民生委員・児童委員との協議により特に支援が必要と認められる者
- ※ただし、ア～エに該当する場合でも、同居する家族等のみで避難できる者は除く。

##### (2) 避難行動要支援者名簿情報

避難行動要支援者名簿には次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

##### (3) 避難支援等関係者

避難行動要支援者名簿情報は、次に掲げる避難支援等関係者に提供するものとする。ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得ら

れていない場合は、この限りでない。

- ア 消防機関
- イ 警察機関
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 町（自治）会
- カ 自主防災組織
- キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める団体等

#### (4) 名簿に掲載する個人情報の入手

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課等で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

#### (5) 名簿の更新及び管理

住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

#### (6) 名簿提供における情報の管理

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- イ 避難支援等関係者個人には、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを周知するものとする。
- ウ 避難行動要支援者名簿は、厳重な保管をするよう周知するものとする。
- エ 避難行動要支援者名簿は、必要以上に複製しないよう周知するものとする。
- オ 避難行動要支援者名簿の提供先が団体である場合は、名簿の取扱い者について限定するよう周知するものとする。
- カ 避難行動要支援者名簿の適正管理のため、個人情報の取扱い方について周知を図るものとする。

## 2 緊急連絡体制の整備

民生委員・児童委員や自主防災組織等の地域の協力のもとに、避難行動要支援者に対する緊急連絡体制の確立を図るものとする。

また、ひとり暮らし高齢者等のための緊急通報装置や聴覚障害者用の文字放送型防災行政無線等を整備、活用することで緊急連絡体制の充実を図るものとする。

## 3 避難体制の整備

避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難行動要支援者避難支援プラン個別計画に基づく避難体制の整備に努めるものとし、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合の円滑な避難の実施や避難支援等関係者の安全の確保などに十分配慮するものとする。

#### 4 防災知識の普及・啓発，防災訓練の実施

避難行動要支援者に対して，災害時における的確な対応能力を高めるため防災知識の普及・啓発に努め，また，民生委員・児童委員，自主防災組織，ボランティア組織等の協力により，避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

### 第2 要配慮者利用施設等の安全体制の確保

#### 1 防災組織体制の整備

要配慮者利用施設のうち，浸水想定区域（洪水浸水想定区域）内又は土砂災害警戒区域内に所在するものとして，市地域防災計画に定められた施設の管理者は，当該施設の利用者の洪水時又は土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため，避難確保計画を作成するとともに避難訓練の実施をしなければならない。

また，要配慮者利用施設の管理者が避難確保計画を作成又は変更したときは，遅滞なく市長へ報告しなければならない。

なお，市は，避難確保計画の作成に対する支援や避難訓練の実施の促進を図っていくものとする。

本市における水防法第15条及び土砂災害防止法第8条に基づく要配慮者利用施設の範囲は，次のとおりとする。

要配慮者利用施設の範囲	1 高齢者施設，保護施設，児童福祉施設，障害児・者施設等の社会福祉施設 2 病院，診療所等の医療施設（有床に限る。） 3 幼稚園，小学校，中学校，特別支援学校
-------------	---

※（資料2-42-2）浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

#### 2 緊急応援連絡体制の整備

災害に備え，福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることにより，協力体制の強化を図るとともに，施設相互間の応援協定の締結や施設と近隣住民（自主防災組織等）との連携及びボランティア組織等の連携の確保について，施設等管理者に対して指導・助言を行う。

#### 3 社会福祉施設等の耐震性の確保

要配慮者の避難所の拠点となる社会福祉施設等の計画的な耐震診断や耐震補強等について指導する。

### 第3 外国人に対する防災対策の充実

#### 1 外国人の所在の把握

災害時における外国人の円滑な支援を行うために，人数・所在の把握に努める。

#### 2 外国人を含めた防災訓練の実施

平常時から外国人の防災意識を高めるため，外国人を含めた防災訓練を実施する。

(1) 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットやマニュアルを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(2) 外国人が安心して生活できる環境の整備

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

**第4 要配慮者への避難指示等の伝達等**

**1 避難指示等の発令・伝達**

(1) 避難のあり方

要配慮者の避難については、下記の点を基本的な考え方とする。また、避難指示等の意味合いと住民がとるべき行動を明確にし、市と住民が迅速に判断できるようなシンプルな形での避難指示等の仕組みを構築する必要がある。

- ① 要配慮者の避難行動や情報面での支援を要する人も含めた住民の確実な避難
- ② 道路冠水等で危険な中を避難するような事態の回避等、避難行動における安全の確保
- ③ 真に切迫した状況での、生命を守る最低限の行動の選択

(2) 避難指示等の意味合い・役割の標準化

要配慮者で特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めのタイミングで避難行動を開始することを求めることが必要である。今後、避難指示等の意味合いや役割を分かりやすく、住民の避難行動に結びつくよう、整理する。

(3) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの整備

避難指示等の迅速かつ的確な判断をするため、洪水、土砂災害等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした、避難指示等の判断・伝達マニュアルを下記の点を踏まえ整備する。

① 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所等を特定すること。

② 避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難指示等の想定対象区域をあらかじめ定めること。

③ 避難指示等の発令の判断基準

対象とする自然災害ごとに、どのような状態になれば住民が避難行動を開始する必要があるかをあらかじめ確認し、関係機関から提供される情報、自ら収集する情報等を基に避難指示等の発令の判断基準を整理すること。

④ 避難指示等の伝達方法

避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけられるように、避難指示等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、チェックリストとともに定めておくこと。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 組織計画

#### 第1 災害対策本部の組織編成

##### 1 設置基準

市長は本市域に災害が発生し又は発生のおそれがある場合、災害応急対策を速やかに実施するため、次の基準に該当したときは、災害対策基本法第23条の規定、及び常陸太田市災害対策本部条例の定めるところにより、常陸太田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

- (1) 本市域に大規模な災害が発生する恐れがあるとき
- (2) 局地的災害が発生したとき
- (3) 本市域に大規模な災害が発生したとき
- (4) その他の状況により災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めるとき

##### 2 災害対策本部の廃止

本部長は、本市域において災害応急対策が概ね完了したと認めるとき、その他災害対策本部を設置しておく必要がないと認めるとき、災害対策本部を廃止する。

##### 3 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、また、廃止したときは、関係機関に通知するとともに、報道機関に発表する。

###### 災害対策本部設置（廃止）の通知先

- |  |
|--|
| ①県知事（「茨城県防災情報ネットワークシステム」による）                                     |
| ②太田警察署                      ③防災会議委員                      ④防災関係機関 |

##### 4 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織（災害対策本部の組織編成図）、分担業務（事務分掌表）及び運営については「常陸太田市災害対策本部条例」の定めるところによる。

- (1) 本部長は、市長がその任に当る
- (2) 副本部長は、副市長・教育長がその任に当る
- (3) 本部員は、本部長の指名により、その任に当る

風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策

災害対策本部の組織編成

職名	災害警戒本部 (レベル2)	災害対策本部 (レベル3・4)	役割
本部長	副市長	市長	本部の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
副本部長	教育長	副市長 教育長	本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
本部員	政策推進室理事 総務部長 企画部長 市民生活部長 保健福祉部長 福祉事務所長 農政部長 商工観光部長 建設部長 消防部長 上下水道部長 議会事務局長 教育部長 会計管理者 秘書課長	同	本部会議を構成し、災害対策の方針等を決定するとともに、所管の部の事務を総括する。
連絡員	部ごとに本部員が 指名した課長等	同	本部員とともに本部会議に出席し、本部員と部内各班との連絡、及び部内各班への情報伝達に従事する。
班長	課長等	同	本部長（又は本部員）の命を受け、班の事務を処理する。
班員	各課所属職員	同	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

配備体制

体制	設置基準	配備要員
情報連絡会議 (レベル1)	①大雨、洪水警報等が発表され、総務部長が必要と認めたとき ②その他状況により総務部長が必要と認めたとき	配備要員(担当課・人員)は情報連絡会議において決定する
災害警戒本部 (レベル2)	①大雨、洪水、暴風等の気象警報が発令され、災害の発生が予想される場合 ②市域に小規模な浸水や災害が発生したとき ③その他状況により副市長が必要と認めたとき	・災害警戒本部員 ・各部連絡員 ・災害警戒本部事務局員 ・各部各班の所定の要員(原則1名、必要に応じ増員)
災害対策本部 (レベル3) 緊急体制	①市域で大規模な浸水や災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき ②その他状況により市長が必要と認めたとき	・災害対策本部員 ・各部連絡員 ・災害対策本部事務局員 ・各部各班の所定の要員
災害対策本部 (レベル4) 非常体制	①大規模な災害が発生し、緊急体制(レベル3)で対処できないとき ②その他状況により市長が必要と認めたとき	全職員

5 災害対策(警戒)本部室及び本部会議室の設置

災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合、総務班は、以下の場所に本部会議室を開設するとともに、必要に応じて各種対策を実施するために必要な室を設置する。

なお、災害により施設等が被災することも想定し、予め代替の設置場所を選定しておくものとする。

災害対策(警戒)本部室等の設置場所

種別	設置場所	代替設置場所
本部室	防災対策課事務室又は大会議室	分庁舎又は消防本部
本部会議室	庁議室又は大会議室	分庁舎又は消防本部

※(資料2-43)本部室のレイアウト例(大会議室の場合)

6 本部会議

本部は災害応急対策に関する基本方針、その他重要事項を審議する。

7 災害警戒本部及び災害対策本部の班編成及び担当部署

災害警戒本部及び災害対策本部の班編成及び担当部署

対策部名称	災害警戒本部（レベル2）		災害対策本部（レベル3・4）	
	班名称	担当課名称	班名称	担当課名称
本部事務局	本部事務局	防災対策課	本部事務局	防災対策課
総務部	総務班	総務課	総務班	総務課
	輸送物資班	契約管財課	輸送物資班	契約管財課
	—	—	調査班	税務課 収納課
	—	—	出納班	出納室 監査委員事務局
	支所班	金砂郷地域振興課 水府地域振興課 里美地域振興課	支所班	金砂郷地域振興課 水府地域振興課 里美地域振興課
政策推進部	秘書班	政策推進課	秘書班	政策推進課
		秘書課		秘書課
企画部	情報班	広報広聴課	情報班	広報広聴課
		企画課		企画課
市民生活部	—	—	市民班	市民課
	—	—	協働班	市民協働推進課
	防疫清掃班	環境政策課	防疫清掃班	環境政策課 清掃センター
保健福祉部	医療救護班	健康づくり推進課	医療救護班	健康づくり推進課
	救護班	保険年金課	救護班	保険年金課
		社会福祉課		社会福祉課
		高齢福祉課		高齢福祉課
子ども福祉課	子ども福祉課	子ども福祉課	子ども福祉課	
農政部	農林畜産班	農政課	農林畜産班	農政課
		販売流通対策課		販売流通対策課
		—		農業委員会事務局
商工観光部	商工観光班	商工振興・企業誘致課	商工観光班	商工振興・企業誘致課
		観光振興課		観光振興課
建設部	建設班	建設課	建設班	建設課
	建築住宅班	都市計画課	建築住宅班	都市計画課
教育部	教育班	教育委員会	教育班	教育委員会
		—		—
上下水道部	水道班	上下水道総務課	水道班	上下水道総務課
		上水道施設課		上水道施設課
	下水道班	下水道課	下水道班	下水道課
消防部	総務班	総務課	総務班	総務課
	消防班	消防課	消防班	消防課
		南・北消防署		南・北消防署
議会部	議会班	議会事務局	議会班	議会事務局

※（資料2-42）市災害対策（警戒）本部の事務分掌

8 不在時の代行者01

災害警戒本部

役職	代行者
副市長	教育長
教育長	総務部長

災害対策本部における職務の代行

役職	代行者
市長	副市長
副市長	教育長
教育長	総務部長

本部事務局

役職	代行者
事務局長（総務部長）	防災対策課長
事務局次長（防災対策課長）	防災対策課防災係長

## 9 関係機関に対する要請等

本部長は災害の状況に応じ関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、また、本部と当該機関との連絡をするための職員の派遣を要請する。

**第2節 動員計画**

**第1 動員の指示及び手順**

**1 動員の指示及び手順**

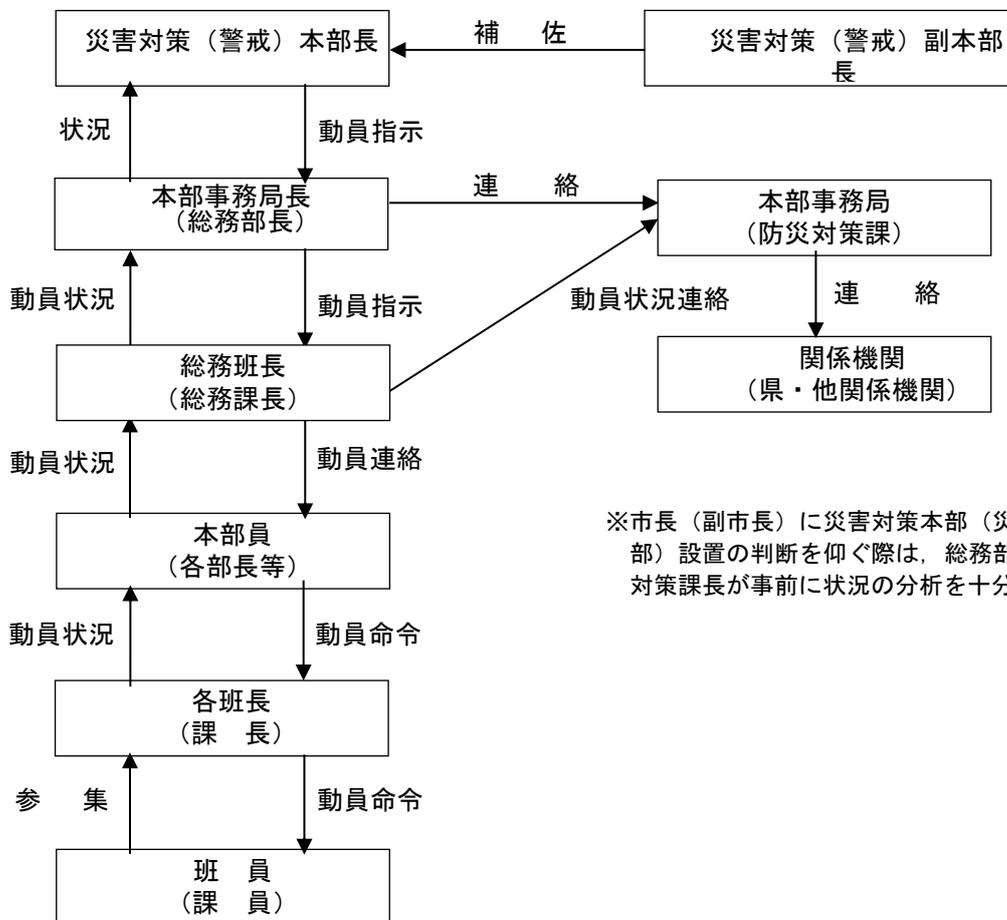
職員の動員は、以下に示す各体制の動員指示者の指示に基づき、本部事務局長（総務部長）が総務班長（総務課長）に動員を指示し、総務班長が本部員へ連絡する。

各部長等は、災害警戒本部の配備基準に応じた担当班長に対し、必要な配備要員の動員の連絡を行い、担当班長が必要な要員を動員する。（レベル4は全職員を動員）

各配備体制の動員指示者及び動員手順

体制	動員の指示者	動員手順
情報連絡会議（レベル1）	総務部長	・総務部長の指示に基づき、防災対策課長が必要な要員を動員する。
災害警戒本部（レベル2）	副市長 （災害警戒本部長）	・副市長の指示に基づき、本部事務局長が総務班長（総務課長）を通じて、各本部員に対して職員の動員を連絡する。
災害対策本部（レベル3・4）	市長 （災害対策本部長）	・市長の指示に基づき、本部事務局長が総務班長（総務課長）を通じて、各本部員に対して職員の動員を連絡する。

災害対策本部（災害警戒本部）の配備伝達系統



※市長（副市長）に災害対策本部（災害警戒本部）設置の判断を仰ぐ際は、総務部長と防災対策課長が事前に状況の分析を十分に行う。

2 動員の伝達手段【各班（各課）】

勤務時間内：電話，庁内放送，庁内情報システム，口頭による伝達

勤務時間外：本部員へのメール（電話），防災行政無線（市職員専用モード），各部各班の緊急連絡網

3 動員状況の報告・職員の参集場所【各班（各課）】

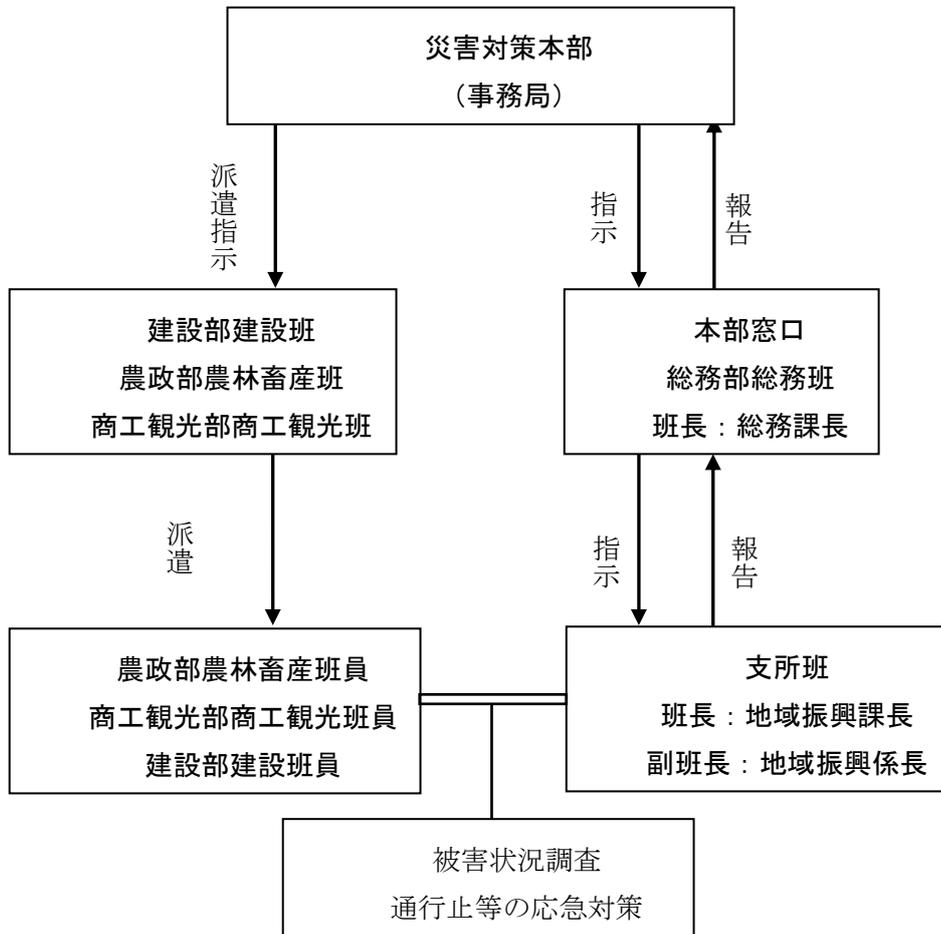
各班長（課長）は，班員の動員状況を速やかに把握して本部員（部長）へ報告し，各本部員は，報告を取りまとめ，総務班長（総務課長）を通して総務部長へ報告する。

災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合，動員連絡を受けた職員のうち，班長（課長職）以上の職員及び命を受けた職員は，本部室に参集する。その他の職員は各所属部署に参集し，班長の指示を受ける。

4 支所への職員派遣【支所班，農林畜産班，商工観光班，建設班】

支所管内の被害状況調査や応急対策に対応するため，農政部，商工観光部，建設部からそれぞれ1名を各支所に派遣し，支所班とともに対応する。派遣する期間は，災害対策本部設置から発災後の被害状況確認までとする。

支所への職員派遣のながれ



### 第3節 気象情報等計画

災害情報の収集・伝達は、気象及び水防に関する特別警報、警報、注意報及び伝達等が災害情報の収集に密接に関連することを踏まえ、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施する。

#### 第1 特別警報・警報・注意報

##### 1 特別警報・警報・注意報の種類と概要、発表基準

大雨や強風等の気象情報により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称（県北地域）が用いられる場合がある。

※（資料 2-44）特別警報、警報、注意報の種類と概要

※（資料 2-44-2）警報、注意報の発表基準 常陸太田市

##### 2 その他気象情報の細分区域と運用

(1) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）は、資料 2-44-3 のとおりである。

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（茨城県北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（茨城県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（茨城県北部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地

域と同じ発表単位（茨城県北部）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

**(6) 火災気象通報**

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに水戸地方気象台が茨城県知事に対して通報し、県を通じて市や消防本部に伝達される。

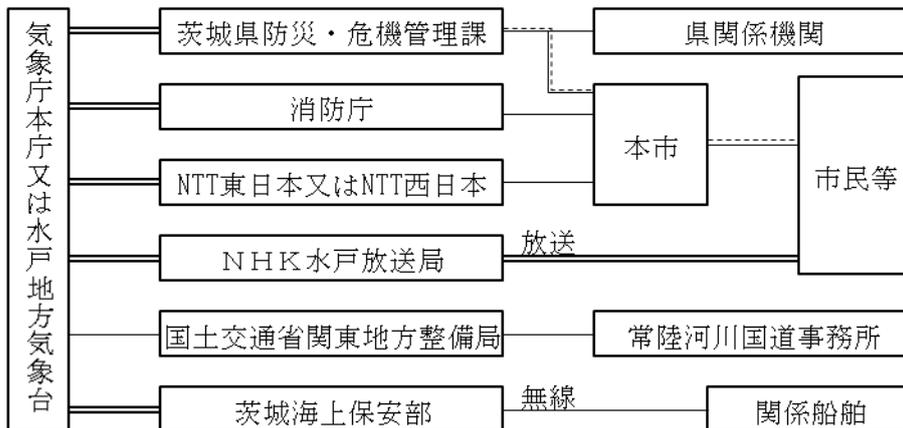
**(7) 災害時気象支援資料**

水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

**3 特別警報・警報・注意報の伝達**

**(1) 水戸地方気象台関係**

気象庁本庁又は水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知される。



凡例 = : 気象業務法による法定伝達（特別警報・警報）    - : 気象業務法による法定伝達（特別警報のみ）  
 - : 地域防災計画等による伝達

**(2) 県関係**

県は、気象等の特別警報・警報・注意報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政ネットワークシステム等により市町村に通知する。

**(3) 東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）又は西日本電信電話株式会社（NTT 西日本）関係**

水戸地方気象台から NTT 東日本又は NTT 西日本に通報された警報は、NTT 東日本又は NTT 西日本の通信システムにより関係の各市町村に伝達される。この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。

（特別警報の種類）

暴風特別警報，暴風雪特別警報，大雨特別警報，大雪特別警報，波浪特別警報，高潮特別警報（警報の種類）

暴風警報，暴風雪警報，大雨警報，大雪警報，波浪警報，洪水警報，高潮警報

**(4) 日本放送協会（NHK）関係**

気象庁からNHKに気象専用回線を通じて通報され、NHK水戸放送局から特別警報・警報は直ちに放送されることになっている。

※（資料 2-45）放送局一覧

**(5) 消防庁関係**

気象庁から消防庁に特別警報・警報が通報される。

(6) 海上保安庁関係

水戸地方気象台から茨城海上保安部に特別警報・警報が通報される。

**4 気象情報の伝達**

注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはないが、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させるよう努めることになっている。

**第2 洪水予報河川の洪水予報**

国土交通省関東地方整備局及び気象庁から発表される洪水予報の種類，内容は次のとおりである。

種類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき，氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり，命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき，氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況，避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり，避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき，避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき，氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く），避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき，氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき，避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等，避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

**第3 水位情報周知河川の水位情報等**

- 1 常陸河川国道事務所が管理する河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは，当該河川の水位又は流量を示して県（土木部河川課）及び市に通報，並びに県から常陸太田工事事務所を通して市に伝達される。
- 2 県が管理する水位情報周知河川について，河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは，当該河川の水位又は流量を示して，常陸太田工事事務所を通して市に伝達される。

※（資料 2-46）各河川（水位観測所）の水位一覧

※（資料 2-47）洪水予報の伝達経路

**第4 異常現象発見者の通報義務等**

- 1 災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は，遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。
- 2 通報を受けた警察官は，その旨を速やかに市長に通報する。
- 3 1又は2により通報を受けた市長は，その旨を遅滞なく次の機関に通報する。
  - (1) 水戸地方気象台
  - (2) 茨城県知事又は災害本部が設置されているときは同本部長
  - (3) 太田警察署，常陸太田工事事務所，その他予想される災害に関係があると認められる県の出先機関及び行政機関
- 4 市長は，3による通報と同時に，住民その他関係団体に周知する。

## 第4節 災害情報の収集・伝達計画

災害時の応急対策を実施していくうえで不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

### 第1 情報収集・伝達活動

#### 1 市の活動

(1) 市は市内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システムを利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行う。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、国（消防庁）に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限りわかる範囲内でその第一報を報告する。

- ・ 市災害対策本部が設置されたとき
- ・ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- ・ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展する恐れがあるとき
- ・ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

(2) 県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡する。

(3) 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

(4) 住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

(5) 市は、大規模災害（地震の場合は震度6弱以上）により被災した場合は、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、原則として発災後12時間以内に、次の3点を把握し、市町村行政機能チェックリストにより県に報告する。

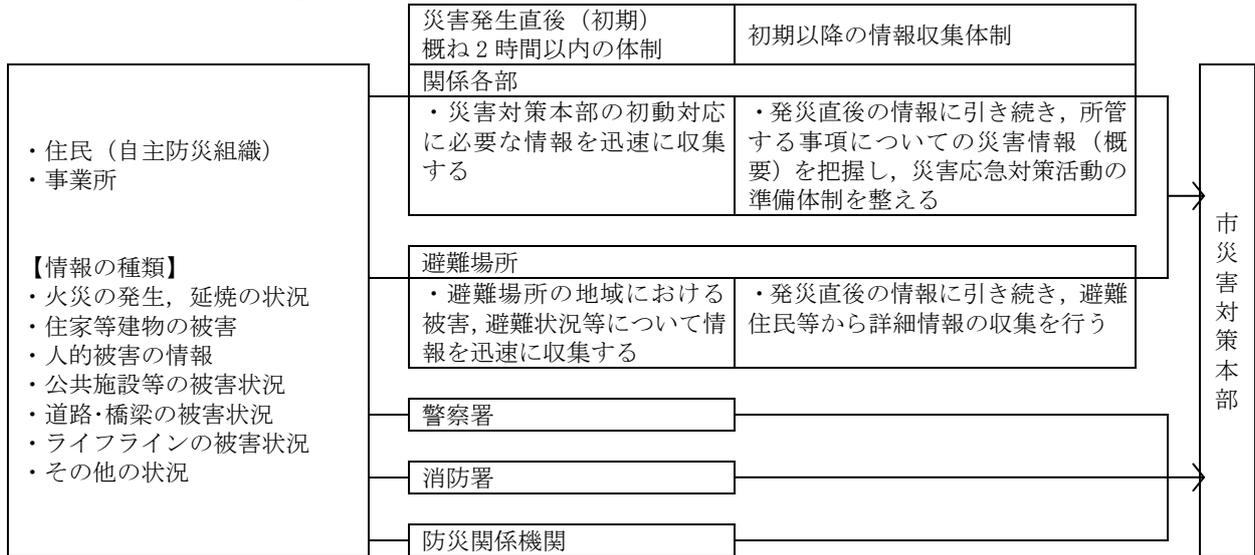
- ① トップマネジメントは機能しているか
- ② 人的体制（マンパワー）は充足しているか
- ③ 物的環境（庁舎施設等）は整っているか

(6) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

#### 2 被害報告の報告系統

県災害対策本部設置前は、県防災・危機管理課に報告することとし、設置後は、次の要領で実施する。

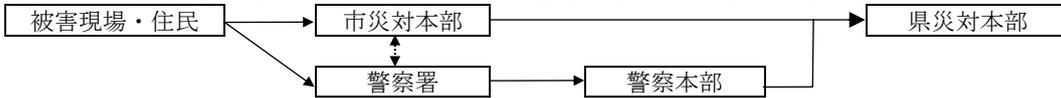
(1) 市災害対策本部被害報告系統



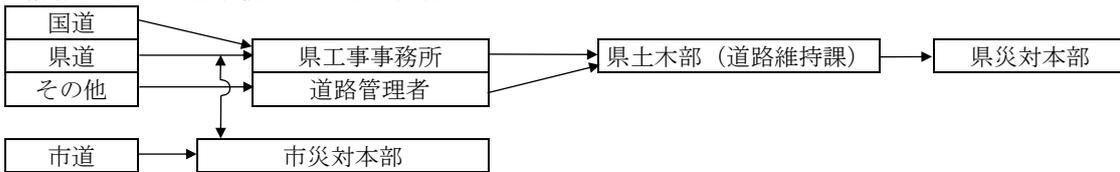
(2) 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関，伝達経路が異なるため，以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

① 情報収集・伝達系統1（死者，負傷者，建物被害，その他の被害）



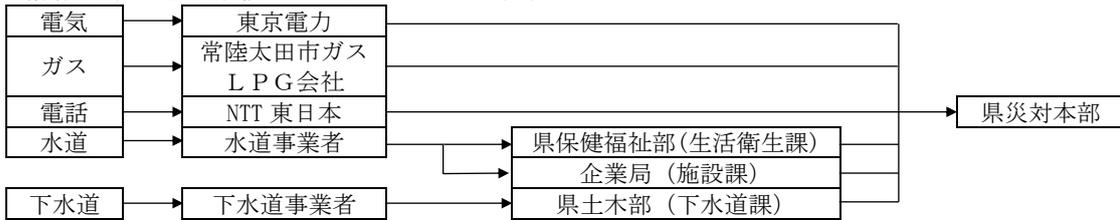
② 情報収集・伝達系統2（道路被害）



③ 情報収集・伝達系統3（鉄道被害）



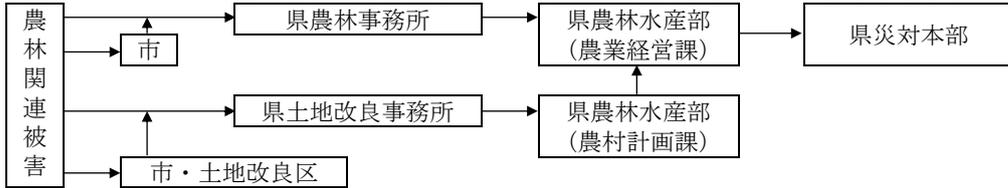
④ 情報収集・伝達系統4（ライフライン被害）



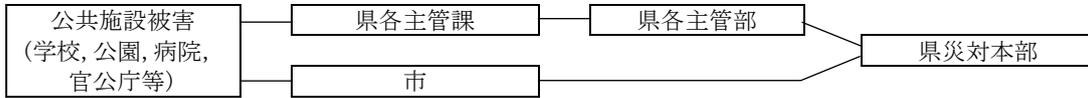
⑤ 情報収集・伝達系統5（河川，海岸，ダム，公園）



⑥ 情報収集・伝達系統 6 (農作物, 農地, 農業施設, 林産物, 林地, 林業施設, 産地)



⑦ 情報収集・伝達系統 7 (その他公共施設)



3 災害緊急報告の報告先

報告先	方法	担当	備考
総務省消防庁宿直室	TEL 03-5253-7777 Fax 03-5253-7553	災害対策本部事務室長	左記の通信手段の使用が不能となった場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じNHK及び茨城放送を通じて行う (報道機関を除く) 1 NHK 水戸 FM (83.2MHz) 2 IBS 水戸放送局 (1197KHz, 88.1MHz) IBS 土浦放送局 (1458KHz) 3 NHK-TV (水戸放送局) 4 NHK ラジオ第1放送 (594KHz)
総務省消防庁応急対策室	TEL 03-5253-7527 Fax 03-5253-7537		
県防災・危機管理課	直通 TEL 029-301-8800 直通 TEL 029-301-2885 防災電話 8-600-82401~3 防災 Fax 9-600-8301~2		
報道機関	口頭また、文書		
住民	NHK 水戸放送局 (TEL 029-221-7101) 茨城放送 (TEL 029-244-2121)		

※ (資料 2-45) 放送局一覧

※ (様式 1) 災害概況即報

※ (様式 2) 被害状況等報告

※ (様式 3) 災害救助法施行細則に基づく被害状況報告表

※ (様式 4) 放送申込書

## 第5節 通信計画

災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策の実施に係る通信を確保するため、市、県及び災害関係機関は、相互に協力する。

なお、災害時における各防災関係機関の通信は、通常使用している通信手段によるほか、公衆電気通信設備の利用又は他機関の有線・無線通信設備の使用（災対法第57条・79条）、非常通信、防災相互通信用無線電話、放送、使送及び自衛隊の通信支援により行う。

### 1 NTTの災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき防災関係各種機関等に対し提供しているサービスを利用する。

#### (1) 災害時優先電話の指定

防災関係機関は、既設の電話番号を所轄のNTT東日本支店又は営業所へ「災害時優先電話」として登録を行い、茨城支店長等の承認を受けておく。（事前対策）

#### (2) 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。

なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

#### (3) 非常・緊急電報の利用

① 非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこととする。

（※受付時間 8時から19時まで）

- ・非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。
- ・発信電話番号と機関名称等。
- ・電報の宛先住所と機関名称等
- ・通信文と発信人名

なお、電報が著しく輻輳するときは、受付けを制限する場合がある。

② 非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、下記の資料のとおりである。

※資料 2-48 「非常・緊急電報の内容等」

### 2 専用通信設備の利用

次に掲げる専用通信設備の設置者は、災害時の通信連絡に当っては、それぞれの専用通信設備を有効に活用するほか、次項に掲げる他機関の通信設備の利用について協力する。

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ○消防庁消防防災無線設備     | ○茨城県防災行政無線設備      |
| ○警察電話（有線・無線）設備   | ○気象通信設備           |
| ○消防無線設備          | ○茨城交通通信設備         |
| ○東京電力パワーグリッド通信設備 | ○国土交通省無線設備        |
| ○東日本旅客鉄道（株）通信設備  | ○その他防災関係機関の専用通信設備 |

### 3 公衆電気通信設備が利用できない場合

#### (1) 他機関の通信設備の使用等

市長は、災害に関する予警報の伝達等災害対策基本法第 55 条及び第 56 条に定める緊急通信の必要があるときは同法第 57 条の規定により、また、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、市長は、災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第 79 条の規定により、それぞれ有線電気通信法第 3 条第 4 項第 3 号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

##### ① 使用又は利用できる通信設備

- |                                 |                                  |
|---------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 警察通信設備 | <input type="checkbox"/> 自衛隊通信設備 |
| <input type="checkbox"/> 消防 "   | <input type="checkbox"/> 気象 "    |
| <input type="checkbox"/> 水防 "   | <input type="checkbox"/> 鉄道 "    |
| <input type="checkbox"/> 電力 "   |                                  |

##### ② 事前協議

市長は、災害対策基本法第 57 条に基づく他機関の通信設備の使用については、予め当該機関と使用協定を締結するなどの措置を講じておく。(災害が発生した場合の災害対策基本法第 79 条に基づく優先使用を除く。)

## 第6節 広報計画

災害の状況等について情報の集約と本部内での情報の共有化を図るとともに、住民に対する直接の広報活動と報道機関に対する情報発表を行う。

### 1 広報活動

#### (1) 広報の内容

- ① 災害発生状況
- ② 気象，地震に関する情報
- ③ 災害応急対策の状況
- ④ 道路及び交通情報
- ⑤ 地域住民のとりべき措置
- ⑥ 避難指示，高齢者等避難
- ⑦ その他必要事項

#### (2) 広報手段

- ① Lアラート
- ② 防災行政無線（同報系）（本庁，各支所，消防本部）
- ③ インターネット（ホームページ，メール一斉配信サービス，緊急速報メール，SNS等）
- ④ 広報車
- ⑤ ハンドマイク等
- ⑥ ビラ
- ⑦ 立看板，掲示板

#### (3) 報道機関への依頼

※（様式4）放送申込書

### 2 報道機関への対応

#### (1) 報道活動への協力

報道機関の独自の記事，番組制作にあたっての資料提供依頼については，可能な範囲で提供する。

#### (2) 報道機関への発表

- ① 災害に関する情報の報道機関への発表は，応急活動状況，災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち，災害対策本部長が必要と認める情報について，速やかに実施する。
- ② 発表は，原則として災害対策本部情報班長が実施する。なお，必要に応じ各部において発表する場合は，あらかじめ災害対策本部情報班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし，発表後速やかにその内容について報告する。
- ③ 市，指定公共機関，指定地方公共機関及び市内に事業所を有する事業者が災害に関する情報を公表・広報する場合は，原則としてその内容について災害対策本部と協議の上実施する。ただし，緊急を要する場合は，発表後速やかにその内容について報告する。
- ④ 災害対策本部情報班長は，報道機関に発表した情報を，災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付する。

### 3 安否情報の提供

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、情報の提供に努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者においてDV被害に関わる者の情報の取扱いについては、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

### 4 その他必要とする事項

情報班の業務を処理する組織、役割は、次のとおりである。

#### (1) 連絡発表

- ① 本部内の情報集約・伝達
- ② 広報，資料の編集作成
- ③ 県，国に対する連絡発表
- ④ 報道機関に対する連絡発表

#### (2) 取材

- ① 災害現地における取材
- ② 写真，録音等の取材
- ③ 各種資料の現地収集

#### (3) 普及

- ① 災害地における広報活動
- ② 罹災者に対する連絡伝達
- ③ 罹災者に対する公聴

#### (4) 記録

- ① 災害記録の作成
- ② 災害資料の収集，整理，保存
- ③ 災害広報物の作成

## 第7節 水防計画

洪水による水害を警戒し、かつ、防御して、これによる被害を軽減し、住民その他公共諸施設の安全を確保する。

### 第1 水防組織

水防活動は、消防組織を中心とし、各関係機関と密接な連携と協力のもとに推進する。

### 第2 水防非常配備態勢の基準

水防警報等が発せられた場合における出動準備及び出動の基準は、国土交通省常陸河川国道事務所、洪水対策計画書による、水防警報の種類・内容発表基準の待機、準備、出動、指示、情報、解除に準じる。

### 第3 予報・警報の伝達

水防法に基づく予報又は警報の伝達を受けた場合、水防管理者である市長が必要と認めたときは、水防関係機関等にこれを伝達するとともに、次の方法により住民に周知する。

#### 1 消防署

サイレンの吹鳴、広報車等による市内巡回伝達等による周知の徹底と関係機関への連絡。

#### 2 消防団

サイレンの吹鳴、巡回広報等による周知の徹底。

#### 3 市

市防災行政無線、広報車等による市内巡回伝達、インターネット（ホームページ、メール一斉配信サービス、緊急速報メール、SNSなど）による住民への周知徹底。

### 第4 応援

水防法第23条の規定に基づき水防管理者は緊急の必要のあるときは、他の水防管理者、又は市町村長等に対し応援を求めることができる。

### 第5 避難のための立退き

洪水等により著しい危険が切迫していると認められているとき、水防管理者は水防法第29条の規定により必要と認められる区域の住民に対し、消防車、広報車等により立退き又はその準備を指示するとともに警察署長に通知する。これらを実施するため水防管理者は、警察署長、その他関係機関と協議のうえ事前に避難計画を作成して周知しておく。

高齢者等避難、避難指示を発令したときには、災害対策基本法に基づき県に報告するとともに、放送事業者に対しても、発令について連絡する。

## 第6 水防報告と水防記録

災害対策本部長に報告する事項は次のとおりとし、作成した記録は、これを保管しなければならない。

- (1) 天候状況並びに警戒中の水位観測表。
- (2) 警戒出動及び解散命令の時刻。
- (3) 消防団員（水防員）又は消防機関に属する者の出動の時刻及び人員。
- (4) 水防作業の状況。
- (5) 堤防，その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果。
- (6) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分。
- (7) 水防法第28条による収用又は使用の器具，資材の種類，員数及び使用場所。
- (8) 障害物を処分した数量及びその理由並びに除去の場所。
- (9) 土地を一時使用したときは，その箇所及び所有者氏名とその理由。
- (10) 応援の状況。
- (11) 警察の援助状況。
- (12) 立退きの状況及びそれを指示した理由。
- (13) 現場指揮者名。
- (14) 水防関係者の死傷の有無。
- (15) 殊勲者及びその功績。
- (16) 雨後の水防につき考慮を要する点，その他水防管理者の所見。
- (17) 堤防，その他の施設について緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況。
- (18) その他必要な事項。

## 第8節 交通計画

災害により道路、橋りょう等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認めるとき又は交通の混乱により応急対策に支障をきたす恐れがあるときの交通規制並びにこれに関連した応急対策を実施する。

### 第1 道路規制の種別等

災害時における道路規制の種別又は根拠は、おおむね次による。

#### 1 道路法に基づく規制(同法第46条)

災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者は交通を禁止し又は制限する。(重量制限を含む。)

#### 2 道路交通法に基づく規制(同法第4, 5, 6条)

災害時において、道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、警察関係機関(茨城県公安委員会、警察署長、警察官)は歩行者又は車輛の通行を禁止し又は制限する。

#### 3 災害対策基本法に基づく規制(同法第76条)

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、緊急輸送に従事する車輛以外の通行を禁止し又は制限する。

### 第2 緊急輸送のための道路の確保

災害発生時には、市の主要道路について交通規制を要請し、連絡道路や緊急輸送道路を確保する。

災害時における被災者の避難及び救助物資並びに応急対策実施に必要な人員資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

市長(災害対策本部長)の指揮の下に、各課長等(各部長等)の要請により以下の事項を実施する。

#### 1 被害状況の把握

本市及び県等各道路管理者は、緊急輸送道路の確保を最優先に行うために、県防災ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用して、所管する道路の被害状況や道路上の障害物の状況について速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

#### 2 道路啓開等の実施

市は、行政区域内の道路の被害状況、道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県常陸太田工事事務所に報告するとともに、所管する道路については、緊急輸送道路の確保を最優先に、啓開作業を実施する。

#### 3 放置車両の対策

本市及び県等各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

#### 4 啓開資機材の確保

本市及び県等各道路管理者は、建設業者等との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

### 第3 発見者の通報

災害時において、道路施設の被害その他により通行が危険であり又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市災害対策本部に通報する。

### 第4 各機関別実施者

#### 1 道路管理者

道路管理者は、道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をする。

この場合に警察関係機関と緊密な連絡を行う。

#### 2 常陸太田市災害対策本部

本部は、市以外の者が管理する道路施設で、その管理者に通知して規制する暇がないときは、直ちに警察官に通報し、道路交通法に基づく規制を実施するとともに災害対策基本法第60条により避難の指示、同法第63条により警戒区域を設定、立入りを制限、若しくは禁止又は退避を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行う。

### 第5 事後の措置

災害が終了したときは、速やかに被害状況を調査して応急復旧工事等の応急措置等を行い円滑なる交通を確保するためにおおむね次のことを実施する。

#### 1 被害状況の調査

それぞれの箇所ごとに被害金額、応急復旧の工法及び復旧費を算定した調査表を作成する。

#### 2 応急復旧の措置

応急復旧の措置については、それぞれの被害状況により異なるが、おおむね次の工法により応急工事を施工する。

##### (1) 道路

- ① 路側決壊の場合は、杭打また、土俵積で施工する。
- ② 小規模の道路全壊の場合は、築堤するか又は仮栈橋で施工する。
- ② 仮栈橋が適当でない場合は、仮道を施工する。

##### (2) 橋りょう

- ① 橋りょう面が被害を受け通行不能となった場合は、並べ木、鉄板等で応急施工する。
- ② 橋りょう、橋台、橋体等が被災した場合は、仮橋を架設する。

## 第9節 避難計画

市は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）に基づき、危険地域にある住民等を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図り、かつ、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会施設等の既存建物又は仮設テント等に受入れ保護する。

特に、高齢者等避難の発令により高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

また、市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

なお、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との災害時の応援協定を締結に努めるものとし、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、広域避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合は、被災者の受け入れについて当該市町村又は県に協議を求めるものとする。

### 第1 高齢者等避難又は避難指示の設定

高齢者等避難又は避難指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められている。

- (1) 市長（災害対策基本法第60条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- (3) 水防管理者（水防法第29条）
- (4) 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- (5) 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官「その場に警察官がない場合に限る。」（自衛隊法第94条）

また、市長は、あらかじめ、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するなどし、発災時に避難指示等を適切に出すよう努める。なお、避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

なお、市は、高齢者等避難又は避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができる。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

**第2 避難情報の発令基準**

本部長は、洪水等の事態が発生し又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、避難を要する危険地域の住民に対し、「高齢者等避難」、「避難指示」を発令する。また、事態が切迫し急を要するときは「緊急安全確保」を発令する。

高齢者等避難、避難指示を発令する場合は、気象台からの注意報・警報及び気象情報、国・県からの河川水位情報（洪水予報）などの情報、パトロールの状況、住民からの通報等から判断するものとし、その基準の目安は概ね次のとおりとする。

**1 風水害**

**避難指示等の発令の目安**

種 別	河川氾濫等	内水氾濫等
高 齢 者 等 避 難	(1) 市内の河川が「避難判断水位」に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき (2) 大雨警報（浸水害）または洪水警報が発表されたとき (3) その他諸般の状況から高齢者等避難の発令を要すると認められるとき	(1) 大雨警報（浸水害）または洪水警報が発表されたとき (2) 市域及び近隣の地区で小規模な浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大する恐れがあるとき (3) その他諸般の状況から高齢者等避難の発令を要すると認められるとき
避 難 指 示	(1) 市内の河川が「氾濫危険水位」に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき (2) 市内の河川の水位が堤防天端高を超えることが予想される時（急激な水位上昇による氾濫のおそれがあるとき） (3) 大雨警報（浸水害）または洪水警報が発表され、被害が予想される時 (4) 河川管理施設に異常（漏水・亀裂等）が確認されたとき (5) その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき	(1) 大雨警報（浸水害）または洪水警報が発表され、被害が予想される時 (2) 市域及び近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき (3) 河川管理施設に異常（漏水・亀裂等）が確認されたとき (4) その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき
緊 急 安 全 確 保	(1) 決壊や越水・溢水が発生又は発生が切迫したとき（氾濫発生情報等により把握できたとき）	(1) 市域及び近隣の地区で床上浸水が発生し、被害が拡大しているとき (2) 堤防の決壊等、河川が氾濫したとき (3) その他人命保護上、緊急安全確保の発令を要すると認められるとき

※避難指示等の発令が夜間になると予想される場合は、日没前の早めの時間帯に発令を行う。

**(参考) 避難指示等の発令権者**

発令権者	避難指示等を行う要件	根拠法令
市長（本部長）	○住民の安全、身体に危険を及ぼすと認めるとき	災害対策基本法第60条
知 事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条6
警 察 官	○市長から要請があったとき ○市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
自 衛 官	○災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な実態が生じ、警察官がその場にはいないとき	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた県職員	○洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して立ち退くべきことを指示する。	水防法第29条
水 防 管 理 者	○洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して立ち退くべきことを指示する。	水防法第29条

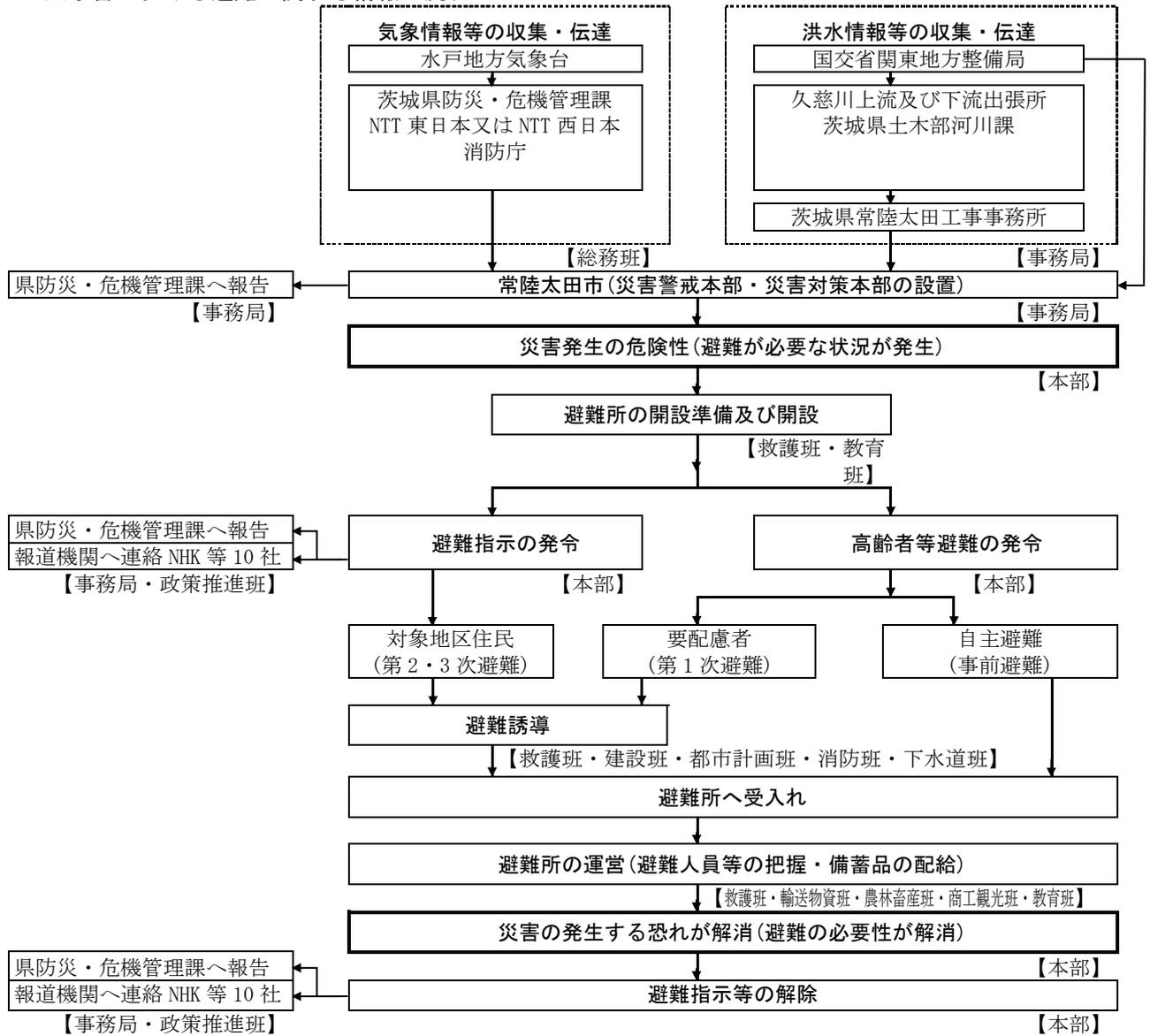
**警戒及び避難すべき区域**

各河川の氾濫を対象とした、警戒及び避難すべき対象地区・地域は概ね次のとおりである。

各河川の水位情報（各水位観測所の水位）及び洪水予報を基にした避難情報の発令にあたっては、下記の地区単位により避難情報の発令及び避難行動を行う。

※（資料2-49）警戒及び避難すべき区域

風水害における避難に関する情報の流れ



2 土砂災害

土砂災害警戒情報の発表基準

種類	発表時期
土砂災害警戒情報	おおむね2時間先の予測降雨量を加味した60分間積算雨量と※土壌雨量指数の雨量状況曲線(スネークライン)が、土砂災害発生危険基準線(CL)に達した場合に発表

※【土壌雨量指数】:土砂災害は、山崩れ・がけ崩れ・土石流に大きく分類される。このうち山崩れ・がけ崩れは、降った雨が地中の水分として含まれている量(土壌水分量)が多いほど、発生の危険性が高いことが知られている。雨は地表に達した後、地表で「流出」するものと地中に「浸透」するものとに分かれ、「浸透」する雨がどの程度地中に蓄えられているかを推定したものを「土壌雨量指数」として、土砂災害発生の危険度を測る指数として利用している。

避難指示等の発令の目安

種別	土砂災害	備考
高齢者等避難	(1)大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])するとき (2)数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき (3)前日から当日の連続雨量が100mmを超えたとき (4)その他人命保護上、高齢者等避難の発令を要すると認められるとき(通報・パトロール等)	
避難指示	(1)土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表されたとき (2)土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])するとき (3)土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見されたとき (4)再度、立退き避難を居住者等に促す必要があるとき (5)その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき	※土砂災害警戒情報システムにより「紫色(予想で土砂災害警戒情報の基準に到達)」が表示されたメッシュに含まれる地区を対象とする
緊急安全確保	(1)土砂災害が発生したとき	※土砂災害警戒情報システムにより「濃い紫色(実況で土砂災害警戒情報の基準に到達)」が表示されたメッシュに含まれる地区を対象とする

※避難指示等の発令が夜間になると予想される場合は、日没前の早めの時間帯に発令を行う。  
前項、(参考)避難指示等の発令権者を参照

警戒及び避難すべき区域

土砂災害を対象とした、警戒及び避難すべき対象地区・地域は「茨城県土砂災害警戒情報システム」におけるメッシュ図を基に定める。

降雨情報及び土砂災害警戒情報を基にした避難情報の発令にあたっては、情報が発表されるメッシュに含まれる地区単位により避難情報の発令及び避難行動を行う。

※(資料2-50)茨城県土砂災害警戒情報システム

第3 避難指示等

1 避難情報の伝達

避難情報(高齢者等避難・避難指示)を発令した場合、対象地域住民に防災行政無線、Lアラート、広報車、電話、インターネット(ホームページ、メール、SNS等)、サイレン等を用いて伝達を行い、速やかな避難行動の開始を促す。

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきこと

## 風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策

にも留意するとともに日頃から住民等への周知徹底に努める。

高齢者等避難及び避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

また、自主防災組織など地域の協力・連携を図り、要配慮者を含めた住民への周知漏れを防ぐとともに報道機関等に対し、避難情報の内容について情報提供を行い、放送による住民への伝達を依頼・要請する。

### 避難情報の伝達手段

伝達手段	対 象	担 当 班
防災行政無線（同報系）	全市民	総務班・情報班・事務局
Lアラート	全市民	総務班・情報班・事務局
広報車	全市民（避難対象地区・地域住民）	情報班・建設班・消防班
口頭（ハンドマイク）	避難対象地区・地域住民	情報班・建設班・消防班 その他の関係班の応援による
電話・FAX	要配慮者施設*・在宅要配慮者	救護班
インターネット（HP, メール, SNS）	全市民	情報班
報道機関への依頼	NHK水戸放送局・栃茨城放送等報道10社	情報班

※【要配慮者施設】：災害時に避難等の支援が必要となる要配慮者（障害者や高齢者、乳幼児など）が居住また、一時的に滞在している施設

## 2 避難情報の伝達文

避難情報の伝達については、地域の特性を踏まえ、住民が短時間に認識できる情報量を考慮し、予め伝達例文を作成しておく。

なお、伝達文の作成にあたっては、伝達内容の切迫性により、住民の避難行動が変化（携帯する身の回りの量が変化し避難行動が短縮する）することに留意する。

### 避難時の伝達事項

- ①発令日時
- ②発令者
- ③対象地域及び対象者
- ④避難すべき事由
- ⑤危険の度合い（降雨量・河川や堤防などの状況や、発災時期、予想される被災状況など）
- ⑥高齢者等避難・避難指示の別
- ⑦避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）
- ⑧避難場所
- ⑨避難の経路（また、通行できない経路）
- ⑩住民のとるべき行動や注意事項（近所に声をかけながら避難することなど）
- ⑪本件担当者、連絡先など

避難指示等の伝達文の例

**【高齢者等避難】**

- 緊急放送，緊急放送，警戒レベル3，高齢者等避難。緊急放送，緊急放送，警戒レベル3，高齢者等避難。
- こちらは，常陸太田市（災害対策本部）です。
- 〇〇地区（町）に洪水に関する警戒レベル3，高齢者等避難を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。（土砂災害の発生するおそれがあります。）
- お年寄りの方等，避難に時間のかかる方は避難を開始してください。
- それ以外の方も避難の準備を整え，気象情報に注意して，危険だと思ったら早めに避難してください。
- 開設した避難所は，〇〇です。（開設している場合）避難する際にはマスクの着用をお願いします。
- 特に川沿いにお住まいの方（急激に水位が上昇する等，早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は，避難してください。
- 避難場所への避難が困難な場合は，近くの安全な場所に避難してください。

**【避難指示】**

- 緊急放送，緊急放送，警戒レベル4，避難開始。緊急放送，緊急放送，警戒レベル4，避難開始。
- こちらは，常陸太田市（災害対策本部）です。
- 〇〇地区（町）に洪水に関する警戒レベル4，避難指示を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。（土砂災害の発生する危険が高まっています。）
- 〇〇地区（町）の方は，速やかに全員避難を開始してください。
- 開設した避難所は，〇〇です。（開設している場合）避難する際にはマスクの着用をお願いします。
- 避難場所への避難が危険な場合は，近くの安全な場所に避難するか，屋内の高いところに避難してください。

**【緊急安全確保】**

- 緊急放送，緊急放送，災害発生，警戒レベル5，命を守る最善の行動をとってください。緊急放送，緊急放送，災害発生（が迫っています），警戒レベル5，命を守る最善の行動をとってください。
- こちらは，常陸太田市（災害対策本部）です。
- 〇〇地区（町）に洪水に関する警戒レベル5，緊急安全確保を発令しました。
- 〇〇地区（町）で堤防から水があふれだしました（あふれそうです）。現在，浸水により〇〇道は通行できない状況です。  
〇〇地区（町）を避難中の方は大至急，近くの安全な場所に緊急に避難するか，屋内の安全な場所に避難してください。  
（注 命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。）

第4 避難誘導方法

1 避難の方法

河川の氾濫や土砂災害の危険が迫ると、住民の自主判断で必要な状況が発生した場合又は避難情報（高齢者等避難・避難指示）が発令された場合に、避難行動が開始される。

避難行動は、地域単位（町会（班）単位等）で一団となり避難することを原則とする。

避難の方法

避難の種別	概要
自主避難	災害が発生するおそれがある場合、住民に対してその状況を的確に伝達し、要配慮者をはじめ、一般住民に対し、安全な地域の親戚や知人宅等に自主的に避難するよう指導する。
第1次避難	「高齢者等避難」の発令により、対象地区の要配慮者を指定する避難施設へ避難誘導を行う。また、対象地区の一般住民に対しても避難の準備又は自主避難を行うよう促す。
第2次避難	災害が切迫し、「避難指示」を発令した場合、対象地区の一般住民を指定する避難所へ避難誘導を行う。
第3次避難	「避難指示」に応じないで、家財監視等のため居残り防災にあたっている者に対し、危険発生状況に応じて自宅から最も近い安全な場所に緊急的に避難誘導を行う。

2 避難の誘導

避難情報（高齢者等避難・避難指示）を発令した場合、避難は住民の自主避難を原則とする。また、学校、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、災害が発生又は発生するおそれがある場合、避難情報が発令された場合は、予め定めた方法により、児童、生徒、病人、老人等を指定する避難所又は安全な場所まで避難誘導を行う。

市は、本部の指示の下、救護班、消防班・消防団及び避難誘導活動を応援する班（都市計画班・下水道班等）は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、避難誘導の支援を行う。

避難誘導者

避難対象者	避難誘導担当者
住民（在宅要配慮者）	町会（自主防災会）・消防団
園児・児童・生徒	教職員
社会福祉施設入所者	施設管理者
事業所従業員	施設の防火管理者及び管理責任者等

※【社会福祉施設】：老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、児童福祉施設などの総称

避難誘導の支援内容

避難誘導の支援内容	担当班
避難場所・避難経路及び危険（被災箇所）の広報	政策推進班・総務班・情報班・消防班
主な避難経路沿いでの避難誘導	全ての班
道路管理者及び太田警察署との連携による交通の制限等	建設班
学校・社会福祉施設等の施設管理者への避難開始指示	教育班・救護班・関係班
在宅要配慮者への避難開始指示	救護班
在宅要配慮者等の避難輸送（必要に応じて）	輸送物資班・消防班

避難誘導は次の事項に留意して行う。なお、あらかじめ定める避難情報伝達マニュアルや避難支援計画に基づき、適切な避難支援を実施する。

- (1) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者による誘導監視措置を講ずること。
- (2) 危険な地点には表示、縄張りを行う他状況により誘導員を措置すること。
- (3) 浸水地にあつては舟艇又はロープ等を使用して安全を期すること。
- (4) 状況により老幼病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ車両また、舟艇による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- (5) 誘導中は水没、感電等の事故防止に努めること。
- (6) 難誘導は受入れ先での救助物資の配給等を考慮し、出来得れば防災用備蓄拠点地域内単位で行う。

## 第5 避難順位及び携行品等

### 1 避難順位

避難順位は、概ね次の順序による。

- (1) 介護を要する高齢者及び障害者
- (2) 病弱者
- (3) 乳幼児及びその母親・妊婦
- (4) 高齢者及び障害者
- (5) 小学生
- (6) 女性
- (7) 男性
- (8) 防災従事者

### 2 携行品等の制限

携行品等は、緊急を要する場合には、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等とし、時間的余裕のある場合は若干の食糧、日用身の廻り品などとするように住民の理解を得るよう努める。

## 第6 避難所の開設

市は、被害状況により避難所を設置する必要があると認められるときは、次により避難所を開設する。

さらに市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮し、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図る他、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

### 1 対象者

- (1) 住家が被害を受け居住の場所を失った者
- (2) 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- (3) 災害によって、現に被害を受ける恐れのある者

### 2 設置場所

避難所としてあらかじめ指定している施設を原則とし、災害の状況や施設の被災状況を考慮して設置する。

### 3 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

### 4 避難所開設の要請

市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

### 5 避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- (1) 避難所開設の目的
- (2) 箇所数及び受入れ人員
- (3) 開設期間の見込み

※ (様式5) 避難所設置報告書

6 避難所設置のための経費内容及び限度額等

避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための人夫賃、消耗機材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費など、限度額は別に定める。

(資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」参照)

7 避難所の開設手順

救護班及び教育班は、避難所に指定されている各施設の管理者に避難所の開設を指示するとともに、担当職員（避難所指定職員）を各避難所へ派遣し、避難所を開設する。

避難者の受入れ空間

<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校の場合、原則として体育館を使用する。</li> <li>○集会施設等の場合、原則として会議室を使用する。</li> <li>○洪水時において避難所が浸水又は浸水のおそれがある場合は、避難者を上層階へ誘導する。</li> <li>○避難所において特別な配慮が必要な要配慮者がいる場合は、必要に応じて教室等を福祉避難施設として利用する。</li> </ul>
---

現地での避難所の開設手順

手順	作業の概要	留意事項
1	安全確認	○周辺の浸水や土砂災害の危険性等の状況から施設の安全を確認し、二次災害の防止に努める。
2	開設報告	○開設は原則として救護班からの連絡によるが、急を要する場合は、各施設管理者の自主的判断により開設する。 ○避難所を開設した場合、電話・FAX・無線等により救護班に報告する。
3	施設の門・入口扉の開放	○門・扉は大きく開ける。 ○避難者が集まっている場合は速やかに作業を行う。
4	避難者の誘導	○体育館及び会議室等の予定受入れ空間へ誘導する。 ○内水等により体育館等が浸水また、浸水するおそれがある場合は、建物の上層階へ速やかに誘導を行う。
5	避難所及び事務室の開設	○避難所及び事務室の看板を掲げる。 ○避難者に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。 ○事務室には避難所指定職員を常時配置し、運営事項の伝達を行う。
6	受入れ空間の指定	○避難者の受入れスペースの表示方法は、床面にカラーテープ等で区割り（1人あたり2㎡を目安）を行い、世帯ごとに区画を指定する。 ○避難所では要配慮者（高齢者・乳幼児・傷病者・障害者等）のいる世帯を優先するとともに、救護班に確認の上、必要に応じて教室等を要配慮者の受入れ空間として利用する。（福祉避難所を設置した場合は、その施設へ受け入れる。）
7	避難者の把握	○避難者カードは、避難所運営に必要な基礎資料となることを避難者に説明し、各世帯単位で記入してもらう。（この際、離散家族また、死傷者の有無及び氏名も記入してもらう。） ○避難者カードを基に避難所収容者名簿報告書（地域防災計画様式13）及び避難所収容状況報告（同様式14）を作成し、事務室に保管するとともに、救護班に報告する。
8	運営委員会の組織	○自主防災会又は町会の役員の中から、避難所運営委員としてブロックリーダー（1名）及びサブブロックリーダー（1名）を選出する。 ○班編成は世帯割りとして、1班30名程度の人員で構成し、班長（1名）及び副班長（2名）の選出を行う。
9	協力者の受け入れ	○必要に応じて、避難所での業務の協力者（ボランティア）の派遣を協働班に要請する。
10	避難所内救護所設置	○避難所内救護所を設置し、協力者の協力を得て負傷者（軽傷者）の応急手当を行う。

※手順8以降は、避難が長期間にわたることが予想される場合

※ (様式6) 避難所指定職員一覧

※ (様式7) 避難者カード

※ (様式8) 避難所連絡票

第7 避難所の運営

1 組織の編成

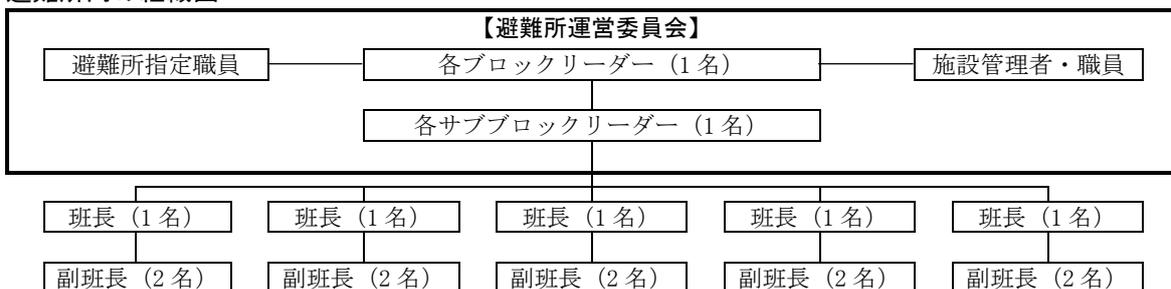
(1) 避難所内組織の編成

1班あたり30名程度の班編制を行い、各班の班長（1名）及び副班長（2名）を選出する。  
 また、5つの班を1ブロックとして編成し、各ブロックリーダー（1名）及びサブブロックリーダー（1名）を町会や自主防災会の役員・会員の中から選出する。この際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(2) 避難所運営委員会の開催

避難所指定職員、各ブロックリーダー及びサブブロックリーダー、避難所施設管理者及び施設職員により、避難所運営委員会を開催し、避難所内での各種の役割分担や情報の伝達経路、その他運営に必要な事項について、決定・確認する。

避難所内の組織図



※1班30名程度、5班を1ブロックとして編成する

2 避難所の運営に関する事項

避難所の運営に関する共通事項

項目	留意事項
生活スケジュール	○避難生活は、起床・就寝、食事、清掃など、規則正しく行う。
情報伝達	○避難所指定職員は、本部等から受けた情報をブロックリーダー等に伝達する。 ○ブロックリーダー等は、各班長に情報を伝達する。 ○各班長は、各班員（避難者）に情報を伝達する。
運営状況の報告	○逐一、本部からの防災行政無線を傍受する。 ○午前及び午後の2回、本部に対して避難所の状況や要請事項を報告する。 ○緊急の場合は、その都度本部に報告する。
マスコミ対応	○避難所指定職員とブロックリーダー等が十分協議し、原則的に市職員が行う。
飲料水の供給	○非常用の給水設備等が設置されていない避難所については、巡回する給水車により飲料水の供給を受ける。
食糧・物資の請求・受取り及び配給	○避難所に備蓄または搬送された食糧・物資を配給する。 ○食糧、物資等が不足した場合は、市災害対策本部に要請する。 ○配給された食糧や物資についてはその都度、食品給与物品受払簿に記入の上、各班ごとに配給を行う。
衛生管理	○定期的に避難所内の清掃を行う。 ○生ゴミ等腐敗しやすい廃棄物は早急に収集する（特に夏は注意）。また、困難な場合は、避難所に一定の場所を仕切り、ゴミを分別管理する。 ○ポータブルトイレ等のトイレ（尿を受けると凝固するもの）を確保する。 ○避難時のペットの保護及び飼育は、原則としてペットの所有者・管理者が行い、避難所へのペットの持ち込みは禁止する。
建物の立入禁止措置	○避難所（学校等）では、原則として教室への立入を禁止する。 ○建物の応急危険度判定を実施し、危険と判定された建物への立入を禁止する。
医療活動	○軽傷者については、避難所内の救護活動で対応する。 ○その他中等症以上の患者は、医療救護班へ報告の上、救護所等で対応する。
協力者による救援等活動記録の作成	○救護や食糧等の配給は、教職員及び住民ボランティアの協力を得る。 ○避難所日誌に記録する。

必要に応じて対応する事項

項 目	留意事項
避難所の変更手続き	○避難者が避難所を変更する場合、班長を通じて避難所指定職員へ速やかに連絡する。 ○避難者カードを作成する。
秩序の維持	○マイカーの乗り入れを規制する。 ○迷惑行為を行わない。また、共同生活の秩序を守る。 ○飲酒・喫煙等の自粛 ○避難所生活においてペット問題が生じた場合、県及び獣医師会等と取扱いについて協議する。また、関係団体によりペットの救護所等が設置される場合は、公共用地を提供する。 *運営委員会は避難所内の秩序を維持する。
プライバシーの保護	○お互いのプライバシーを尊重する。
要配慮者の介護	○原則として介護は家族が行うものとし、介護の方はあらかじめ避難所指定職員に届け出をする。 ○介護者が不足する場合は、避難所内の適任者（看護師及び介護福祉士経験者等）に交替で介護をお願いする。
教室等の解放	○要配慮者（妊産婦、乳児、病人、けが人、身体障害者、高齢者）が避難所生活に耐えられない恐れがある場合は、空教室等に受け入れる。
遺体安置所の確保	○避難所でなくなられた方は、天幕等を張った一定の場所で安置するとともに、防疫清掃班に報告する。
行方不明者の捜索、救出	○特に災害発生から48時間以内は、避難者は可能な限り行方不明者の捜索、救出の協力を行う。

3 避難運営記録の作成

避難所指定職員は、避難生活が長期化する場合は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、救護班へ報告する。また、病人の発生や、特別な事情がある場合は、必要に応じてその都度報告する。

※（様式9）避難所日誌

※（様式10）避難所収容者名簿報告書

※（様式11）避難所収容状況報告書

4 災害対策本部との連絡

避難所指定職員は、避難所において、災害対策本部（救護班）と電話等による交信ができない場合、避難所情報連絡員\*を選出し、「避難所連絡票」等による連絡調整を行う。

本部への連絡事項

○避難所の状況	○避難者数	○負傷者数	○至急応援要請
○周辺の浸水被害状況	○要請品目（食糧・物資等）		
○その他（電気、ガス、水道、電話等、施設の被害状況）			

※【避難所情報連絡員】：災害対策本部と通信が断絶した場合、直接本部に出向き、連絡や要請を行う役目の者

5 食糧・物資の供給 【避難所指定職員】

避難所指定職員は、把握した避難者数から、食糧、生活必需品等の必要量を救護班に要請し、避難者に配給する。

救護班は、輸送物資班と調整の上、流通備蓄食糧、生活必需品等の供給を行う。

第8 避難所の生活環境の整備

1 衛生環境等の整備

(1) 市は、被災者が健康状態を損なわずに生活するために必要な生活物資及び衛生上必要な石鹸・うがい薬等の提供、仮設トイレの衛生管理を行うとともに、入浴の提供に努める。

- (2) 避難所に部屋が複数ある場合は、乳幼児用、高齢者用、障害者用及び体調不良者用等を対象として割り当てることとし、体育館等の場合などは、通路の確保や着替えの場所等の確保などに配慮するものとする。
- (3) 市は、感染症や食中毒などの予防のため、手洗い、うがいや咳エチケット、部屋の換気及びトイレの消毒等の保健指導や情報提供を行う。

## 2 被災者の健康状態（身体・精神）の把握

- (1) 市は、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要時は、医師及び保健師等で構成するチームを編成し、対応する。
- (2) 災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾患の予防など、フェイズに応じた活動を実施する。
- (3) 活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるよう努める。
- (4) 市は、支援を必要とする高齢者、障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて、介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐため、関係機関と連携・調整を行う。

## 3 避難所の感染症対策

市及び県は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。

また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。

なお、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難者の過密抑制や、宿泊施設等の活用等を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努めるものとする。

## 4 精神保健，心のケア対策

市は、精神保健福祉センター、保健所、県と連携して心のケア活動を実施する。

【参考】 PTSD (Post-traumatic Stress Disorder 心的外傷後ストレス障害)

平成9年10月10日 国際シンポジウム「災害とトラウマ：長期的影響とケアの方向性」主催：兵庫県精神保健協会こころのケアセンターより

災害のもたらす心理的影響は多岐にわたる。その中で直接的な衝撃によって生じる心理的問題は PTSD (心的外傷後ストレス障害) といわれる。

欧米の災害研究によれば、この PTSD は災害後のメンタルヘルスにかかわる問題の中で最も重要で、うつ病やアルコール依存などの他の精神障害と合併することも多く、その影響は長期に続くとされている。

日本ではこれまで、PTSD についてはこれまでほとんど知られていなかったが、阪神・淡路大震災後に大きく注目され、「こころのケア」活動の最も優先すべき対象として位置付けられてきた。

この PTSD に注目することの重要性は震災後に実施されたいくつかの調査からも知ることができる。

例えば、昨年春に当センターで実施した、消防隊員を対象とした調査では被災地内に勤務しているものの16%にPTSDの可能性が認められた。

また、昨年10月に兵庫県が実施した被災者の健康調査によれば、仮設住宅住民のうち実に25%を超えるものに同様の可能性が認められた。要するに今後もメンタルヘルスケアの最大の課題となることは間違いのないところである。

## 第9 ニーズの把握

### 1 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

更に、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数ヶ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

- (1) 家族、縁故者等の安否
- (2) 不足している生活物資の補給
- (3) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- (4) メンタルケア
- (5) 介護サービス
- (6) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）
- (7) 被災家屋・土地等の調査

### 2 要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、県職員・市職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努める。

- (1) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- (2) 病院通院介助
- (3) 話し相手
- (4) 応急仮設住宅への入居募集
- (5) 縁故者への連絡

## 第10 相談窓口の設置

### 1 総合窓口の設置

市は2に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県、市、防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対して、適切な相談窓口を紹介する。

### 2 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を速やかに設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。また、災害の種類や長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- (1) 生命保険，損害保険（支払条件等）
- (2) 家電製品（感電，発火等の二次災害）
- (3) 法律相談（借地借家契約，マンション修復，損害補償等）
- (4) 心の悩み（恐怖，虚脱感，不眠，ストレス，人間関係等）
- (5) 外国人（安否確認，災害関係情報等）
- (6) 住宅（仮設住宅，空き家情報，公営住宅，復旧工事）
- (7) 雇用，労働（失業，解雇，休業，賃金未払い，労災補償等）
- (8) 消費（物価，必需品の入手）
- (9) 教育（学校）
- (10) 福祉（障害者，高齢者，児童等）
- (11) 医療・衛生（医療，薬，風呂）
- (12) 廃棄物（ガレキ，ゴミ，産業廃棄物，家屋の解体）
- (13) 金融（融資，税の減免）
- (14) ライフライン（電気，ガス，水道，下水道，電話，交通）
- (15) 手続（罹災証明，死亡認定等）

※（様式14）罹災証明書

## 第11 生活情報の提供

各機関は，被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報をもって各種媒体を活用して積極的に提供する。

### 1 防災行政無線の活用

防災行政無線を活用して，被災者に対して生活情報の提供を行う。

### 2 テレビ，ラジオの活用

テレビ，ラジオ局の協力を得て，定期的に被災者に対する放送を行い，生活情報の提供を行う。なお，聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

### 3 インターネットの活用

ホームページ，メール一斉配信サービス，緊急速報メール及びSNS等を活用して，被災者に不可欠な生活情報の提供に努める。

### 4 ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため，NTT，電機メーカー等の協力を得て，ファクシミリを活用した，定期的な生活情報の提供を行う。

### 5 災害ニュースの発行

様々な生活情報を集約して，新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ，災害ニュースとして，避難所，各関係機関等に広く配布に努める。

## 第12 福祉避難所の設置

### 1 福祉避難所の指定

要配慮者が避難する場合、避難生活において特別な配慮が必要なことから、福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所を指定する。

### 2 福祉避難所の整備

要配慮者が適切な避難生活ができるよう、必要な食糧や物資等の調達に努めるとともに、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制整備を図る。

### 3 福祉避難所の周知

市は、福祉避難所に関する情報を要配慮者をはじめとして住民への周知を図る。

### 4 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者があり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

### 5 福祉避難所開設の報告

福祉避難所を開設した場合は、直ちに次の事項を県に報告する。

- (1) 避難者名簿（名簿は、随時更新する。）
- (2) 福祉避難所開設の目的
- (3) 箇所名、各対象受入れ人員（高齢者、障害者等）
- (4) 開設期間の見込み

## 第10節 食糧供給計画

災害時に、住家の被害等により自宅で炊飯ができず又は食品の販売機構が停止し食品の購入が困難な被災者に対する応急的な炊き出しや、住家に被害を受け避難所等へ避難する者に対する必要な食料品を支給など一時的に被災者の食生活を保護する。

### 1 実施機関

- (1) 食糧の供給は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が行うことを妨げない。
- (2) 本市のみで供給が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を得て実施する。

### 2 食糧の調達方法

#### (1) 米穀

- ① 市長は、災害応急食糧（米穀）の配給を、市内各業者に要請する。ただし、災害の状況により、これにより難しい場合には、茨城農政事務所と緊密な連絡をとり、応急食糧（米穀）の緊急引渡しを要請し、調達する。
- ② 市長は、『災害救助に必要な物質の調達に関する協定』を締結しているいばらきコープ生活協同組合に対し、その保有する物質（米穀）の供給を要請し、調達する。

#### (2) 備蓄食糧等

- ① 市長は、市で保有する災害用備蓄食糧、飲料水等を放出する。
- ② 市長は、県で備蓄する災害用備蓄食糧等を知事に要請し、調達する。
- ③ 市長は、災害時における食糧の確保を図るため、販売業者のほか製造業者等多角的に食糧調達協定の締結に努め、災害時には必要に応じ、調達を図る。
- ④ 市長は、米穀のほか、パン及びおかゆ等や味噌、醤油及び食塩等の調味料についても調達を図る。また、乳児用として粉ミルクを調達する。
- ⑤ 市長は、食糧調達に関する協定を締結している事業者に対して、保有する物質の供給を要請し、調達する。

※（資料2-26）流通備蓄品目一覧表

#### (3) 調達食糧の管理

調達した食糧で集積を行うものは、予め定めておいた倉庫等に保管し、集配を行う。この場合において、管理責任者等を配置し、迅速な受払いと適切な管理を行う。

### 3 応急配給

#### (1) 配給実施基準

- ① 被災者に対し、吸出し等による食品の給与を行う場合
- ② 被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合
- ③ 災害地における救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

#### (2) 配給食糧

配給食糧は、原則として米穀とするが、消費の実情等によって備蓄食糧等とする。

(3) 配給数量

配給数量は、おおむね次に掲げる一人当たりの基本配給数量に受信者数及び配給の日数を乗じて得た数量とする。

(1)の①の場合 1食当たり精米 200 グラム

(1)の②の場合 1食当たり精米 400 グラム

(1)の③の場合 1食当たり精米 300 グラム

4 炊出し計画

(1) 炊出しは、給食施設等既存の施設を利用し、必要に応じ関係機関、自主防災会、町内会等の協力を得て行う。

(2) 炊出しを行う場合は、市長はその責任者を指定するとともに各現場にもそれぞれの実施責任者を定め、確実に人員を掌握する。また、食品等の衛生管理を適切に行う。

配給食糧は、原則として米穀とするが、消費の実情等によって備蓄食糧等とする。

5 整備すべき書類

(1) 各責任者は次の帳簿類を整理し、正確に記入して保管する。

炊出し等による現品給与のための食糧購入代金支払証拠書類、物品支払証拠書類

※(様式 15) 炊出し受給者名簿

※(様式 16) 食料品現品給与簿

※(様式 17) 食品給与物品受払簿

※(様式 18) 炊出し用物品貸借簿

## 第11節 衣料, 生活必需品等物資供給計画

災害による住家被害等により, 日常生活に欠くことのできない被服, 寝具, その他の衣料品及び生活必需品を喪失, 毀損し日常生活を営むことが困難な者に対し, 急場をしのぐ程度の被服, 寝具, その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

### 1 実施機関

- (1) 被服, 寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は, 市長が実施する。ただし, 災害救助法適用時に知事が行うことを妨げない。
- (2) 本市限りで困難な場合は, 近隣市町村, 県, 国, その他の関係機関の応援を得て実施する。

### 2 対象者

- (1) 災害により住家に全壊, 全焼, 流出, 半壊, 半焼又は浸水の被害を受けた者
- (2) 災害により被服, 寝具, 衣料品その他の生活必需品を喪失したため日常生活を営むことが困難な者

### 3 生活必需物資の調達

「2. 風水害対策計画 第1章 災害予防 第8節 食糧・生活必需品の備蓄・調達計画」による。この場合において, 高齢者, 女性及び乳児・幼児が必要とする生活必需品等に十分配慮し, 調達を行うものとする。

また, 調達した物資は, 予め定めておいた倉庫等に保管し, 集配を行う。この場合において, 管理責任者等を配置し, 迅速な受払いと適切な管理を行う。

### 4 給与又は貸与の方法

物資の給与又は貸与については, 全壊, 全焼, 流失, 半壊又は床上浸水世帯について, それぞれの世帯の構成員数に応じて配分する。救助物資は必ず受払いの記録及び受領書を徴しておかなければならない。

## 第12節 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給し保護する。又、被災した水道諸施設の応急復旧等を行い、被災地の生活用水を確保する。

### 1 実施機関

- (1) 飲料水の供給は市長が行う。ただし、災害救助法適用時に知事が行うことを妨げない。
- (2) 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

### 2 災害応急対策

- (1) 施設の巡回は、昼夜にわたり実施し、事故発生の有無を確認する。
- (2) 施設の損壊、漏水等があった場合は、速やかに復旧に努める。

### 3 飲料水の供給

断水のため飲料水の供給が必要となったときは、次の方法により直ちに供給を開始する。

- (1) 配水池からそれぞれ給水する。
- (2) 断水地域に消火栓が設置してある場合は、その最寄の消火栓から供給する。
- (3) 給水車及び容器に水道水を入れてトラック輸送等により現地給水を行う。
- (4) 井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請するものとする。

### 4 給水基準

1日1人3リットル

### 5 帳簿等の整備

飲料水の供給を行う場合は、その責任者を定めて次の帳簿等を整備し、保管しておかなければならない。

- (1) 飲料水供給記録簿
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄化用薬品資機材受払簿
- (3) 給水用機械器具修繕簿
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

### 6 水道施設等給水施設の復旧

水道諸施設の復旧については、施設管理担当において市管工事組合及び市指定給水装置工事事業者を動員して応急復旧を図る。

※(資料2-24) 上水道・簡易水道施設の現況

※(資料2-25) 工業用水道施設の現況

## 第12-2節 燃料供給計画

災害時においても、応急対策・応急復旧のため庁舎や施設、病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する車両の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、重要施設及び応急対策車両等の燃料優先供給について協定に基づき要請する。

### 1 連絡体制の確保と情報収集

- (1) 市及び県石油業協同組合太田支部は、災害発生直後、予め連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、連絡先の確認を行う。
- (2) 市長は、県石油業協同組合太田支部から加盟給油所の被災状況を確認するとともに、市内の被災状況を報告する。
- (3) 市長は、県石油業協同組合太田支部から加盟給油所の燃料の在庫状況、調達状況や石油元売業者の状況について確認する。

### 2 重要施設への燃料供給

重要施設は、災害に伴う停電が発生し、自家発電等の燃料備蓄が不足し、電力等の供給が滞る可能性がある場合には、県石油業協同組合太田支部に対し、燃料供給の依頼を行う。

### 3 災害時応急対策車両への燃料供給

- (1) 市長は、燃料の供給が滞り、災害の応急対策・応急復旧のための車両の燃料供給が困難と判断した場合は、県石油業協同組合太田支部に対し、災害時応急対策車両への優先供給を依頼する。
- (2) 市長は、災害時応急対策として指定した車両に協定で定めるステッカーを発行する。
- (3) 市長は、前記のステッカーを発行することが困難な場合において、緊急やむを得ないときは、「災害時緊急給油票」を発行する。
- (4) 災害時応急対策車両ステッカー又は災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者は、優先給油所で給油を行うときは、ルールに従い給油を受けなければならない。

なお、使用者は、給油時の混乱を避けるため、必ず車両に事業者等名を表示して給油を受けるものとする。

### 4 住民への広報

市長は、給油所における車列の発生や優先給油時の混乱を防ぐため、燃料の供給状況や優先給油等について情報の周知に努める。

### 第12-3節 義援物資対策計画

大規模災害時には、不足する物資等について提供される義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災者等へ配付することが必要である。このため、被災者等が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分する。

#### 1 留意点

(1) 被災者等ニーズの把握

被災者ニーズは、時間と共に変化することに留意し、ニーズに沿った物資を迅速に手配・調達することが必要である。

(2) 民間力の活用

義援物資を迅速・的確に手配・調達するためには、物流業者等民間の資機材や施設、人材、ノウハウを有効に活用する必要がある。

#### 2 義援物資の供給

(1) 市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する物資等について、県に対し要請を行う。

(2) 市は、各避難所等のニーズ受入れ方針等を、県ホームページ等を通じて情報発信する。

### 第13節 要配慮者安全確保対策計画

災害時には、要配慮者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確かな避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行う。

#### 1 留意点

##### (1) 状況把握の早期実施

在宅や避難所で生活する要配慮者への安全確保対策を的確に行えるよう、状況把握を早期に行うことが必要である。この場合において、必要に応じて福祉避難所を開設し、避難誘導を行う。

また、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

##### (2) 行政と町会（自主防災会）、民生委員・児童委員及び地域住民等との協力体制の確保

要配慮者に対する応急救助活動の実施に当たっては、町会（自主防災会）、民生委員・児童委員や地域住民等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。

#### 2 市の支援担当組織

要配慮者の避難支援を行う組織は、災害時における要配慮者の避難支援に加えて、平常時から避難支援体制の整備や要配慮者に関する情報共有等の主な役割を担い、庁内において横断的に編成する。

##### 市の担当課（班）と役割

担当班（課）	役割
事務局(防災対策課)	(1) 庁内、要配慮者本人及び避難支援者(消防団等)を含めた情報伝達 (2) 福祉避難所への支援体制整備 (3) 要配慮者の避難に係る講習会、避難訓練等の開催 (4) その他、要配慮者の避難支援に関すること
医療救護班 救護班	(1) 要配慮者情報の収集、共有及び保管 (2) 避難支援プラン個別計画の作成 (3) 要配慮者の避難支援に係る車両、医療機器等の調達 (4) 要配慮者の避難支援、救助活動 (5) 避難所における要配慮者の生活支援
消防班 (消防本部・消防署・消防団)	(1) 要配慮者をはじめとする地域住民、避難支援者への避難指示等の情報伝達 (2) 要配慮者の避難支援、救助活動

#### 3 住民組織の支援体制

市は、平常時から防災知識の普及とともに、要配慮者の避難支援に関する協力への理解促進に努め、災害時における迅速で円滑な避難行動につなげる。

##### 住民組織の支援体制と役割

住民組織	役割
町会(自主防災会) 民生委員・児童委員	(1) 要配慮者の情報収集 (2) 要配慮者をはじめとする地域住民、避難支援者への避難指示等の情報伝達 (3) 発災時の要配慮者の安否確認 (4) 要配慮者の避難支援、救助活動
社会福祉法人	(1) 要配慮者の避難に必要な車両や資機材の提供 (2) 発災時の要配慮者の受入れ
医療関係者	(1) 要配慮者の避難に必要な医療関係者及び医療機器の提供 (2) 発災時の要配慮者の受入れ

## 4 避難の支援

### (1) 避難の支援

#### ① 避難情報の伝達及び安否の確認

高齢者等避難が発令された場合、救護班は民生委員・児童委員及び自主防災会（町会）等の協力を得て、避難行動要支援者に対して電話又は訪問により避難情報の周知確認及び安否確認を実施する。

#### ② 避難支援

高齢者等避難が発令された場合、個別計画により、予め決められた避難支援者は、速やかに避難行動要支援者の自宅を訪ね、決められた方法により避難支援を行う。応援が必要な場合、救護班は消防班へ連絡を行い、応援人員を確保する。

また、個別計画を有さない要配慮者（避難行動要支援者未登録者）については、民生委員・児童委員や自主防災会（町会）等の協力を得て、在宅要配慮者に対して電話又は訪問により避難情報の周知確認及び安否確認を実施し、避難支援の要請があった場合は、避難支援を行う。

#### ③ 搬送体制

要配慮者の避難所までの搬送においては、避難支援者の協力を原則とするが、災害やその他状況等により、搬送用車両が必要な場合、輸送物資班は公用車や、消防班・消防団への要請による救急自動車、社会福祉法人等への要請による専用自動車等により、搬送を行う。

### (2) 避難所の支援体制

#### ① 一般指定避難所

原則として要配慮者の介護は家族が行うものとし、介護の方はあらかじめ避難所指定職員に届け出をする。なお、介護者が不在又は不足する場合、避難所内の適任者（看護師及び介護福祉士経験者等）に交替で介護をお願いする。

医療救護班は、職員、民生委員・児童委員、自主防災会又は町会の役員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

#### ② 福祉避難所等

指定避難所において、特別な配慮が必要な要配慮者がいる場合は、避難所指定職員は救護班及び施設管理者に確認の上、必要に応じて教室や会議室等を福祉避難施設として利用する。

また、要配慮者の生活を向上し、介護等の支援を受けやすくするために、社会福祉施設等と締結した協定に基づき、災害時に要配慮者を受入れるように施設等管理者に要請する。

## 5 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策

### (1) 救助及び避難誘導

施設等管理者は、避難確保計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受け入れ先の確保

施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受け入れ先の確保を図る。

市は、施設等管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受け入れ先を確保する。

(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設等管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じたときは、市等に対し応援を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配付を行う。

(4) 介護職員等の確保

施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び市等に対し応援を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織・町会等）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

6 在宅要配慮者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民（自主防災組織・町会等）、福祉団体（社会福祉協議会、高齢者クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

(2) 搬送体制の確保

市は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織・町会等）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、点訳、朗読、手話、要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配付を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。また、福祉避難所の食糧の調達に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

(5) 保健・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

7 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

市は、語学ボランティアを県及び県国際交流協会へ要請し、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 情報の提供

① 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

② テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

③ 県や観光施設・宿泊施設などと連携した外国人旅行者に対する情報の提供

市は、外国人旅行者に対して、災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など、県や観光施設・宿泊施設などと連携を図る。

## 第13-2節 帰宅困難者対策計画

大規模災害発生時においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促すものとする。

### 1 市の対策整備

#### (1) 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や食糧・毛布等の備蓄を促進するとともに、一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

#### (2) 備蓄の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、食糧や毛布等の備蓄に努めるものとする。

#### (3) 情報提供

市は、交通事業者等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

#### (4) 交通事業者との連絡体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。

### 2 企業等の対策整備

#### (1) 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

#### (2) 備蓄の確保

企業等は、従業員等が事業所内に待機できるよう、概ね3日分の食糧や毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

#### (3) 環境整備

企業等は、従業員等が一定期間事業所内に安全に待機できるよう、建物の耐震化、家具類の固定、ガラスの飛散防止など環境整備に努めるものとする。

#### (4) 事業継続計画等の周知

企業等は、事業継続計画等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針を予め定めておき、従業員に周知しておくよう努めるものとする。

#### (5) 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害発生時には、電話が輻輳することを踏まえ、安否確認手段として、災害時伝言掲示板、災害用伝言ダイヤル171、SNS等の複数の手段を利用するよう周知しておくよう努めるものとする。

#### (6) 市、地域等との連携

企業等は、市や地域等と、大規模災害発生時の対応として、日頃からの連携に努めるものとする。

### 3 学校の対策整備

(1) 鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を災害時に速やかに鉄道事業者提供できるように努めるものとする。

(2) 帰宅困難者への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や情報の提供方法の構築に努めるものとする。

(3) 代替バスの運行等の搬送体制の構築

交通機関が運行停止となった場合における代替バスの運行等搬送体制の構築や生徒等が一定期間学校に留まることができる体制にも配慮するよう努めるものとする。

(4) 飲料水等の調達

## 第14節 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理計画

### 第1 応急仮設住宅の設置計画

災害のため住家が全焼、全壊又は流失し、住家が無い者であって自己の資力では住家の確保ができない者に提供するため応急仮設住宅を設置する。

また、設置に当たっては、要配慮者に配慮することとし、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

#### 1 実施機関

- (1) 市長は、応急仮設住宅の供与を実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行う。
- (2) 本市のみで実施が困難な場合は、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

#### 2 応急仮設住宅の設置

##### (1) 設置場所

設置予定場所は、国、県又は市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとする。なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮するとともに、飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

また、設置に当たっては、リース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

##### (2) 実施期間

応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとし、供与期間は完成の日から2年以内とする。

##### (3) 入居者の選定

市長は被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定する。また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮した仮設住宅を設置するとともに、要配慮者の優先入居に努める。

- ① 住宅が全焼又は流出した者であること
- ② 居住する住家がない者であること
- ③ 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること
- ④ 特定の資産のない高齢者・病弱者並びに身体障害者

##### (4) 応急仮設住宅の管理及び処分

委任を受けた場合を除き県が管理し、その目的が達成されたときは撤去する。

### 第2 住宅の応急修理計画

災害のため住家が半焼又は半壊した者に対して居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

#### 1 実施機関

- (1) 住宅の応急修理は、市長が実施する。
- (2) 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

## 2 住宅の応急修理

### (1) 修理戸数

原則として、住宅の半焼及び半壊戸数の3割以内とする。

### (2) 規模及び費用

修理の規模は居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分のみとし、修理に要する費用は1世帯当たり災害救助法に定められた費用の限度額以内とする。

### (3) 実施期間

住宅の応急修理は災害発生の日から1ヶ月以内に完成されるものとする。

### (4) 応急修理対象者の選定基準

① 居住している住家が半焼又は半壊し、かつその部分に応急修理を加えなければ日常生活を営むことができない者

② 応急修理を行う資金がない者又はその資金を借り入れることができない者で次により選定する。

ア 生活保護法による被保護及び要保護者

イ 特定の資産のない失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、身体障害者及び病弱者等

エ 特定の資産のない勤労者及び中小企業者

オ 前各号に準ずる経済的弱者

※(資料2-51)住宅対策の実施方針

※(様式19)住家等被害個別調査票

## 3 被災建築物の応急危険度判定の実施

### (1) 判定士等派遣要請

市は、2次災害を防止するため、判定士及び被災宅地判定士(以下「判定士等」という。)の派遣を県に要請する。

### (2) 判定士の派遣

県は、市の要請を受け、必要と認めた場合には、直ちに判定士等の派遣を行うとともに、関係団体と判定士等の派遣について協議する。

## 4 応急危険度判定活動

### (1) 判定の基本的事項

① 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。

② 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として1人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

③ 判定結果の責任については、市が負う。

### (2) 判定の関係機関

① 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

② 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

### (3) 判定作業概要

① 判定作業は、市の指示に従い実施する。

- ② 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（一財）日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ③ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
- ④ 判定は、原則として「目視」により行う。
- ⑤ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- ⑥ 判定の結果は、「危険度」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- ⑦ 被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

## 5 被災宅地危険度判定活動

### (1) 判定の基本的事項

- ① 被災宅地危険度判定は、市長が行うものとする。
- ② 県は、市の要請により、市の区域内における被災宅地の危険度判定活動を支援する。
- ③ 判定結果の責任については、市長が負う。

### (2) 判定の関係機関

- ① 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。
- ② 県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。

### (3) 判定作業概要

- ① 判定作業は、市長の指示に従い実施する。
- ② 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）により行う。
- ③ 判定調査票を用い、項目に従って調査の上、判定を行う。
- ④ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- ⑤ 被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

## 第15節 医療・助産計画

災害のため医療機関が混乱し、被災者が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療救護を施し、被災者の保護を図る。

### 1 実施機関

- (1) 医療及び助産は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が行うことを妨げない。
- (2) 医療及び助産は、医療救護班により行うが、災害の規模及び負傷者の発生状況によっては、日本赤十字社茨城県支部、常陸太田市医師会、その他医療関係機関に医師、看護師等の派遣を要請し、協力を得て実施する。
- (3) 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。  
※医療救護チーム・DMAT、医療ボランティア、JMATの県への派遣依頼など  
※DMAT：災害派遣医療チーム ※JMAT：日本医師会災害医療チーム
- (4) 医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努める。

### 2 医療

#### (1) 対象者

災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

#### (2) 実施方法

医療救護班が実施する。ただし、緊急患者等については病院、診療所に移送し治療する。

#### (3) 医療の範囲

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術、その他の治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への受け入れ
- ⑤ 看護

#### (4) 費用の限度額

- ① 救護班による場合  
使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費の実費。
- ② 一般病院、診療所による場合  
国民健康保険の診療報酬の額以内。
- ③ 施術者による場合  
市内における協定料金の額以内。

#### (5) 実施期間

災害発生の日から14日以内とする。

### 3 助産

#### (1) 対象者

災害のために助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者。

(2) 実施方法

助産は医療と同様救護班により実施するが必要に応じて助産師、産院又は一般医療機関の応援、協力を得て行う。

(3) 助産の範囲

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前、分娩後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(4) 費用の限度額

- ① 救護班、産院、一般医療機関の場合  
衛生材料費、処置費（救護班の場合を除く）、薬剤の実施。
- ② 助産師による場合  
市内における慣行料金の8割以内の額。

(5) 実施期間

分娩した日から7日以内とする。

4 救護所の設置

医療機関のみで収容できないときは、災害発生地域近辺の公共建物等に、状況に応じ救護所を設置し、傷病者、妊婦及び産じょく婦を収容し、救護するとともに、災害による負傷者をも診察する。

救護所要員は、医師、看護師、所産師等医療関係者をもってこれに充てる。なお、救護所名は、「常陸太田市〇〇救護所」とする。

5 応急医療活動

(1) 医療救護チーム・DMATの派遣要請

市長は、本市のみでは十分な対応が困難であると判断したときは、県に対し医療救護チーム・DMATなどの派遣を要請し、配置場所を調整のうえ救護所や病院等への受入れを行う。

また、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム・DMAT等への災害時緊急給油票の発行など特段の配慮を行う。

(2) 病院等の情報収集等

病院等が継続して医療の提供が行えるよう、あるいは医療提供が困難な場合において転院の必要性が生じたときのため、各病院等の被災の状況や患者の受入れの可否などの情報の収集を行うとともに、その情報の提供を行う。

なお、転院などで病院間の調整が困難な場合には、県に調整を要請するものとする。

(3) 人口透析の供給等

市は、本市の人口透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時においても人口透析医療を継続するため、備蓄や井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人口透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等のあっ旋に努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

(4) 人口呼吸療法，酸素療法等患者への対応

市は，県，保健所，医療機関等と協力して在宅患者等の被災状況を確認するとともに，必要に応じて在宅患者の医療提供に努める。

病院等は，人口呼吸器のバッテリー，非常用発電機等を準備している場合は，在宅患者への貸出しを行うほか，人口呼吸用酸素等の必要な医療材料の提供に努める。

**6 医療品等の調達**

医療救護のための医療品等の調達は，市内の医療品小売業者から市長が一括購入する。ただし，被害の状況により，医療品小売業者から購入することが不可能また，購入量が不足する場合には，県に対して医療品等の調達を依頼する。

※（資料 2-52）災害用医療品等備蓄場所

※（資料 2-53）医療関係機関

※（資料 2-54）医薬品取扱業関係者

## 第16節 災害廃棄物・防疫計画

被災地における災害廃棄物及びし尿の処理等については、関係機関の協力を得て行い、災害時における環境衛生の万全を期する。また、医療及び助産の救護と併行して、防疫清掃班は防疫活動を実施し、被災地の感染症等の発生防止に努める。

なお、災害廃棄物に関する基本的な考え方や処理方策等を示した災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定し、災害廃棄物の処理を進める。

### 1 災害廃棄物の処理

#### (1) ごみ処理

##### ① 生活ごみの収集処理

ア 職員による巡視、住民による情報提供等から、迅速に被災地域の状況把握に努める。

イ 被災地域から排出された生活ごみは、速やかに仮集積所及び収集日時を定めて住民に広報し、迅速かつ適正に収集処理する。その際、処理能力を超え、かつ他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講ずる。また、必要があれば県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

ウ 市の中間処理施設である清掃センターが被災した場合は、速やかに被害状況を把握し、応急復旧による処理機能の確保に努める。

##### ② 仮置場の設置、分別

災害廃棄物が大量に発生した場合は、速やかに仮置場を設置し、住民からの受入れを行う。その際、分別による受け入れを行うものとし、廃棄物のリサイクル及び処分量の削減を図るものとする。

##### ③ 連携体制の確保

市及び県は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。

#### (2) し尿処理

##### ① し尿処理排出量の推定

汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日から出来る限り早急に収集処理を行うことが必要である。このため、地区別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋のし尿排出量を推計する。

##### ② 収集体制の確保

収集にあたっては、市の許可業者による協力体制のもと迅速に対応するものとする。また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集の応援要請を行う。

##### ③ 被災地域への応急措置

被災地域において、自家用トイレの使用が不可能となった世帯のため、必要に応じて共同の仮設トイレを設置する。

##### ④ 処理施設の機能確保

市のし尿処理施設が被災した場合は、速やかに被害状況を把握し、応急復旧による処理機能の確保に努める。

#### (3) 死亡獣畜

##### ① 集中焼却

移動し得る死亡獣畜については、適当な場所に集めて埋めるか又は焼却等の方法により処理する。

② 個別処理

移動し難い死亡獣畜については、その場で他に影響を及ぼさない方法で個別に処理する。

## 2 防疫

### (1) 防疫体制の確立

被災地域、被災状況等を迅速に把握し、町会（自主防災会）等と連携して、市独自の防疫体制の確立を図るとともに、被災者に薬剤を配布して自主防除を指導する。

### (2) 防疫措置情報の収集・報告

災害の発生後において、気象台、警察及び消防本部等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合、疑いのある場合など、市又は保健所への通報連絡を迅速に行う。なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

### (3) 防疫措置

- ① 感染症患者の早期発見に努めるとともに患者は、水戸赤十字病院、常陸大宮済生会病院に収容隔離する。
- ② 飲料井戸水は、クロール石灰又は次塩素ソーダ液をもって消毒する。
- ③ 水道は、水質検査及び消毒が完了するまで給水を止める。
- ④ 罹災家屋床下、その他汚水が滞留した箇所は、速やかに清掃し、生石灰による消毒後ゾール系防疫剤を散布する。
- ⑤ 側溝の流水を図り、悪水汚染等の滞留箇所については生石灰による消毒後ゾール系防疫剤を散布する。
- ⑥ 公共給水施設、料理店、飲食店等の従業員に対する検便を徹底し、食物による感染症の発生を防止するとともに、被災地域内食品販売業者の被災食品の取扱いについては、大宮保健所員の協力を得て厳重にその措置を指導する。

### (4) 防疫資機材

資材については、医薬品取扱業者により供給を受けるものとし、不足の場合は県に要請する。

### (5) 予防教育及び広報活動の実施

平常時から、災害時の感染や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難所において同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

### (6) 記録の整備及び状況等の報告

警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動等を大宮保健所長に報告する。

## 第17節 行方不明者の搜索及び遺体火葬計画

災害により行方不明となっている者又は周囲の事情により既に死亡していると推定される者を搜索し又は災害により死亡した者について遺体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な仮葬を実施する。

### 1 実施機関

- (1) 行方不明者等の搜索、収容、処理及び仮葬は市長が行う。ただし、災害救助法を適用したときの遺体の処理については知事が行うことを妨げない。
- (2) 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

### 2 遺体の搜索

#### (1) 搜索の対象者

行方不明の状態にある者又は周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

#### (2) 搜索及び収容作業

- ① 災害時における混乱のため行方不明となりすでに死亡していると推定される者について、関係機関は協力して発見に努める。
- ② 発見遺体、漂着遺体その他の事故遺体は、災害発生に伴い開設された遺体収容所へ収容する。
- ③ 遺体収容所については、市営斎場のほか必要に応じ適当な場所（寺院、神社、公民館、その他の集会施設等）を選定する。
- ④ 死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

### 3 遺体の処理

#### (1) 遺体の洗淨、縫合、消毒等

- ① 収容された死体について、必要に応じて鑑別できるよう洗淨、縫合、消毒等を行う。
- ② 遺体の処理は、警察署の協力を得て行う。

#### (2) 遺体処理台帳への記載

遺体の氏名、住所、性別、身長、特徴、発見場所、遺留品等を遺体処理台帳に記載し、1体ごとに棺に表示する。

#### (3) 身元不明者

身元不明者については、地元住民の協力を得て身元確認のため手配を行う。

#### (4) 遺体の引渡し

縁故者から遺体引取りの申し出があった場合は、十分調査のうえ引渡す。

#### (5) 身元確認のため収容所に一時保存しておく期間は、夏2日、冬3日程度とする。

### 4 遺体の火葬

遺体を葬る方法は、応急的な仮葬とし、原則として火葬とする。

#### (1) 対象者

- ① 災害時の混乱の際に死亡した者であること。
- ② 災害のために火葬を行うことが、下記に掲げるような困難な場合であること。
  - ア 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労働的にも、火葬を行うことが困難であるとき。

イ 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人之力では火葬を行うことが困難であるとき。

ウ 経済的機構の一時的混乱のため遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき。

エ 火葬すべき遺族がいないか又はいても高齢者、幼年者等で火葬を行うことが困難であるとき。

(2) 火葬期間

災害発生の日から10日以内。

※(資料2-55) 火葬場

## 第18節 障害物の除去計画

災害に際し住居又はその周辺に運ばれた土砂竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、罹災者の日常生活の確保を図るとともに、道路等の利用目的に著しい障害を及ぼしているものを除去し、人的物的輸送を確保しようとするものである。

### 1 実施機関

#### (1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去

- ① 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、市長が行う。
- ② 市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

#### (2) 道路に障害を及ぼしているものの除去

道路に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路管理者が行う。この場合においても、災害の規模、障害の内容等により、各道路管理者が相互に協力し交通の確保を図る。

### 2 障害物の除去

災害救助法が適用された場合の、住居又はその周辺に運ばれた土砂竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、同法及びその運用基準によるが、その概要は次のとおりであり、災害救助法が適用されなかった場合においてもこれらに準じて実施する。

#### (1) 障害物の除去の対象となるもの

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- ② 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること。
- ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- ④ 住家の被害程度は、半壊若しくは床上浸水したものであること。

#### (2) 障害物の除去の方法

実施機関が自らの組織、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

#### (3) 障害物除去の救助の程度、方法

（資料「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」参照）

### 3 道路における障害物の除去

道路の利用目的に著しい障害を及ぼしているものの除去は、各道路管理者において、その所有する関係機械、器具車両等をもって速やかにこれを除去し交通の確保を図る。その際、各道路管理者間の情報交換を緊密に行うものとする。

#### (1) 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、それぞれの実施機関において定めるが、市長が管理する道路にかかわる障害物の集積場所は、次の基準により災害発生箇所の近くに設ける。

- ① 交通に支障ない市有地を選ぶ。
- ② ①による適地がなく民有地を借用する場合は、所有者と協議し、契約を締結して使用する。

#### (2) 必要な機械器具の現況等

市が保有する機械器具において対処するが、災害の種類、規模及び程度により保有する機械器具が不足するときは、県及び市内土木業者の協力を求め、借用また、調達使用する。

## 第19節 輸送計画

被災者の避難、物資の輸送に必要な車両を確保し、応急対策の万全を期する。

### 1 輸送対象

- (1) 被災者の避難のための輸送及びこれに伴う必要な人員、資材
- (2) 重症患者、妊産婦、その他老弱者
- (3) 飲料水及び食糧
- (4) 救助用物資
- (5) 行方不明者の捜索又はその処理のための人員、資材

### 2 輸送車両の調達

市所有車両で実施し、状況に応じて市内輸送業者の協力を求める。なお、必要に応じて県又は自衛隊に対し派遣を要請する。

### 3 緊急輸送車両の確保

- (1) 緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限が行われた場合は、災害対策基本法施行令第33条第1項に基づく確認を県及び公安委員会に求め、同条第2項に基づき緊急輸送車両の標識及び証明書の交付を受ける。
- (2) 市は、災害応急対策用として使用する車両については、事前に警察署に届出をし標章等の交付を受けておく。
- (3) 交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい部位に表示する。
- (4) 車両の調達については、市所有車両又は輸送業者の協力を求める。
- (5) 車両の配車については、災害の種別、規模、範囲等を勘案して、輸送は主としてトラックを使用する。ただし、罹災者の避難については、可能な限りバス輸送を考慮する。

※（様式20）緊急輸送車両確認証明書

## 第20節 労務計画

災害時において、災害応急対策を実施するにあたり、必要な労力について、労務者を雇用するなどして労務供給の万全を期する。

### 1 民間団体の協力

災害応急対策を実施するにあたり、不足する労力については、民間団体の協力を得て、労力の供給を図る。

### 2 労務者の確保

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保については、下記の応急対策を実施するために不足する労力を補うために行うものとし、原則として、公共職業安定所を通じて行う。

- (1) 罹災者の避難
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 罹災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救助用物資の整理、輸送、配分等

## 第21節 文教対策計画

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、市教育委員会は学校と緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全及び教育を確保する。

### 1 児童・生徒等の安全確保

#### (1) 情報等の収集・伝達

- ① 災害が発生し又は発生するおそれがある場合、校長等に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- ② 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童・生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮する。
- ③ 校長等は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市その他関係機関に報告する。
- ④ 校長等は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

#### (2) 児童・生徒等の避難等

##### ① 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。

##### ② 避難の誘導

校長等及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市その他関係機関の指示及び協力を得て行う。

##### ③ 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校又は教員による引率等の措置を講ずる。なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

##### ④ 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努める。この場合、速やかに市に対し、児童・生徒数、保護の状況等必要な事項を報告する。

また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引渡しができるまで校内での保護を行う。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童・生徒等の引渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

##### ⑤ 保健衛生

校長等は、帰宅できず校内で保護する児童・生徒等のため、必要物資等の調達に努める。また、災害時において、建物内外の清掃等、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずる。

## 2 応急教育

### (1) 教育施設及び授業

- ① 校舎の被害が軽少なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- ② 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で二部授業等を行う。
- ③ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、体育館その他公共施設の利用又は他の学校の一部を使用し授業を行う。

### (2) 教科書・学用品等の給与

- ① 災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又は棄損し、就学上支障をきたしている小・中学校等の児童・生徒等に対して学用品等を給与する。
- ② 自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

### (3) 教職員の確保

市教育委員会は、災害に伴い、教職員不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

### (4) 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、市教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずる。

- ① 学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を市教育委員会と協議する。
- ② 避難所に指定する学校の担当職員を決め、市教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
- ③ 学校は、避難所における教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- ④ 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童・生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。

## 3 学校以外の教育機能の対策

学校以外の教育機関の長は、災害が発生し又は発生の恐れがある場合は、上記1に準じて、施設の利用者の安全を図る措置を講ずる。

## 第22節 応援・派遣要請計画

大規模災害時には、被害が拡大し単独でこれに対処することが困難な事態が想定されるため、各防災関係機関は、あらかじめ他関係機関と十分に協議を行い、相互応援体制を整えるとともに、被災市区町村応援職員確保システムを活用して災害時の円滑な応急対策活動を実施することとする。

### 第1 県に対する応援要請

市長は、知事に応援又は職員派遣の斡旋を求める場合には、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

#### 1 応援要請時に記載する事項

- (1) 災害の状況
- (2) 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (3) 応援を希望する物資、資材、機械、機具等の品名及び数量
- (4) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (6) その他必要な事項

#### 2 職員派遣の斡旋時に記載する事項

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

### 第2 国に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他職員の派遣について必要な事項

### 第3 市町村相互の応援

市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

### 第4 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な活用を図ることとする。

#### 1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ、緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合である。

なお、事態を収拾することができない場合又は緊急を要する場合は、自衛隊の災害派遣を次の基準により要請する。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき
- (2) 風、水等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき
- (3) 市内に大規模な災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
- (6) 応急措置のため、医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

## 2 災害派遣要請の依頼

- (1) 自衛隊に対する災害派遣要請者は茨城県知事であるので、市長は知事に対し派遣要請を依頼する。
- (2) 知事に対し派遣要請を依頼する場合は、「自衛隊災害派遣要請書」をもって行う。ただし、緊急を要する場合等上記様式文書をもってすることができない場合は、電信電話等により依頼するものとし、事後速やかに上記様式文書を送付する。
- (3) また、知事に対して要請ができない場合には、その旨及び当該地域にかかわる災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知する。

◎ 提出先 茨城県災害対策本部（県防災・危機管理課）

◎ 提出部数 1部

◎ 記載事項

- ① 災害の状況及び派遣要請の理由
- ② 派遣を必要とする期間
- ③ 派遣を要請する区域及び活動内容
- ④ その他参考となる事項

※（様式21）自衛隊派遣要請書

## 3 災害派遣部隊の受け入れ体制

派遣依頼が認められたときは、受入体制を整備し、派遣部隊の活動が円滑、効果的に行い得るよう知事、警察等関係機関との緊密な連絡をとるとともに作業計画及び資機材の準備、宿泊施設等の準備にあたる。

### (1) 災害派遣部隊到着前

- ① 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- ② 連絡職員を指名する。
- ③ 派遣部隊の展開や宿営のための後方支援拠点等を提供する。

### (2) 災害派遣部隊到着後

- ① 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ② 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

(3) 自衛隊の災害派遣時宿泊施設

※(資料 2-56) 自衛隊の災害派遣時宿泊施設

(4) ヘリコプター離発着場

※(資料 2-57) ヘリコプターの離発着場

※(資料 2-58) ヘリポート設定場所概要

(5) ヘリコプター離発着場の準備

- ① 砂じんが舞い上がるおそれがある場合は、十分散水する。
- ② 積雪時は、除雪又は圧雪を行う。
- ③ 風圧のため飛散するおそれがあるものは、撤去する。
- ④ 発着場が校庭の場合は、障害のおそれのあるサッカーのゴール等を撤去する。
- ⑤ 上空から風向及び風速が判定できるよう着陸点近くに赤白(又は赤)の吹流し又は発煙筒を設置する。
- ⑥ 離着陸時は、危険防止のため関係者以外の者を近づかせない。
- ⑦ 粉末消火器(20型2本以上)を準備する。
- ⑧ 基準を満たすヘリポートを確保する。その際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

#### 4 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 市長又は関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「災害派遣部隊撤収要請書」により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。
- (2) 知事は、前項1の依頼を受けた場合又は派遣の目的を達成したと認めるとき若しくは他の理由により派遣の必要がなくなると認めるときは、部隊の長と協議のうえ、「災害派遣部隊撤収要請書」により速やかに撤収要請を行う。

※(様式 22) 災害派遣部隊撤収要請書

#### 5 経費負担区分

派遣された自衛隊の救援活動に要した次に掲げる経費は、原則として本市において負担するものとし、2以上の市町村にわたって活動した場合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材(自衛隊装備にかかわるものを除く。)等の購入費、借上料、及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議する。

## 第23節 農地農業計画

### 第1 農地の応急対策

土地改良区等は、農地が湛水し農作物の生産に重大なる支障を生ずる恐れがある場合は、応急ポンプ排水等の応急仮設工事を行う。

#### 1 農業用施設

##### (1) 堤防

土地改良区等は、ため池等の堤防のり崩れの場合における腹付工、及び土止杭柵工事を行う。

##### (2) 水路

土地改良区等は、素堀仮水路の設置、及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

#### 2 頭首工

土地改良区等は、一部被災の場合は土のう積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

#### 3 農道

市は、特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。

### 第2 農業の応急対策

#### 1 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生また、拡大の防止を図る。

※（資料 2-20）農作物対策

#### 2 家畜の応急措置

##### (1) 風害

- ① 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること
- ② 外傷家畜の治療と看護に努めること
- ③ 事故畜等の早期処理に努めること

##### (2) 水害

- ① 畜舎内浸水汚物の排除清掃を図ること
- ② 清掃後畜舎内外の消毒を励行すること
- ③ 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、併せて病傷家畜に対する応急手当を行うこと
- ④ 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること
- ⑤ 必要に応じ発病が予想される家畜感染症の緊急予防注射を実施すること

※（様式 23）建設・農林災被害個別調査票

※（様式 24）農業被害個別調査票

## 第24節 ボランティア協力計画

大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア団体や個人の協力に対する受け入れ・調整体制を整備するとともに、活動の中で指導的な役割を果たすボランティアリーダー等の養成に努める。

### 1 ボランティア「担当窓口」の設置・機能

市は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」を開設し、コーディネートを担当する職員を配置し市町村とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

### 2 ボランティアの活動分野・内容

避難所の運営や炊き出し、食糧等の配付など一般分野での活動（一般ボランティア）をはじめ、医療や看護、通訳、アマチュア無線など専門分野での活動（専門ボランティア）についても、積極的に協力を受け入れることとする。

なお、ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- ① 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ② 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介助等）
- ③ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等）
- ④ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- ⑤ その他被災者の生活支援に必要な活動

### 3 ボランティアとして協力を求める個人、団体

積極的に協力を求める対象は概ね次のとおりとする。

#### (1) 個人

- ① 医師、看護師等
- ② 応急危険度判定士
- ③ 無線愛好家等
- ④ その他災害時に必要な専門的知識を有する者等

#### (2) 団体

- ① 日本赤十字社茨城県支部奉仕団
- ② 財団法人茨城県国際交流協会
- ③ 日本アマチュア無線連盟茨城県支部
- ④ その他ボランティア活動団体等

### 4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

災害時におけるボランティア活動の重要性について、平常時から広報誌やパンフレット等による周知を行い、発災時には積極的に参加を呼びかけることに努める。

### 5 災害時におけるボランティアの登録、派遣

専門分野ボランティアの受付及び登録は、原則として発災後に県が窓口となり実施することとなっているが、県及び関係機関と十分な連携を図りながら状況に応じて窓口を市内に設置し、一般分野ボランティアの受付と併せ、迅速な対応に徹することとする。また、被災現地における体

制を整備し、ボランティアの需要状況の把握を行い、県のボランティア受入窓口である県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会との連絡を密にし、必要に応じて派遣の要請を行う。

#### 6 ボランティア受入体制

ボランティアに対する食事、宿泊場所の情報提供は、原則として市が対応する。

**第25節 災害救助法の適用**

**1 災害救助法の適用手続等**

**(1) 災害救助法の適用基準**

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条によるが、具体的適用基準は次のとおりである。

**災害救助法の適用基準**

適用基準	被災世帯の算定	
	滅失世帯の算定	住家の滅失等の認定
	【 】は、次表、被害の認定基準の項参照	
1) 市内の住家のうち滅失した世帯の数が 80 世帯以上であること。	住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれの世帯の滅失した1世帯とみなす。 【世帯】【住家】	① 住家が滅失したものの。 【全壊】
2) 県内の住家のうち滅失した世帯の数が2,000世帯以上であって、市内の住家のうち滅失した世帯の数が40世帯以上であること。		② 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したものの。 【半壊】
3) 県内の住家のうち滅失した世帯の数が9,000世帯以上で、市内の住家のうち滅失した世帯の数が多数の場合、また、災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護が著しく困難である場合であって市内の住家のうち滅失した世帯の数が多数であること。		③ 前記①、②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、また、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 【床上浸水】
4) 多数の者が生命また、身体に危害を受け又は受ける恐れがあること。		

注1：災害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（焼）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって1世帯とする。

2：災害世帯数の算出根拠は、平成27年国勢調査による。

**(2) 災害救助法の適用手続**

① 市の被害状況報告

市長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、「被害状況報告表」を用いて、知事に対して報告する。

② 知事は、市長の報告により、救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、市及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。なお、救助法を適用したときは、速やかに公告する。

**(3) 救助業務の実施者**

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、全面的に知事に委任されている。ただし、救助活動を迅速に実施するため、次に掲げる救助の内必要な救助に関する職権は、市長に委任している。

なお、市長は、委任された救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を除く）の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の供与また、貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害に係った者の救出
- ⑥ 災害に係った住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 被害の認定基準

被害区分	判定基準
人的被害	人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告すること。
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
重傷者・軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、重傷者は1箇月以上の治療を要する見込みの者とし、軽傷者とは、1箇月未満で治療できる見込みの者。
住家被害	「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
大規模半壊	住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
中規模半壊	住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損害割合が30%以上40%未満又は損壊割合が30%以上50%未満のもの。
半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積について20%以上50%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価、20%以上40%未満のもの。
準半壊	住家が半壊又は半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被害	「非住家」とは住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば、市庁舎・公民館・公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
田の流失、埋没	田の耕土が流失し又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
畑の流失、埋没	田の例に準じて取扱う。
畑の冠水	
文教施設	小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・盲学校・聾学校・擁護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。
道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの。
橋梁	道路を連結するために河川・運河等の上に架設された橋。
河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらの維持管理上必要な堤防・護岸・水利・床止・その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設。
電話被害	災害により通話不能になった電話の回線数。
被害金額	
公立文教施設	公立の文教施設。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、林地荒廃防止施設、道路。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共また、公共の用に供する施設。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立ち木、苗木等の被害。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。

風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策

水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、魚具、漁船等の被害。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

備考	世帯	生計を一にしている実際の生活の単位をいう。
	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として扱う。
	棟(むね)	独立した一つの建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は、母屋とは別に1棟として扱う。
	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。
	罹災世帯	災害により建物が全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので協同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い又は同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	罹災者	罹災世帯の構成員。

※(様式14) 罹災証明書

※(様式25) 罹災証明書交付台帳

### 3 被災者台帳の作成

市は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

### 4 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

## 第3章 災害復旧

### 第1節 公共施設の災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、災害の再発を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分検討して作成する。

#### 第1 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設災害復旧計画
  - (1) 河川公共土木施設事業復旧計画
  - (2) 砂防設備事業復旧計画
  - (3) 林地荒廃防止施設事業復旧計画
  - (4) 道路公共土木施設事業復旧計画
- 2 農林水産施設事業復旧計画
  - (1) 農地，農業用施設事業復旧計画
  - (2) その他施設
    - ① 林業施設事業復旧計画
    - ② 共同利用施設事業復旧計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上，下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設，病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11 その他の計画

#### 第2 復旧事業の方針

##### 1 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため指定地方行政機関，県，市，指定公共機関，指定地方公共機関等は，復旧事業の実施に必要な職員の配備，職員の応援，派遣等活動体制について，必要な措置をとること。

##### 2 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し，国又は県が費用の全部又は一部を負担，補助するものについて，県又は市，その他の機関は，復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画をたて，査定実施が速やかに行えるよう努める。

### 3 緊急査定の促進

被災施設の災害の程度により，緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

### 4 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては，災害地の状況，被害の発生原因を考慮し，災害の再発防止及び速やかな復旧が図られるよう関係機関は，十分連絡調整を図り，事業期間の短縮に努める。

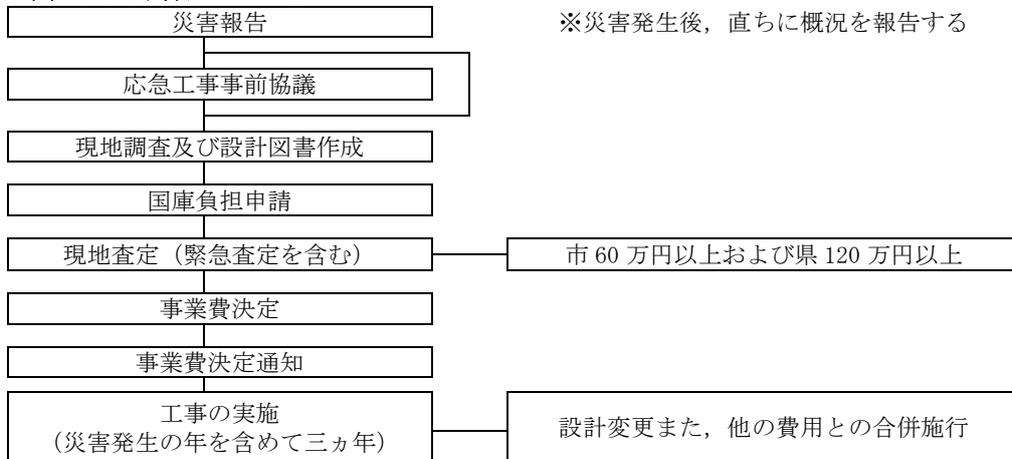
### 5 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては，速やかに実施できるよう措置し，復旧事業の実施効果をあげるよう努める。

## 6 公共土木施設災害復旧の取扱い手続

河川，砂防設備，林地荒廃防止施設，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設，橋梁，道路，下水道，公園の取扱い手続は次のとおりである。

### (1) 公共事業について



なお，現在は，災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については，国庫負担法，同施行令，同施行規則，国庫負担法事務取扱要綱，同査定方針により運営される。

### (2) 小災害の措置について

上記以外の小災害(上記の国庫災害からはずしたものを含む。)で，将来再び出水等の際に被害の因をなすと認められるものは，災害復旧をすみやかに実施する。

また，これらの実施に必要な資金需要額については，財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施に努める。

## 第2節 被災者の生活の安定化

### 第1 義援金の募集及び配分

#### 1 義援金の募集及び受付

義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金の受付方法等について広報・周知を図る。

#### 2 委員会の設置

##### (1) 委員会の設置

県は、被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。県において委員会が設置されない場合は、必要に応じ県に準じた委員会を市に設置する。

#### 3 義援金の保管

寄託された被災者に対する義援金については、各受付機関において適正に保管する。また、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを行い、被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

#### 4 義援金の配分

##### (1) 配分方法の決定

委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議の上決定する。

##### (2) 配分の実施

委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、市は、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

##### (3) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、茨城県防災会議に報告するとともに報道機関を通じて公表する。

### 第2 被災者の生活確保

#### 1 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づく市条例等に定めるところにより、災害弔慰金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

##### (1) 災害弔慰金の支給

※（資料2-59）常陸太田市災害弔慰金の支給等に関する条例

※（資料2-60）災害援護資金の貸付け

※（様式26）診断書（弔慰金施行規則様式）

※（様式27）小災害救助補助金交付申請書

※（様式28）小災害救助状況調書

## 2 職業の斡旋

- (1) 被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所及び県は本人の希望適正等を考慮し、適当な求人を開拓して積極的に就職の斡旋を行う。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、職業訓練校において職業訓練を実施するよう努める。

## 3 税金の減免等

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

## 4 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため市は、低所得者に対し、概ね次の措置を講ずる。

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の上困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。

## 5 郵便事業

### 【日本郵便株式会社】

#### (1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

##### ① 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

##### ② 被災者の差し出す郵便物

被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

##### ③ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

## 6 通信関係

### 【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】

「電話サービス契約約款通則15」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

### 【株式会社NTTドコモ（茨城支店）】

NTTドコモの各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

## 7 電気関係

### 【東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）】

災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

### 第3 中小企業への融資

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行・信用金庫・信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫）の融資並びに、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を県等に要請する。

#### 1 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかな把握

#### 2 資金貸付けの簡易迅速化、条件の緩和等の措置

本市を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付け手続の簡易迅速化、貸付け条件の緩和等について特別の取扱いの実施を要請

#### 3 中小企業者に対する金融制度の周知

国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者への周知徹底

#### 4 資金の円滑化

一般金融機関及び政府系金融機関に対する資金の円滑化

#### 5 県信用保証協会の保証枠の増大

県資金の出えん等の措置による県信用保証協会の保証枠の増大

### 第4 農林漁業者への融資

※（資料 2-61）農林漁業者への融資

### 第3節 生活関連施設等の復旧計画

水道施設、農林水産業用施設又は道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧により、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

#### 第1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

※（資料2-24）上水道・簡易水道施設の現況

##### 1 復旧対策

復旧工事については、特に次の点に留意して進める。

- (1) 施設の耐震化を図る。
- (2) 管路は多系統化、ブロック化及びグループ化を基本とする。
- (3) 計画的施設の整備を図る。

##### 2 漏水防止対策

災害後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- (1) 漏水箇所の調査を行い、漏水修理計画書を作成し、工事を実施する。老朽化、漏水の多発している管路については布設替えを行う。
- (2) 修理体制の整備を図り、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

#### 第2 電力施設

電力施設の復旧については、東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社が行う。なお、原則として、人命にかかわる施設、対策の中核で官公署、民心安定のために重要な報道機関、避難所等の施設について最優先に復旧計画をたてるが、被災の状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

#### 第3 ガス施設

本市はLPガスを使用しているため、LPガス協議会等と協議を行い、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難所等の施設について優先的に復旧を行う。

#### 第4 通信施設

通信施設の復旧は、電気通信事業者が行う。

#### 第5 農林・水産業施設

##### 1 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行う。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

##### (1) 用水施設

- ① 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 用水路護岸の破壊で、決壊の恐れのあるもの。

(2) ため池

- ① 堤体の決壊又はその恐れがあり、ため池の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じる恐れのあるもの。

(3) 道路施設

- ① 道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(4) 排水施設

- ① 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 護岸等の決壊で、破堤の恐れのあるもの。
- ③ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じる恐れのあるもの。

2 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な天然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行う。

特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

(1) 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの。

(2) 治山施設

治山施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設、道路等に被害を生じる恐れのあるもの又はその他著しい被害を生じる恐れのあるもの。

第6 公共土木施設

1 道路等公共土木施設

道路等の公共土木施設については、発災後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧が終り、社会全般が一応落ち着きを取戻し、社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業が可能となる。これらの施設は都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧が望まれるところである。

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ被害を受けた施設を復旧する。

2 河川、急傾斜地崩壊防止施設

河川、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 河川管理施設

- ① 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- ② 堤防護岸等の決壊で、破堤の恐れのあるもの。
- ③ 河川の堤防護岸等の脚部の深堀れで、根固めをする必要があるもの。
- ④ 河川で、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- ⑤ 護岸、床止、水門、樋門、樋管、また、天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると、著しい被害を生じる恐れがあるもの。

## 第4節 激甚災害の指定に関する計画

### 第1 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の二つの指定基準がある。

### 第2 激甚災害指定の手続き

市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況を調査及びこれに対してとられた措置の概要を把握して早期に県知事に報告し、「激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。）の指定手続に着手する。

### 第3 激甚災害に関する調査

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する緊急措置が完了するまでの間、次に掲げる次項について行う。

- 1 災害の原因
- 2 災害が発生した日時
- 3 災害が発生した場所また、地域
- 4 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- 5 災害に対しとられた措置
- 6 その他必要な事項

### 第4 特別財政援助額の交付手続き等

市長は、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

## 3. 航空災害対策計画

市内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定める。

### 第1章 災害予防

航空災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じる。

なお、本市の災害予防は、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第1章 災害予防 に準ずる。

#### 第1節 茨城県と本市の航空状況

県内には、公共用ヘリポートが1か所（つくば）、非公共用飛行場が2か所（阿見・龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが2か所（前山下妻・県庁）、及び自衛隊の飛行場が2か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））及び茨城空港がある。また、本県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。

#### 第2節 航空交通の安全のための情報の充実

県は航空交通の安全のための情報の充実として、以下の体制等を確保しており、本市はこれらの情報体制と緊密な関連を保つように努める。

##### 第1 安全確保情報伝達体制の確保

百里空港事務所は、航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供する。

##### 第2 気象情報発表伝達体制の確保

水戸地方気象台は、航空機の安全にかかわる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時・的確に発表する。

##### 第3 航空交通の安全情報の活用

航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し必要な措置を講ずる。また、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進する。

#### 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

###### (1) 情報の収集・連絡

市は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に備え、県・県警察本部、百里空港事務所、公共機関、航空運送事業者等機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 通信手段の確保

風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第1章 災害予防 第6節 情報連絡体制等の整備運用計画 に準ずる。

**第2 災害応急体制の整備**

(1) 職員等の体制

本市職員及び自主防災組織、地域防災協力員を含む防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実情を踏まえ、職員等に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

**第3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え**

(1) 救難及び救助・救急、消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、本市及び防災関係機関は、現状の救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、船舶、航空機等の把握を行い、手持機材で対応が不足することが予想されるものについて、応援先との連携による対応に努める。

(2) 医療活動への備え

震災対策計画編 第2章 震災予防 第3節 被害軽減への備え に準ずる。

**第4 緊急輸送活動への備え**

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第19節 輸送計画 に準ずるほか、次により実施する。

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

**第5 防災関係機関の防災訓練の実施**

大規模な航空災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努める。

## 第2章 災害応急対策

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

なお、本市の災害応急対策は、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策に準ずる。

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第1章 災害予防 第16節 職員の非常参集体制の整備計画 第2章 災害応急対策 4節 災害情報の収集・伝達計画 に準ずる。

#### 第1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 航空事故情報等の収集・連絡

###### 〔発見者〕

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

###### 〔百里空港事務所〕

航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合、事故情報等の連絡を県に行う。

###### 〔県（防災・危機管理部）〕

百里空港事務所又は自衛隊等から受けた情報を、関係市町村及び関係機関へ連絡する。また、県に航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡があった場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ、国土交通省等に連絡する。

###### 〔本市〕

航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

###### 〔自衛隊〕

自衛隊機による事故災害発生の場合は、陸上自衛隊又は航空自衛隊は速やかに県及び関係機関に連絡する。

###### 〔航空運送事業者〕

自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を百里空港事務所へ連絡する。また、それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに百里空港事務所へ連絡する。

##### (2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

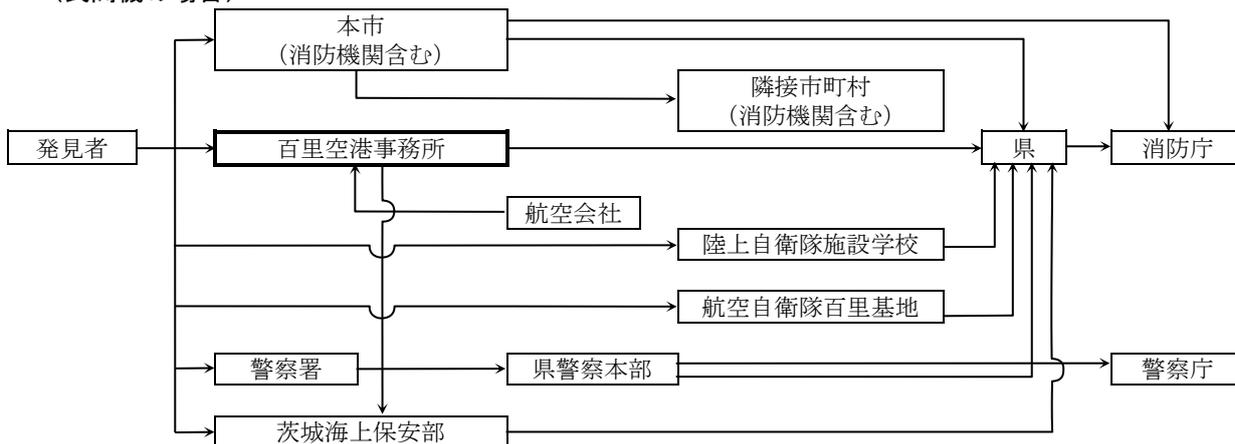
航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

航空事故情報等の連絡先一覧表

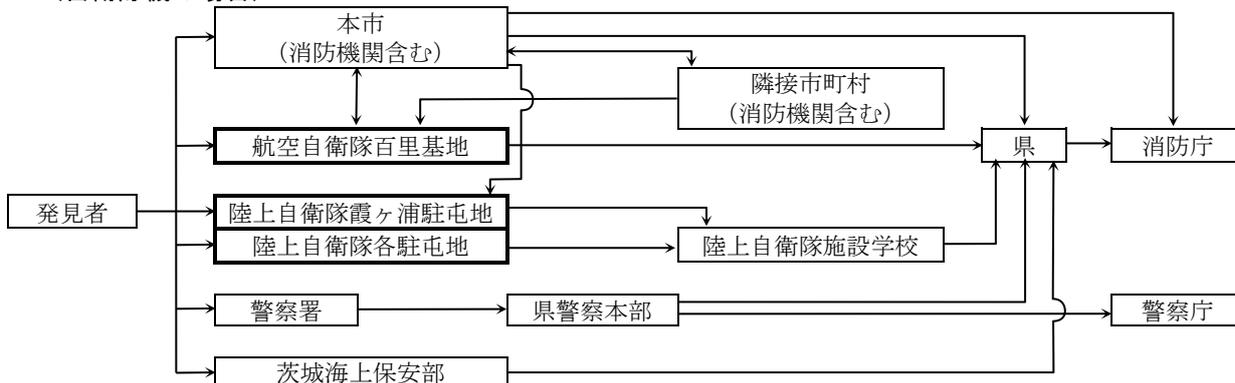
機関名	担当部署	電話番号・(夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (宿直室) 03-5253-7777
百里空港事務所	航空管制運航情報官	0299-54-0672 (同左)
茨城海上保安部	警備救難課	029-262-4304 (同左)
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234 (同 内線 302)
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	029-842-1211 内線 2410 (同 内線 2302)
航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331 内線 231 (同 内線 215))
茨城県	消防安全課 防災・危機管理課	029-301-2896 029-301-2885 (同左)
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直)
本市	防災対策課	0294-72-3111 (同左)
常陸太田市消防本部	総務課	0294-73-0119 (同左)

航空事故情報等の収集・連絡系統図

(民間機の場合)



(自衛隊機の場合)



## 第2 応急対策活動情報の連絡

県に応急対策の活動状況，災害対策本部設置状況等を連絡し，応援の必要性等を連絡するとともに，防災関係機関とは応急対策活動情報に関し，必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

## 第2節 活動体制の確立

本市の活動体制は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は，風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第1節 組織計画 に準ずる。

### 第1 広域的な応援体制

本市において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第22節 応援・派遣要請計画 に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

### 第2 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合には、直ちに要請する。

本市においては、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第22節 応援・派遣要請計画に準じて要請する。

## 第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

### 第1 捜索活動

災害の状況により、県（防災・危機管理部、警察本部）および消防機関と相互に連携して捜索を実施する。

### 第2 救難、救助・救急及び消火活動

被害状況の早急な把握に努め、消防機関と連携し化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動に協力する。また、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助にあたるとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体确保安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するための情報を収集し応援を要請する。

### 第3 資機材等の調達等

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとし、本市は必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

### 第4 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第15節 医療・助産計画に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行う。

## 第4節 避難指示・誘導

災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、市等が行う避難指示等については、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第9節 避難計画 に準じて実施する。

### 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求める。また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施する。

### 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第4節 災害情報の収集・伝達計画 に準じて実施する。

#### 第1 情報伝達活動

航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送による。

伝達内容は、以下のとおりとする。

- ・本市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難指示等及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

#### 第2 関係者等からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置・人員の配置等の体制の整備に努める。

### 第7節 遺族等事故災害関係者の対応

県および応援機関と連携し、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応する。

### 第8節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫、遺体の処理、災害廃棄物、障害物の除去等については、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第16節 災害廃棄物・防疫計画 第17節 行方不明者の搜索及び遺体火葬計画 に準じて実施する。

## 第3章 災害復旧

航空災害発生後、本市の災害復旧は、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第3章 災害復旧 に準ずる。

## 4. 鉄道災害対策計画

本市において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生又は住民に相当の被害がおよぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

### 第1章 災害予防

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は、次の対策を講じる。

なお、本市の災害予防は、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第1章 災害予防 に準ずる。

#### 第1節 市内の鉄道状況

##### 市内の鉄道概況

鉄道事業者名	路線名	営業キロ	輸送人員（一日平均）	区間
東日本旅客鉄道㈱	水郡線 常陸太田支線	5.9km	1,153人	河合～常陸太田

※一日平均輸送人員は、2019年度の常陸太田駅、営業キロは、常陸太田市内駅間距離。

#### 第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実

##### 第1 気象情報発表伝達体制の確保

鉄軌道交通安全にかかわる水戸地方気象台が発表する情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図る。

風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第3節 気象情報等計画 第4節 災害情報の収集・伝達計画 に準ずる。

##### 第2 鉄道の異常に関する情報の伝達

道路管理者は、道路パトロール等の実施により、鉄道と隣接する道路において異常が発見され、鉄道の災害が発生するおそれがある場合に、鉄道事業者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図る。

#### 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

##### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

###### 1 情報の収集・連絡

市は、県（防災・危機管理部、警察本部）、鉄道事業者相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進する。

民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

## 第2 災害応急体制の整備

### 1 職員の体制

職員の非常参集体制，応急活動のためのマニュアルの作成等，災害応急体制を整備するとともに，実践的な防災訓練を実施し，災害時の活動手順，関係機関との連携等について徹底を図り，体制の整備等，必要な措置を講じる。

また，災害発生直後における火災による被害の拡大を最小限とするため，初期消火体制の整備に努める。

### 2 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には，防災関係機関相互の連携体制が重要であることから，県（各部局），鉄道事業者の機関は，応急活動及び復旧活動に関し，相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

なお，県及び本市においては，既に以下の協定を締結しており，今後は，より具体的，実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていく。

#### [県]

- ・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都，茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，神奈川県，山梨県，静岡県，長野県）
- ・「災害時等における福島県，茨城県，栃木県，群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」（福島県，茨城県，栃木県，群馬県，新潟県）

#### [本市]

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

## 第3 救助・救急，医療及び消火活動への備え

### 1 救助・救急活動への備え

県（防災・危機管理部，警察本部）との連携により迅速な救助・救急活動を行うため，救助工作車，救急車等の車両，防災ヘリコプター等の活用及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

### 2 医療活動への備え

震災対策計画編 第2章 震災予防 第3節 被害軽減への備え に準ずる。

## 第4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては，風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第19節 輸送計画に準ずるほか，次により実施する。

市は，県（土木部，警察本部）と連携し，信号機，情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

## 第5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

県（防災・危機管理部），放送事業者等と連携し，事故災害に関する情報を常に伝達できるよう，その体制及び施設，設備の整備を図る。

また，被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画するよう努める。

## 第6 防災関係機関の防災訓練の実施

鉄道事業者，県（各部局）等と連携した訓練を実施するものとし，訓練の実施にあたっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努める。

## 第2章 災害応急対策

鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

なお、本市の災害応急対策は、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策に準ずる。

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第1章 災害予防 第16節 職員の非常参集体制の整備計画 第2章 災害応急対策 第4節 災害情報の収集・伝達計画 に準ずる。

#### 第1 災害情報の収集・連絡

##### 1 鉄道災害情報等の収集・連絡

###### 〔関東運輸局〕

大規模な鉄道事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を県に行う。

###### 〔県（防災・危機管理部）〕

鉄道事業者又は関東運輸局から受けた情報を、関係市町村及び関係機関へ連絡する。また、県に大規模な鉄道事故の発生があった場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ国土交通省等に連絡する。

###### 〔本市〕

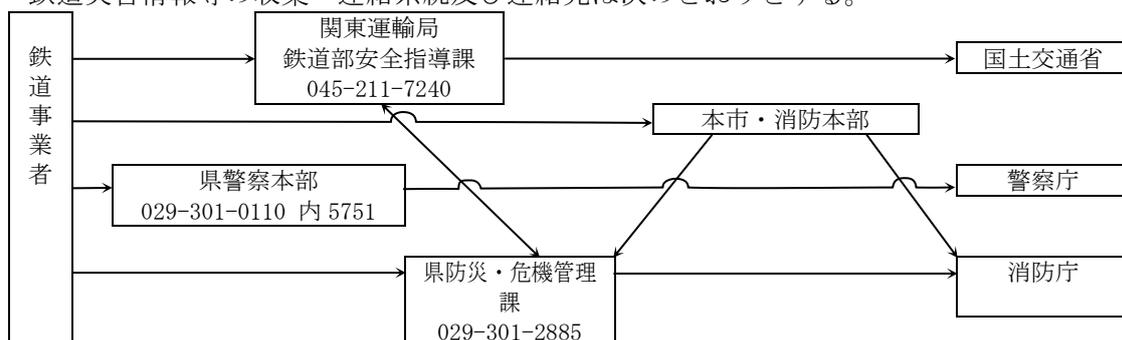
大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

###### 〔鉄道事業者〕

自己の管理する鉄道上で事故災害発生の通報を受けた場合は、事故災害の状況確認を行い、直ちに県、消防機関及び関東運輸局に連絡する。

##### 2 鉄道災害情報等の収集・連絡系統

鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



連絡先覧

関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先
消防庁	昼 夜間	03-5253-7527 03-5253-7777	応急対策室〔宿直室 03-5253-7777〕 宿直室
関東運輸局	昼 夜間	045-211-7240	鉄道部安全指導課 各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話
茨城県	昼 夜間	029-301-2896 029-301-2885	防災・危機管理部消防安全課 防災・危機管理部防災・危機管理課
警察本部	昼 夜間	029-301-0110 内線 5751 029-301-0110	警備課 総合当直
東日本旅客鉄道(株)	昼 夜間	029-225-3140 同上	水戸支社運輸部指令室 同上

**第2節 活動体制の確立**

**第1 活動体制**

本市の活動体制は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第1節 組織計画 準ずる。

**第2 広域的な応援体制**

本市において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第22節 応援・派遣要請計画 に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

**第3 自衛隊の災害派遣**

自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合には、直ちに要請する。

本市においては、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第22節 応援・派遣要請計画に準じて要請する。

**第3節 救助・救急、医療及び消火活動**

**第1 救助・救急活動**

災害の状況により、鉄道事業者、県（防災・危機管理部、警察本部）、消防機関および自衛隊と相互に連携して救助・救急活動を実施する。

**第2 資機材の調達**

消火及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。

必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

**第3 医療活動**

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第15節 医療・助産計画 に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行う。

#### 第4 消火活動

速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

#### 第4節 避難指示・誘導

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、本市が行う避難指示等については、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第9節 避難計画 に準じて実施する。

#### 第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を迅速に把握する。また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとる。

#### 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第4節 災害情報の収集・伝達計画 に準じて実施する。

#### 第7節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫、遺体の処理、災害廃棄物、障害物の除去等については、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第16節 災害廃棄物・防疫計画 第17節 行方不明者の捜索及び遺体火葬計画に準じて実施する。

## 第3章 災害復旧

鉄道災害発生後、本市の災害復旧は、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第3章 災害復旧 に準ずる。

## 5. 道路災害対策計画

市内において大規模な道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関がとるべき対策について定める。

### 第1章 災害予防

大規模な道路災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じる。

なお、本市の災害予防は、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第1章 災害予防 に準ずる。

#### 第1節 道路交通の安全のための情報の充実

##### 第1 気象情報の伝達

市は、大規模な道路災害にかかわる水戸地方気象台が発表する予・警報情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための施設及び設備の充実を図る。

風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第3節 気象情報等計画 第4節 災害情報の収集・伝達計画 に準ずる。

##### 第2 道路の異常に関する情報の収集・伝達

道路管理者は、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合に道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図る。

#### 第2節 道路施設等の管理と整備

##### 第1 管理する施設の巡回及び点検

本市及び各道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施する。

##### 第2 安全性向上のための対策の実施

本市及び各道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施する。

#### 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

##### 第1 情報の収集・連絡体制の整備

###### (1) 情報の収集，連絡

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

##### 第2 捜索，救助・救急，医療及び消火活動への備え

###### (1) 救難及び救助・救急，消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、本市及び防災関係機関は、現状の救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、船舶、航空機等の把握を行い、手持機材で対応が不足することが予想されるものについて、応援先との連携による対応に努める。

(2) 医療活動への備え

震災対策計画編 第2章 震災予防 第3節 被害軽減への備え に準ずる。

**第3 緊急輸送活動への備え**

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第19節 輸送計画 に準ずるほか、次により実施する。

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交管理体制の整備に努める。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

**第4 防災関係機関の防災訓練の実施**

大規模な道路事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、トンネル内事故、落盤事故、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努める。

**第5 関係者等への的確な情報伝達活動**

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

## 第2章 災害応急対策

道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じる。

なお、本市の災害応急対策は、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策に準ずる。

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第1章 災害予防 第16節 職員の非常参集体制の整備計画 第2章 災害応急対策 第4節 災害情報の収集・伝達計画 に準ずる。

#### 第1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 道路災害情報等の収集連絡

###### 〔発見者〕

道路災害の発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防史員又は道路管理者に通報しなければならない。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

###### 〔道路管理者〕

道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に連絡する。

###### 〔県（防災・危機管理部・土木部）〕

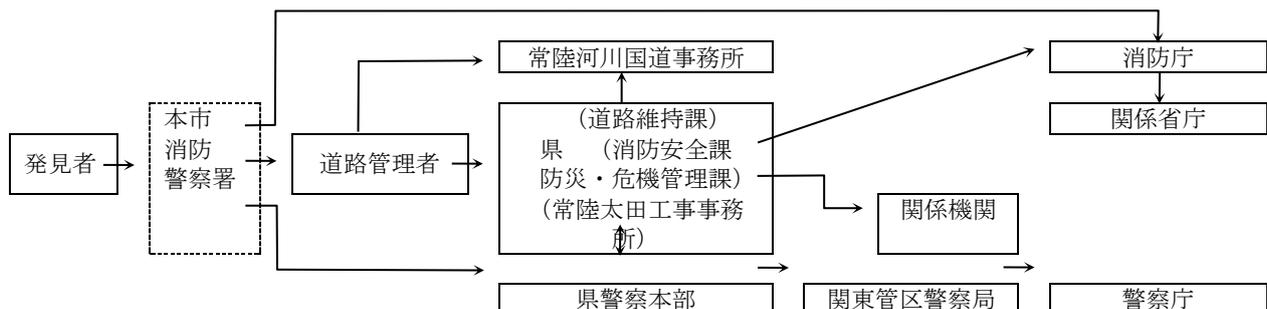
大規模な道路災害の発生等に関する連絡を受けた場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概括的な情報を収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ国土交通省に連絡する。

###### 〔本市〕

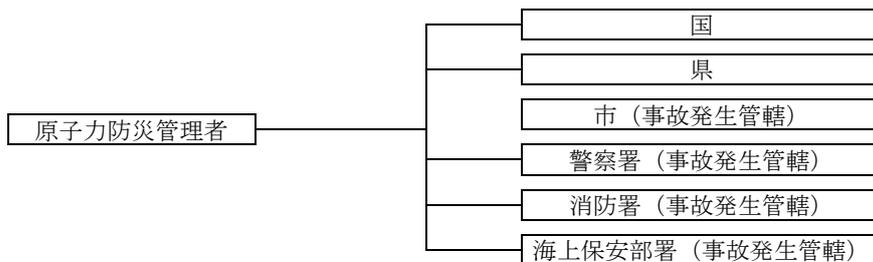
大規模な道路災害の発生又は発生する恐れに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

#### 第2 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



核燃料物質等の事業所外運搬中の災害の連絡先



## 第2節 活動体制の確立

本市の活動体制は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとる。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第1節 組織計画 準ずる。

### 第1 広域的な応援体制

本市において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第22節 応援・派遣要請計画 に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

### 第2 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を道路事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合には、直ちに要請する。

本市においては、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第22節 応援・派遣要請計画 に準じて要請する。

### 第3 救助・救急活動

災害の状況により、県（防災・危機管理部、警察本部）および消防機関と相互に連携して捜索を実施する。

### 第4 救難、救助・救急及び消火活動

被害状況の早急な把握に努め、消防機関と連携し化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動に協力する。また、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助にあたりるとともに、必要に応じて地域住民等の生命、身体安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するための情報を収集し応援を要請する。

## 第3節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求める。また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施する。

## 第4節 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第1章 災害予防 第10節 火災予防計画 に準じ行う。

## 第5節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施する。

災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域ならびにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努める。

## 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第4節 災害情報の収集・伝達計画に準じて実施する。

### 第1 情報伝達活動

道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送による。

伝達内容は、以下のとおりとする。

- ・本市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難指示等及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

### 第2 関係者等からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置・人員の配置等の体制の整備に努める。

## 第7節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫、遺体の処理、災害廃棄物、障害物の除去等については、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第16節 災害廃棄物・防疫計画 第17節 行方不明者の捜索及び遺体火葬計画 に準じて実施する。

## 第8節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第10条第1項前段に規定された通報すべき事象(以下、「特定事象」という。)が発生した場合は、次により、原子力事業者等、国、県は連携して、応急対策を実施する。

### 第1 原子力事業者等

原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見又は発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、事故等の発生場所を管轄する市町村、警察機関、消防機関、原子力緊急時支援・研修センター等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を随時連絡する。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏えい

の拡大防止対策，遮へい対策，モニタリング，消火や延焼の防止，救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし，併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し，消防機関，警察機関と協力して応急対策を実施する。さらに，必要に応じ，他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い，応急対策に万全を期する。

## 第2 国

国は，核燃料物質等の運搬中の事故により，特定事象が発生した旨の通報を受けた場合には，速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催する。さらに，原災法第15条に規定された原子力緊急事態に至った場合には，同法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発するとともに，原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置し，原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を原子力事業者等とともに主体的に講じる。

## 第3 本市（消防機関）

事故の通報を受けた本市（消防機関）は，直ちにその旨を県（防災・危機管理部原子力安全対策課）に報告するとともに，事故状況の把握に努め，事故の状況に応じて職員の安全を図りながら，原子力事業者等と協力して，消火，救助，救急等必要な対応を行う。

## 第4 県（警察本部，警察署）

事故の通報を受けた警察機関は，事故状況の把握に努め，事故の状況に応じて職員の安全確保を図りながら，原子力事業者等と協力して，人命救助，避難誘導，交通規制等必要な対応を行う。

## 第5 県（防災・危機管理部）

県は，国と連携して事故の状況把握に努め，必要に応じて災害対策本部を設置するほか，市町村，警察等関係機関と連携して，事故現場周辺の住民避難の指示など必要な措置を講ずる。

# 第3章 災害復旧

大規模な道路災害発生後，本市の災害復旧は，風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第3章 災害復旧 に準ずる。

## 6. 林野火災対策計画

本市において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

### 第1章 災害予防

林野火災の発生を未然に防止するため、平常時から次に掲げる対策を講じる。

なお、本市の災害予防は、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第1章 災害予防 に準ずる。

#### 第1節 林野火災に強い地域づくり

##### 第1 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものであるため、火災の発生しやすい時期に重点的に、火災が発生するおそれがある地域について森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想の普及啓発を図る。

##### 第2 林野火災特別地域対策事業の推進

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に指定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

#### 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 第1 情報の収集・連絡関係

###### 1 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、対策を講ずるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図る。

林野火災の出火防止と早期発見のためには、消防職員や消防団員、地域住民などによるパトロールが効果的であることから、多発時期における監視パトロールの強化に努める。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図る。

###### 2 通信手段の確保

非常通信体制を含めた林野火災時における通信手段については、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第1章 災害予防 第6節 情報連絡体制等の整備運用計画 に準ずる。

##### 第2 災害応急体制の整備

###### 1 職員の体制

林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させる。

###### 2 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

なお、本市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていく。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

[林野火災対策連絡協議会]

県内における大規模林野火災に対処するために、関係機関が相互の連携を密にして、林野火災の予防活動、消火活動及び火災防御訓練等の林野火災対策事業を推進することを目的として設置した林野火災対策連絡協議会により連携を強化する。

### 3 緊急時ヘリコプターの離発着場の維持

緊急時ヘリコプターの離発着場の維持等に努める。

#### 第3 救助・救急、医療活動への備え

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行う。

#### 第4 消火活動への備え

防火水槽・自然水利・指定消防水利等の整備増強を図るとともに、その適正な配置に努める。

#### 第5 緊急輸送活動への備え

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求める。

#### 第6 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え

避難場所、避難路をあらかじめ指定し、住民に周知するとともに、災害時の避難誘導計画を作成し、訓練を通して要配慮者に配慮した避難誘導體制の整備に努める。

また、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ資機材を整備する。

#### 第7 防災関係機関等の防災訓練の実施

様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施する。

### 第3節 防災活動の促進

入山者に対する啓発を実施するとともに、広報誌掲載や立看板の設置等による広報宣伝に努める。

## 第2章 災害応急対策

林野火災が発生した場合、できるだけ被害を最小限にとどめるため、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、次の対策を講じる。

なお、本市の災害応急対策は、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策に準ずる。

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第1章 災害予防 第16節 職員の非常参集体制の整備計画 第2章 災害応急対策 第4節 災害情報の収集・伝達計画 に準ずる。

#### 第1 災害情報の収集・連絡

##### 1 林野火災情報の収集・連絡

火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

##### 2 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。



##### 3 応急対策活動情報の連絡

応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

### 第2節 活動体制の確立

本市の活動体制は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

職員の動員配備体制区分の基準及び内容は、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第1章 災害応急対策 第1節 組織計画 に準ずる。

#### 第1 広域的な応援体制

本市内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第22節 応援・派遣要請計画 に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

#### 第2 救助・救急活動

被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等県・国の各機関に応援を要請する。

### 第3 医療活動

林野火災発生時に、医療救護を必要とする多数の傷病者が発生した場合には、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第15節 医療・助産計画 に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもとに医療救護活動を行う。

### 第4 地上消火活動

本市において林野火災を覚知した場合は、火災の大きさ、規模などを把握し、迅速に消防隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援など、火災に対応できる活動体制を迅速に確立する。

自主防災組織および住民は、林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

### 第5 空中消火活動

本市が空中消火を要請した場合は、市が設置する現地指揮本部の指揮のもとに、各機関と連携し迅速な活動体制に務める。

空中消火基地は、消火資機材準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。本市において空中消火の実施が決定された場合は、県（消防安全課）及びヘリコプター運用機関と協議のうえ、適地を決める。

空中消火の方法は、水のう型散水装置をヘリコプターの機体下部に吊し、上空から散水する。

県防災ヘリコプターによる空中消火の要請基準

- ・地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。
- ・その他、火災防御活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

## 第3節 緊急輸送のための交通の確保

### 第1 交通の確保

現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備会社等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとる。

## 第4節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、関係者等への的確な情報伝達については、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第2章 災害応急対策 第4節 災害情報の収集・伝達計画 に準じて実施する。

### 第1 情報伝達活動

林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。

## 第2 その他必要な事項

関係者からの問い合わせに対する対応は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

## 第5節 二次災害の防止活動

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努める。

# 第3章 災害復旧

林野火災発生後、本市の災害復旧は、風水害等対策計画編 2. 風水害対策計画 第3章 災害復旧 に準ずる。